産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律

(産業競争力強化法の一部改正)

第 条 産業 競 争力 強 化 法 平 成二十五 年 -法律第 九 十八号) の 一 部を次 のように改 Ē する。

目

次

中

第二章

新

事

業

活

動

に

関

する

規

制

 \mathcal{O}

特

例

措

置

 \mathcal{O}

整

備

等

及

び

規

制

改革

 \mathcal{O}

推

進

(第六条

第

+

匹

条

第二章 新技術等実証 及び新事 業活動 に 関する規制 \mathcal{O} 特 例 措 置 0) 整備 等 及び 規 制 改革 \mathcal{O} 推進

を 第 節 新技術等実証 及び 新事業活 動 \mathcal{O} 促 進 (第五条 の <u>-</u> -第十四 条

第 二節 新技 術等効果 評 [価委員 会 (第十四 条 の二一第十 匹 条の六)

事 業活 動 に お け Ś 知 的 財 産 権 を 場 所 \mathcal{O} 定 8 \mathcal{O} な 1 株 主 総 会等」 に 改め る。

第二 一条第 項 中 「で あって、 0) 下 に 「 第 八 条 \mathcal{O} 兀 第二 項 E 規 定す る認定新 技 術 等 実 証 計 画 . に 従 0 て 実

施する新技術等実 証 又は」 を加え、 同条中第三十項を第三十一項とし、 第十二項から第二十 九項までを一

項ずつ繰 り下 げ、 同 条第十 項 第 号ワ 中 「第二十一項」 を 「第二十二項」に改 め、 同 項 を 同 条第十二 項

とし、 を 第 同 九項」 条中 第十項を第十 に改め、 同項を同 項とし、 条第六項とし、 第六 項 か 5 第 同 条中 九項 · 第 四 までを一 項を第五項とし、 項ず つ繰り下 げ、 第三項を第四項とし、 同 条 第 五 項 中 「 第 第二 八項

に

項の次に次の一項を加える。

3 この法律において 「新技術等実証」とは、 次の各号のいずれにも該当するものをいう。

新技術 等 (我が 国に お いて産業競争力を特に強 化 すべ き事業分野 に属する事業活 動 12 お V) 7 用 ζ) ょ

うとする革新的 な技術で 又は手 法であって、 当該事業分野にお 1 て 著 L 1 新 規 性を有するとともに、 当

該 (事業活動で用いられることにより、 高い付加価値を創出する可能性があるものをいう。 以下同 ľ

の実用化の可能性について行う実証であって、その実施期間及び当該実証に参加する者 (当該: 実証

に より 権 利利益を害されるおそれがある者があるときは、 その者を含む。 以下この号、 第八条 の二第

三項第四 号及び第八条の三第三項 E お 7 7 「参加者等」という。) の範囲 を特定が Ļ 当 該 参 加 者 等 Ò

同意を得ることその他当該実 証 を適切に実施するために必要となる措置を講じて行うものであること。

新技術等の実用化に当たって当該新技術等に関する規制について分析する場合にあっては、 当該新

技 .術等を実用化するための規制の在り方を含めた課題についての分析及びその結果の検討を行うもの

であること。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 新技術等実証及び新事業活動に関する規制の特例措置 |の整備等及び規制改革の推進

第二章中第六条の前に次の節名及び一条を加える。

第 節 新 技 術 等 実 証 及 び 新 事 · 業 活 動 \mathcal{O} 促 進

(基本方針)

第五条の二 政府は、 新技術等実証及び新事業活動の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的 な方針

(以下この条、 第八条の二第四項第一号及び第九条第四項第一 号にお いて 「基本方針」 という。 を定

めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

新技 術 等実 証 及び 新 事 業 活 動 \mathcal{O} 意 義 に 関 す Ź 事 項

新技術 等実証 及び 新 事 業 活 動 \mathcal{O} 推 進 のため に 政 府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 第八条 の 二 第 項に規定する新技術等実 証 計画 及 び第九条第一項に規定する新事業活 動 計画 の認定

に関する基本的な事項

四 その他新技術等実証及び新事業活動に関する重要事

項

3 内閣総理大臣は、 基本方針の案を作成し、 閣議の決定を求めるものとする。

4 政 府 は、 前項の規定による閣 議の決定が あったときは、 遅滞. なく、 基本方針を公表しなければならな

\ \ \ \

5 政 府 は、 経済事情の変動その 他 の情勢の 推移により必 要が生じたときは、 基本方針を変更するも 。 と

する。

6 第三項及び第四項の規定は、 前項の規定による基本方針の変更について準用する。

第六条第 項 中 「受けて」 の 下 に 「新技術等実証又は」 を加え、 同条第二項中 当該求 めに係る新た

な規 制 \mathcal{O} 特 例 措 置 が その所管する法律、 政令又は 主務省令により規定された規 制 につい . て \mathcal{O} 特 例 に 関 する

措置 を求 める ものである場合にお いて」 を削 り、 「必要が」を「ことが必要か つ適当で」に改 め、 同 条第

三項から第五項までを次のように改める。

3 第 項 \mathcal{O} 規定による求めを受けた主務大臣は、 当該求めを踏まえた新たな規制 \mathcal{O} 特例措置を講ずるこ

とが 心要で、 ない と認めるとき、 又は適当でないと認めるときは、 遅滞なく、 その旨及びその理由を当該

求めをした者に通知するものとする。

4 第一 項の規定による求めを受けた主務大臣は、 当該求めを踏まえた新たな規制 の特例措 置 (新技術等

実 証 に係 る ものに限る。) を講ずるか否 か を判 断するに当たっては、 新技 術 等 7効果評 価 委員 会 (第 + 应

条

 \mathcal{O}

 $\frac{1}{\mathcal{O}}$

新

技

術等

効果

評

価

委員会をい

. う。

以下この

節

に

お

()

て 同

ľ

 \mathcal{O}

意

見

を聴

くも

0

5 第 項 \mathcal{O} 規定に よる水 めを受け た主務大臣 は、 当 該 求 め を 踏 まえ た新たな 規 制 \mathcal{O} 特 例 措 置 (新 事 業活

動 に 係るも のに限る。) を講ずるか否かを判 断するに当たって必要があると認めるときは、 新技術 等効

果評価委員会の意見を聴くことができる。

第六条第六項及び第七項を削る。

第七 条第 項 中 新 事 業 活 動 を を 新 技 術 等実 証 又 は 新事 業活 動 を に改 め、 「その実施 しようとす

る 0 下に 新 技 術 等実 証 又は」 を加 え、 一に 関する」 を 「(以下この 項 及び 第十四 _ 条 に お 7 7 「新 事 業

活 動 「等」という。) に関する」に、 「この条及び第十四条」を「この節及び第百 匹 十七条第一 項」に、

新 事 業活 動 及びこれ に関連する事業活動に対する当該」 を 「新技術等実 証 又は 新 事 業活 動等に 対するこれ

5 に改 め、 同 条第二 項中 当 該 求 8 に係 る解釈 及び 適用 \mathcal{O} 有 無 0 確 認 が その 所管する法律及び法律

に基づく命令に関するも のであるときは」 を削 り、 同 条第一 三項 及び第四 |項を削る る。

第八条の次に次の三条を加える。

(新技術等実証計 画 $\overline{\mathcal{O}}$ 認定)

第八条の二 新技術等実証を実施しようとする者は、 その実施しようとする新技術等実証 に関 する計 画

以下 「新技術等実証計画」 という。)を作成し、 主務省令で定めるところにより、 これを主務大臣 に 提

出して、その認定を受けることができる。

2

二以上の者が新技術等実証を共同して実施しようとする場合にあっては、 当該二以上の者は共同して

新技術等実証計画を作成し、 前項 の認定を受けることができる。

3 新技術等 実 証 計 画 に は、 次に掲げる事項を記載しなければならない。

新技術 等実 証 \mathcal{O} 目 標

次に掲げる新技術等実証の内容

1 新技術等及び当該新技術等を用いて実施しようとする事業活動 の内容

口 第二条第三項第一号に規定する実証 の内容及びその実施 方法

第二条第三項第二号に規定する分析の内容及びその実施方法

三 新技術等実証 の実施期間及び実施場所

兀 参加 者等の具体的 な範囲及び当該参加 者等の一 同意 の取得方法

五. 新技術 等実 証 \mathcal{O} 実施 に 必要な資 金 一の額 及びその 調 達

方法

六 第二条第三 項第二号に規定す る規 制に つい て規定す る法律及び法律に基づく命令 \mathcal{O} 規 定

限 る。) の適用を受けようとする場合にあっては、 当該規制 の特例措置 の内 容

七

第十二条の規定による政令又は主務省令で規定された規制

の特例措置

(新技術等実証に係るものに

八 その 他 新技術等実 証 の実施 に 関し 必要な 事 項

4 主 落 大臣 は、 第 項 \mathcal{O} 認 定 \mathcal{O} 申 請 が あ 0 た場 **愛合に** お *(*) て、 その新技術等実 証 計画 「が次の 各号のい ずれ

に も適合するものであると認めるときは、 その 認定をするものとする。 この場合におい て、 主務大臣 は

新技術等効果評価委員会の意見を聴くものとする。

基本方針に照らし適切なものであること。

当該 新 技術等実 証 計 画 に係 る新技術等実 証 (前項第四号に規定する同意の取得を含む。) が円滑か

<u>つ</u> 確実に対 実施されると見込まれるものであること。

三 当該新技術等実証計画の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するもの

でないこと。

5 主 一務大臣 は、 第 項 \mathcal{O} 認定をしたときは、 主務省令で定めるところにより、 当該認定に係る新技術等

実証計画の内容を公表するものとする。

(認定証の交付等)

第八条の三 主務大臣は、 前条第一項の認定をしたときは、 主務省令で定めるところにより、速やかに、

同 項の認定を受けた者 (以 下 「認定新技術等実証実施者」 という。) に対し、 認定証を交付するものと

する。

2 前項 \mathcal{O} 認定証 には、 次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 認定の年月日

認定 新 技術等実証実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、 その代表者の氏名

三 当該認定に係る新技術等実証計画の内容及び実施期間

兀 当該 認 に定に係る る新技術等実証 計画が前 条第四 項各号の いずれにも適合する旨

認定新技術等実証実施者は、 参加者等の同意を求める場合には、 第一項の認定証を提示しなければな

らない。

3

4 認定新 技術等実証実施者は、 前条第三項第四号に規定する同意を取得したときは、 その旨を主務大臣

に報告しなければならない。

(新技術等実証計画の変更等)

第八条の四 認定新技術等実証実施者は、 当該認定に係る新技術等実証計画を変更しようとするときは、

主務省令で定めるところにより、 当該認定に係る認定証を提出して、 主務大臣 の認定を受けなけ ħ ばな

らない。

2 主 務大臣 は、 認定新技術等実証実施者が当該 認定に係る新技術等実証計 画 (前項の規定による変更の

認定があったときは、 その変更後のもの。 以 下 「認定新技術等実証 計 画」という。)に従って新技術等

実 証 を実施 してい ない と認めるときは、 その認定を取り消すことができる。

3 主 務大 臣 は、 認定新: 技術等実 証 計画 「が第八 条の二第四 項各号の いず れかに適合し な \ \ ŧ のとなったと

認 めるときは、 認定新技術等実証 実施者に対して、 当該認定新技術等実証 計 画 の変更を指示し、 又はそ

の認定を取り消すことができる。この場合において、主務大臣は、 新技術等効果評価委員会の意見を聴

くものとする。

4 主務大臣は、 前二項の規定により第八条の二第 項の認定を取り消したときは、 その旨を、 当該 認定

新 技 術等 実 証 実施者に通 知するとともに、 公表するものとする。

5

認定新

技術等実証実施者は、

第二項又は第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消された

ときは、 速やかに、 認定証を主務大臣に返納しなければならない。

6 第八条の二第四項及び第五項並びに前条の規定は、 第 一項の認定について準用する。

第九 条第 項 中 「この条、 次条及び第百四十九条に お () て を削 り、 同 条第三項第四号中 「第十一条」

を 「第十二条」に、 \overline{O} 適用」 を「 (新事業活動に係るものに限る。) の適用」 に改め、 同条第四項に後

段として次のように加える。

この場合において、 主務大臣は、 必要があると認めるときは、 新技術等効果評価委員会の意見を聴く

ことができる。

第九条第四項中第二号を第三号とし、 第一号を第二号とし、 同号の前に次の一号を加える。

一 基本方針に照らし適切なものであること。

第九条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

第十条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、 主務大臣 は、 必要が、 あると認めるときは、 新技術等効果評価委員会の意見を聴く

ことができる。

第十条第四項中 「前条第四項から第六項まで」を「前条第四項及び第五項」に改め、 同項を同条第五項

とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 主務大臣 は、 前 二項 \mathcal{O} 規定 に により前を 条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 認 定を取り消したときは、 その旨を、 当該認定新 事業

活動実施者に通知するとともに、公表するものとする。

第十二条を削る。

第十一条中 「認定新事業活動実施者」 を「認定新技術等実証実施者が認定新技術等実証計画に従 いって実

施する新技術 等実証 又は 認定新事業活動実施 者」 に改め、 同条を第十二条とし、 第十条の次に次の一 条を

加える。

(情報の提供等)

第十 条 主務大臣は、 認定新技術等実証実施者が新技術等実証を実施している間又は認定新事業活 動実

施 者 が 新 事 業活 動 を実 施 してい る間、 必要に応じ、 当該 認定新 技 術 等 実 証 実 施 者又 へは当該! 認 定新 事 業 活

動 実 施者 に 対 i 必 要な 情 報 \mathcal{O} 提 供 及び 助 言を行うも のとする。

第十三条中

「第六条第二

項の主務大臣及び同条第三項

の関係行政機関

の長」

を

「主務大臣

(第六条第

項 の規定による求めに係る新たな規 制 \mathcal{O} 特例措 置に係る法律及び法律に基づく命令を所管する大臣 に限る

。)」に改め、「及び第二項」を削る。

第十 兀 条 第 項 中 「第六条第二項 \mathcal{O} 主 一務大臣 . 及び 同 条第三項 \mathcal{O} 関 係 行 政 機関 \mathcal{O} 長 ムは、 新 事 業 活 動 及 びこ

れ に 関 連す る 事 業 活 動 を 主 務 大臣 (第 六条 第 項 \mathcal{O} 規定に ょ る求 \Diamond に 係 る 新 たな 規 制 \mathcal{O} 特 例 措 置 若 L

しくは第七条第一 項の規定による求めに係る法律及び法律に基づく命令又は第八条の二第三項第六号に 規

定する法律及び法律に基づく命令を所管する大臣に限る。) は、 新技術等又は 新事業活動等」 に改め、 同

条第二項を削る。

第二章に次の一節を加える。

第二節 新技術等効果評価委員会

(新技術等効果評価委員会)

第十四条の二 次に掲げるものを行うため、 内 閣 府 に、 新技術等効果評価委員会 (以下この 節 に お 1 7

委員会」という。)を置く。

- 新技術等実証及び 新事業活動に係る新たな規制 の特例措置が及ぼす経済全般への効果に関する評価
- 新技術等実証 計画 及び新事業活動 計 画が及ぼす経済全般 \sim 0) 効果に関する評 価
- \equiv 前二号に掲げる評 価を行うために必要な 調 査その: 他 の政令で定める事 項

(所掌事務)

第十 匹 条の三 委員会は、 この 法 律 \mathcal{O} 規定によりその 権 限 に属させら ħ た事 項 を 処 理する。

- 2 委員会は 前項 0 規定によりその権限に属させられた事項に関 内閣 総理大臣を通じて主務大臣に
- 対し、必要な勧告をすることができる。
- 3 委員会は 前項 の勧告をしたときは、 遅滞なく、 その 勧 告の 内 容を公表し なけ れ ばならない。
- 4 主 務 大臣 は、 第二項 0 勧告に基づき講じた措置につい て委員会に ·通 知 なけれ ばならな

(委員)

第十四条 \mathcal{O} 兀 委員会の委員は、 内外の経済社会情勢及び新技術等を用いて行う事業活動 の動 向に関して

優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(報告の徴収等)

第十四条の 五. 委員会は、 その所掌事務を遂行するため必要な限度において、 主務大臣又は新技術等実証

計 画 若しく は新事業活動 計画を提出した者に対して、 報告又は資料の提出を求めることができる。

(政令への委任)

第十四 条 の六 この 法律に定める ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 委員会に関 L 必要な事 項は、 政令で定める。

第十 ·五条第 兀 項 中 関 係 行 政 機 関 \mathcal{O} 長」 の下に「(当該行政 機 関 が 合議 制である場合にあっては、 当該

行政機関。以下同じ。)」を加える。

第十九条第一項中 「第百 四十七条第一 項第二号」 を「第百四十七条第一 項第五号」 に改める。

第三十二条第五項中 「社債、 株式等の 振替に関する法律」 の下に「(平成十三年法律第七十五号) を

加える。

第三十六条中「社債」を「社債 (社債、 株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社

債を除く。 第百一条第一項第六号において同じ。)」 に改める。

一章第四 節 がを次の、 ように改める。

第四 節 場 所 0) 定 8 \mathcal{O} な V 株 主 一総会等 \mathcal{O} 活

用

第六十六条 金融商 品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行

1 る株式会社 (以下この条において「上場会社」という。) は、 株主総会 (種類株主総会を含む。 以 下

この項及び次項に お いて同じ。)を場所の定め \mathcal{O} ない 株主総会 **(種** 類株主総会にあっては、 場所 0 定め

 \mathcal{O} な 7 種 類 株 主 一総会。 以下この項及び)次項 に お 1 て同じ。)とすることが株 主 \mathcal{O} 利 益 \mathcal{O} 確 保 に 配配 慮

<u>つ</u> 産 業競 争 力を強化することに資する場合として経済 産業省令 ・法務省令で定める要件 に該当すること

に ついて、 経済産業省令・法務省令で定めるところにより、 経済産業大臣及び法務大臣 . (T) 確 認を受けた

場合には、 株主総会を場所の定 めのない株主総会とすることができる旨を定款で定めることができる。

2 前 項の 規 定による る定款 \mathcal{O} 定めが、 ある上場会社の取 締役 (会社法第二百九十七 条第 匹 項 (同 法第三百二

十 五 一条にお いて準用する場合を含む。) の規定により株主が株主総会を招集する場合にあっては、 当該

株主 が場所の定めのない株主総会を招集する場合(その招集の決定の時において前項の経済産業省令

法務省令で定める要件に該当し ない 場合を除く。) に おける る同 法第二百 九 十八条第 項 及び 第四 項、

第二百 九 + 九 条第四百 項、 第三百十七 条並 びに第三百十八条第 項 (これらの 規 定を 同法第三百二十 五 条

定 $\overline{\mathcal{O}}$ 適 用 に こついて は、 次の 表 の上 一欄に 掲げ る 同 法 の規定 中 同 表 の中 欄 に 掲げる字句は、 それぞれ同 表 \mathcal{O}

に

お

1

て

準

用する場合を含む。

並びに

同

法第三百

四十二条の二第三

項

及び

第三百四

兀

十五

|条第三

項

 \mathcal{O}

規

下 . 欄 に掲げる字句とするほ か、 必要な技術的読替えは、 政令で定める。

律第九十八号)第六十六条第二項の		
産業競争力強化法(平成二十五年法	第一項各号に掲げる事項	第二百九十八条第四項
会とする旨		
株主総会を場所の定めのない株主総	場所	第二百九十八条第一項第一号
・法務省令で定める事項		
保に資するものとして経済産業省令		記以外の部分
次に掲げる事項及び株主の利益の確	次に掲げる事項	第二百九十八条第一項各号列

主総会の議長が当該場所の定めのな		
る場合には当該場所の定めのない株		
により当該議事に著しい支障が生じ		
受信に用いる通信の方法に係る障害		
い株主総会の議事における情報の送		
決議があった場合(場所の定めのな	決議があった場合には	第三百十七条
済産業省令・法務省令で定める事項		
条第一項各号に掲げる事項その他経		
の規定により読み替えて適用する前		
産業競争力強化法第六十六条第二項	前条第一項各号に掲げる事項	第二百九十九条第四項
産業省令・法務省令で定める事項		
項各号に掲げる事項及び同項の経済		
規定により読み替えて適用する第一		

3 第三 第三 び第三百四十五条第三項 第三百· 第 百 百 項 四十二 十八条 九 \mathcal{O} 十九 規定による定款 一条の二 第 条 \bigcirc 項 十三 一第三 第 項 の定 五. 及 項、 8 第二百 に掲げる事 法 が 第四 路省令 あ 百 る上場会社に 九 十六条第四 十八条第 項 項、 つい 項 第 第四 ての 뭉 会社法第二十九条、 百 八十二条第三項及び 一百 産業競 事 に、 経 で \mathcal{O} あ ることができる旨 1 定める立 規定により読 項 済産業省 株 0 当該 そ た場 九 主総会の延期又は続行を決定す 争 + \mathcal{O} -八条第 事 合 力 決 他 強化 · 経済 令 議 項 を含む。 に基 法務省 産 み替えて適 法第六十六条第二 第三百 業省令 一づく 項 0 第四 第 決 令 に 議 議 兀 百 号に 長 が は 十八条第三 九 用す 法務省令 0 あ + 掲 決定 るとき える第 げ 条 る 項 が \mathcal{O} 規 項

定の

適

用

に

つい

て

は、

次

0

表

の上

欄

に掲

げ

る

同法の規

定

中

同

表

0

中

欄

に掲げる字句

は、

それぞれ

同

表

 \mathcal{O}

下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

用する第二百九十八条第一項の経済		項第四号
条第二項の規定により読み替えて適		第四号及び第四百十六条第四
事項及び産業競争力強化法第六十六	事項	第三百九十九条の十三第五項
業省令・法務省令で定める		
て準用する場合を含む。)の経済産		
八条第一項(第三百二十五条におい		
より読み替えて適用する第二百九十		二号
力強化法第六十六条第二項の規定に		及び第四百八十二条第三項第
含む。)に掲げる事項及び産業競争	含む。)に掲げる	第三百四十八条第三項第三号
)第六十六条第一項に規定する事項		
化法(平成二十五年法律第九十八号		
違反しないもの並びに産業競争力強	違反しないもの	第二十九条

		産業省令・法務省令で定める事項
第四百九十一条	規定中	規定並びに産業競争力強化法第六十
		一六条の規定並びに同条第二項及び第
		三項の規定により読み替えて適用す
		るこの法律の規定中

第七十六条中 「第二条第十九項」を「第二条第二十項」に改める。

第七十八条中 「第二条第十九項第二号」を「第二条第二十項第二号」に改める。

第百十条第二項及び第三項中「平成四十六年三月三十一日」を「令和十六年三月三十一日」に改める。

第百二十七条第三項第三号ニ中「第二条第二十五項第二号」を「第二条第二十六項第二号」に改める。 第百十二条第一項中「第二条第二十二項」を「第二条第二十三項」に改める。

第百二十九条第一項、第二項及び第三項第一号イ中「第二条第二十四項第一号」を「第二条第二十五項

第一号」に改め、 同号 立中 「第二条第二十四項第四号」を「第二条第二十五項第四号」に改める。

第百三十二条第一項及び同条第二項の表第三条第三項の項中「第二条第二十八項」を「第二条第二十九

項」に、「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

第百四十一 条第一 項 中 「又は」の下に 「認定新技術等実証 実施者、 _ を、 「認定連携創業支援等事業者

が \mathcal{O} 下に 認定新 技術 等実証 計 画 を加 え、 新 事 業活 ...動、 を 「新技術 等実 証 新 事 業活 動、

改める。

第百四十四条第一項中 「主務大臣は」の下に 一、 認定新技術等実証実施者」を、 「対し」の下に 認

定新: 技術等実 証 計 画 を加え、 同条中第二項を削り、 第三項を第二項とし、 第四項から第六項までを 項

ずつ繰り上げる。

第百四十七条第一項第一号を次のように改める。

第六条第一 項 の規定による求 めに関する 事 項 当該 求めに係る新技術等又は新事業活 動 に係り る事業

を所管する大臣並びに当該求めに係る新たな規制 の特例措置に係る法律及び法律に基づく命令を所管

する行政機関の長

第百 四十 七 条第 項中 第八号を第十一号とし、 第二号から第七号までを三号ずつ繰り下げ、 第一 号の次

に次の三号を加える。

第七条第一項の規定による求めに関する事項 当該求めに係る新技術等又は新事業活動に係る事業

を所管する大臣 並 びに当該求 めに係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政 機 関 \mathcal{O} 長

 \equiv 新技 術 等実 証 計 画 に 関 する事 項 新 技 術 等実 証 計 画 12 記 記載され た新技芸 術 等に 係 る 事 業 を 所管する大

臣 並 U に 新 技 術 等 実 証 計 画 に 記 載さ、 れ た第八条の二第三項第六号に規定する法律は 及 び 法 律 :に基 一づく命

令を所管する行政機関の長

兀 新事 業活 ...動 計 画 に関 はする事 項 新事業活動計画に記載された新事業活動に係る事業を所管する大臣

並 び に 新 事 業 活 動 計 画 こに記載が 合れ た第九条第三項第四 号に規定す うる規制 の特 例措 置に係る ぶる法律が 及 び法

律に基づく命令を所管する行政機関の長

第百 四十 七 条第三 項 中 「第六条第二項 及び 第三 項」 を 第八条の二第三項」 に、 第五項並びに第十

条」を「第十二条」に改める。

第百 四十九条中 「対し」 の 下 に 一、 第八条の二第一 項の新技術等実証 計画 \mathcal{O} 認定」 を加える。

第百五 一十六条第三号中 第二項又は第四項 から第六項まで」 を 「又は第三項 へから 第 五項まで」 に改め

第二条 産業競争力強化法の一部を次のように改正する。

目次中 「第 一節 特定新事業開 拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の促進 (第十五条-

「第一節 新たな事業の開拓

第 款 特定新事業 開 拓投資事業、 外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支

第三款 研究開発施設等の活用(第二十一条の十二)

革新的技術研究成果活用事業活動の促進(第二十一条の二―第二十一条の十一)

条)」を

第二款

第一節の二 事業適応 の円滑化 (第二十一条の十三―第二十一条の二十八)

援事業の促進(第十五条―第二十一条)

に、「第四十八条」を「第四十六条」に、「第四十九条―第六

十五条」を「第四十七条―第六十五条の六」に改める。

条」 開 十八項とし、 を第三十五 拓 第二条第二項中 を の 下 に 「第四 を 項 十七 第四 とし、 第十三項を削 条」に改 事 + 「別に法律で定める」を「この法律又は他の法律に規定する」に改め、 第十 七 業適応」 条第 八 り、 め、 項 を加 項第二 か 5 同 同条第十二項第一 第三十 え、 項を同条第二十項とし、 号 同条第六項 に 項 まで 改 め、 を四 中 号ワ中 同 項ず 項 「第 を 同 **つ** 九 「第二十二項」を 繰り 項 同条中第十五 条第二十 下げ、 を 「第十 項とし、 同 条第 項を第十 五項」 「第二十六項」 に 同 七 改 九項とし、 条 第· 項 め、 中 + 「第四 六 同 に改 条 項 同条第五 第十 中 中 + -第三十 め、 九 第 应 条 項中 項 第 兀 同 を第 項 + を 項 項 九

11 な 技 $\sum_{}$ 術 \mathcal{O} 法 0 研 律 究 に \mathcal{O} お 成果を活用して行う事業活 1 て 革 新 的 技 術 研 究 成 果活 動であって、 用 事 業 活 動 その とは、 実 施 \mathcal{O} 新 事 ために外部 業開 拓 事 か 業者 らの が自ら 資 金 行 0 借 0 た革 入れ 新 的

十

項とし、

同

項

 \mathcal{O}

次

に

次

 \mathcal{O}

几

項

を

加

える。

同

条第十七項とし、

同

条中

第十

項を削

り、

第十

項を第十六項とし、

第九項を第十五項とし、

第

八項

がを第

12 この 法 律 に お 1 て 事 業適 応 とは、 事 業者 が 産業 構 造 又 は 玉 際 的 な競争条件 の変化な そ $\bar{\mathcal{O}}$ 他 \mathcal{O} 経 済

社

会情報

勢

0

変化に対応して、

その

事

業

 \mathcal{O}

生産

性

を相当

程

度向上させること又はその

生産

Ļ

若

<

は

販

け

ることが

特に必要なものとして経済産業省令で定めるもの

を

いう。

売する商 品 若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開 拓することを目指 して行うその事 業 \mathcal{O}

全部 又 は 部 \mathcal{O} 変 更 取 締 役会その 他これ に 準ず る機 関 による 経営 \mathcal{O} 方 針 に係 る決 議 又は 決 定を伴う

 \mathcal{O} に 限 る。 で あ 0 て、 次 \mathcal{O} 各 号 \mathcal{O} 7 ず れ か に 該 当する ŧ $\tilde{\mathcal{O}}$ を 1 う。

長発展を図るために行うもの

子

見

難

1

経

済

社

会情

勢

 \mathcal{O}

変

化

に

ょ

り

そ

 \mathcal{O}

事

業

 \mathcal{O}

遂

行

に

重

大な影響を受け

た事

事業者が

その

事

業

の成

二 情報技術の進展による事業環境の変化に対応して行うも

三 工 ネ ル ギ] \mathcal{O} 消 費 量 \mathcal{O} 削 減 非 化 石 エ ネ ル ギ 源 \mathcal{O} 活 用 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} エ ネ ル ギ \mathcal{O} 利 用 に よる環境 0

負 荷 \mathcal{O} 低 減 12 関 す Ź 玉 際 的 な 競 争 条 件 \mathcal{O} 変 化 に 対 応 L 7 行 う ŧ \mathcal{O}

13 ۲ \mathcal{O} 法 律 に お 1 7 生 産 工 程 効 率 化 · 等 設 備 とは、 生 産 工 程 \mathcal{O} 効 率 化 に ょ ŋ エ ネ ル ギ \mathcal{O} 利 用 に ょ

環境 0 負 荷 0 低 減 に 特に 資する設備 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 事 業 適 応 (前項第三号に該当するもの に限 る。 に 資

る設備として主務省令で定めるものをいう。

14 \mathcal{O} 法 律 に お 1 7 需 要 開 拓 商 品 生 産 設 備 لح は、 エ ネ ル ギ \mathcal{O} 利 用 に ょ る 環境 \mathcal{O} 負 荷 \mathcal{O} 低 減 に 特

に 資 す Ś 商 品 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 事 業 適 応 (第十二項第三号に該当するも 0) に . 限 る。 を行う事業者 12 よ る新 たな

需 要の開拓が見込まれる商品として主務省令で定める商品の生産に専ら使用される設備をいう。

第二条第七項の次に次の二項を加える。

8 この 法 律 に お 1 て 「経営資 源 とは、 知 識 及び技能並 びに技術、 設備、 情 報 シ ステムそ \mathcal{O} 他

の事

業活

動に活用される資源をいう。

9 この法律において 「外部経営資源活用促進投資事業」 とは、 投資事業有限責任組合が行う事業者 i に対

する投資事業であって、 当該事業者がその事業の生産性を向上させること又はその生産し、 若 は 販

売する商 品若しくは提供する役務に係る新たな需要を開拓することを目指して自らの経営 資源 以 外 \mathcal{O} 経

営資 源を活用 して行う事 業活 動 \mathcal{O} 促進に資するものとして経済産業省令で定め るも 0 をい , う。

第三 条から第五条 まで 0) 規定中 開 拓 の 下 に \neg 事 業 (適応) を加える。

第九条第三項第四号中「第十二条」を「この法律若しくは他の法律に規定する規制の特例措置又は第十

一条」に、「又は」を「若しくは」に改める。

第十一条の次に次の見出し及び二条を加える。

(債権譲渡の通知等に関する特例)

第十一 条の二 債権の譲渡 (現に発生していない債権 の譲渡を含む。) の通知又は承諾 (以下この項にお

1 7 「債権 譲 波渡通. 知等」 という。)が認定新事 業活動 実施者が認定 新 事 業 活 動 計画 (次条第 項 父は第

三項 の規定に よる公示 に に係るも のに 限る。 に従 って提供する情報シ ・ステ 4 **(**次の 各号の V) ず れ に ₽ 該

当するも \mathcal{O} に限る。 を利用してされたときは、 当該 債 権 譲 渡 通 知 等 は、 民法 第四 百 六十 七 条第二 項に

規定する確定日付のある証書による通知又は承諾とみなす。 この場合においては、 当該債権譲渡 通 知等

がされた日付をもって確定日付とする。

債権 譲 渡 (通知等をした者及びこれを受けた者が当該債権譲渡通 知等がされた日時及びその内容を容

易に確認することができること。

債 権 譲 渡 通 知等がされた日時及びその内 容の記録を保存し、 及びその改変を防止するために必要な

措置として主務省令で定める措置が講じられていること。

2 前 項の 規定は、 債権 を目的とする質権の設定 (現に発生していない債権を目的とするものを含む。

の通知又は承諾について準用する。

3

第 項 0 規定は、 民法第三 五百条において準 用する同法第四百六十七条第一項の弁済による代位 一の通知

又は承諾について準用する。この場合において、 第一項中「第四百六十七条第二項」とあるのは、 第

五. 百条に お いて準用する同法第四百六十七条第二項」と読み替えるものとする。

4 第 項 \mathcal{O} 規定 は、 信 託 法 (平成 千八 年法律第百八号) 第二条第七 項に規定する受益権 \mathcal{O} 譲 渡 \mathcal{O} 通 知 又

は 承 諾 に 0 7 て 準 用する。 こ の 場合にお 1 て、 第 一項中 「民法第四 百 六十七条第二 項」 とあ るの

信 託法 (平成十八年法律第百八号) 第九十四条第二項」と読み替えるものとする。

第十 条の三 主務大臣は、 第九条第三項第四号に掲げる事項として前条に規定する規制の特例措置を記

載 Ü た新事 ,業活動 計 画に ついて第九条第 項 の認定をしたときは、 当該認定を受けた者の氏 名、 商号又

は名称及び住所を公示するものとする。

2 前 項 \mathcal{O} 規定による公示に係る認定新事 業活 動 実施者は、 その氏名、 商号若しくは名称又は 住所を変更

しようとするときは、 主務省令で定めるところにより、 あらかじめ、 その旨を主務大臣に届け出なけれ

ばならない。

3 主 務大臣 は、 前 項 の規定による届出 があったときは、 その旨を公示するものとする。

4 第 項又は が頭の! 規定による公示に係る認定新事業活 動実施者は、 その公示に係る認定新事業活動計

画に従って実施する新事業活動を廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、 あらかじ

め、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

5 主 務大臣 は、 第十条第二項若 しくは第三項 \mathcal{O} 規定により第 項若しくは第三 一項の 規定に よる公示 に係

る認定新 事 業活 動 計 画 \mathcal{O} 認定を取 り消 したとき、 又は 前 項の 規定による届出が あったときは、 その 旨を

公示するものとする。

第三章第一節の節名を次のように改める。

第一節 新たな事業の開拓

第三章第一節中第十五条の前に次の款名を付する。

第 款 特定 新 事 業開 拓投資事 業、 外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援

事業の促進

第十五条の見出し中「及び」を「、 外部経営資源活用促進投資事業及び」に改め、 同条第一 項 中 「次項

第二号」を「次項第三号」に、 「及び特定研究成果活用支援事業」を $\overline{}$ 外部経営資 源 活 用 促 進 ·投資· 事業

及び特定研究成果活用支援事業」に、 「この条、 次条第三項第一 号及び第十九条第三項第一号」を この

款 に改め、 同条第二項中第二号を第三号とし、 第一号の次に次の一号を加える。

外部! 経営資源活用 促進投資事業の実施方法に関する事項その他外部経営資源活用促進投資事業に関

する重要事項

第十六条第三項 第 号中 「当該特定新事業開拓投資事業計画が」 を削る。

第十七条の次に次の三条を加える。

(外部経営資源活用促進投資事業計画の認定)

第十七条の二 外部! 経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者 (投資事業有限責任組合を含む。

は、 当該 外部経営資源 活用促進投資事 業に関する計画 (以下この条、 次条及び第百四 十九九 条に、 お 7 て

外部経営資 (源活E 用 促進 投資事業 計 画」という。) を作成し、 経済産業省令で定めるところにより、 これ

を経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 外部経営資源活用促進投資事業計画には、 次に掲げる事項を記載しなければならない。

外部! 経営資 原源活用! 促 進投資事業を実施しようとする者が投資事業有限責任 組合契約 に関する法 律第

三条第 項の投資事 業有限責任組 配合契約 (以下「組合契約」 という。 によって成立させようとする

投資事業有限責任組合 (当該者が投資事業有限責任組合である場合にあっては、 当該投資事業有限責

任組合)に関する事項

17 トの名針を見らりとをするののまながら

外部経営資源活用 促進投資事業の 内容及び実施 時 期

三 外部! 経 営資 源 活 用 促進 投資 事 業 \mathcal{O} 実 施 に必 要な資 金 \mathcal{O} 額 及びその 調 達方法

3 経済産業大臣は、 第一 項の認定の申請があった場合において、 その外部経営資源活用促進投資事業計

画 が 次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、 その認定をするものとする。

一 実施指針に照らし適切なものであること。

当該 外 部 経営資源 活用 促進 没資事 業計 画 [に係] る外部経営資源活用促進投資事 業が円滑 か つ 確 実に実

施されると見込まれるものであること。

4 経済産業大臣は、 第一項の認定をしたときは、 経済産業省令で定めるところにより、 当該認定に係る

外部経営資源活用促進投資事業計 画 の内容を公表するものとする。

(外部経営資源活用促進投資事業計画の変更等)

第十七条の三 前条第 一項の認定を受けた者 (当該者が組合契約によって投資事業有限責任組 合 (当該認

定に係る外部経営資源活用促進投資事業計画に記載されたものに限る。)を成立させた場合にあっては

該投資事業有限責任 組合。 以 下 「認定外部経営資源 活用促進投資事業者」という。)は、 当該 認定

に係 る外 部 i 経営資 源 活 用 促進投資 事 業 計 画を変更しようとするときは、 経済 産 業省令で定めるところに

より、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2 経 一済産業大臣は、 認定外部経営資源 活 用 促進投資事業者が当該認定に係る外部経営資源活用促進投資

事 業計 画 (前 項の規定による変更の い認定が、 あったときは、その変更後のもの。 以 下 「認定外部経営 資源

ときは、その認定を取り消すことができる。

活用促進投資事

業

計

画

という。)

に従って外部経営資

源

活用促進投資事業を実施

して

7

ない

と認

める

3 経 済 産 業 大臣 は、 認定 外部 経営 資 源 活 用 促 進投資事 ,業計画 が 前 条第三項各号 \mathcal{O} V) ず れか に 適 合 な

t のとなったと認めるときは、 認定外部経営資源活 用 促進投資事業者に対して、 当該認定外部経営資源

活 用 促進投資事 業計 画 の変更を指示し、 又はその認定を取り消すことができる。

4 経 済産 業 大臣 は 前二 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 に ょ る認 定 0 取 消 L をしたときは、 その旨を公表するものとする。

前 条第 項 及び第四 項 \mathcal{O} 規定 は、 第 項 0 認定につい て準 用する。

5

(投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例)

第十七 之 条 \mathcal{O} 兀 認定外部 i 経営資 源 活 用 促 進投資 事 業者 (当該 認定外部経営資源 活用 促進投資事業者が投資

事 業 有 限 責 任 · 組 合 であ る 場 合に あ 0 て は、 そ \mathcal{O} 組 合員) は、 組 合契 約 に お 7 て、 投資 事 業 有 限 責 任 組 合

契約 に 関 す る法 律 第三 条第 項 谷号に 掲 げ る 事 業 \mathcal{O} ほ か 各 当 事 者 が 共 同 で、 外 国 法 人 (新 たに 設 <u>\f\</u> さ

れ るものを含む。 以下この項において同じ。) \mathcal{O} 発行する株式 新株 予約権若 しく は 指 定 有 価 証 券 (同

条第一項第三号に規定する指定有価証券をいう。 第三十三条第一項にお いて同じ。) 若 しくは外 国 法 人

 \mathcal{O} 持 分又はこれらに類似 するも O0 取得及び保有 (認定 外部 経営資 源 活用 促進 投資事 業計 画 に従 0 て 行

わ れ ることについ 、 て 経 済 産 業 大 臣 \mathcal{O} 確 認を受け た t 0 に 限 る。 \mathcal{O} 事 業 を営むことを約することが でき

2 前 項に規定する事業を営むことを約して成立した投資事業有限責任組合の組合員 (認定外部経営資源

る。

活 用 促進 投資事業者が投資事業有限責任 組 合である場合にあっては、 同 項に 規定する事業を営むことを

約 た投資 事 業有 限 責 任 組 合 \mathcal{O} 組 合員) に対する投資 事 業有限責任 組 合契 約 12 関す る法 律 第七 条第 匝 項

 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用 に 0 1 て は 同 項中 「第三条第 項 に掲 げげ る事 業以 外 \mathcal{O} 行 為 とあ るの は 「第三条第 項

に掲げる事業及び産業競争力強化法 (平成二十五年法律第九十八号) 第十七条の四第一項に規定する事

業以外の行 為 と、 同 項に掲げる事 業 以外 \mathcal{O} 行為」とあ るのは 「第三条第 項に掲げ る事 業及び 同 法

第十 七 条 \mathcal{O} 兀 第 項 に 規定する 事 業以 外 \mathcal{O} 行 為 とする。

第十 八 条 O見 出 L 中 特 定新 事 業 開 拓 投 資 事 業円 滑 化業 務」 を 特 定新事業 開 拓 投 資 事 業 及 び 外 部 経 営

資 源 活用 促進 投資事業円 滑 化業務」 に改め、 同 条中 特定新事業開 拓投資事業」 の 下 に 「 及 び 外部 経 営

資 源 活用促進投資事業」 を、 「 資 <u>金</u> の下に 「及び認定外部経営資源活用促進投資事業者が 認定 外 部 経 営

資源 活 用 促 進 投資 事 業計 画 に従 つて外 部 経 営資 源 活 用 促進 投資事業を実施するために必要な資 <u>金</u> を 加え

る。

第十 九 条第 項 中 「投資 事 業 有 限 責 任 |組合契 約 に関する法律第三条第 項に 規定する投資 事 業有 限 責任

組合契約」 を 「組合契約」 に改め、 同条第三項 第一 号 中 「当該特定研究成果活用支援事業計 画 が を削る。

第三章第一節中第二十一条の次に次の二款を加える。

第二款 革新 的 技 術 研 究 成果 活用 事 業 活 動 \mathcal{O} 促 進

革 新的 技術研 究成 果 活 用 事業 活 動 \mathcal{O} 実 施 に 関 す る指 針

第二十一条の二 経済産業大臣は、 革新的技術研究成果活用事業活動の実施に関する指針(以下この款に

おいて「実施指針」という。)を定めるものとする。

2 実 (施指: 針 に お **,** \ ては、 次に掲げる事 項について定めるものとする。

一 革新的技術研究成果活用事業活動の実施方法に関する事項

革新; 的 技術研究成果活用事業活動を実施するために必要な資金の 調達の円滑化に関して、 独立

一行政

法 人中小企業基盤整 備機構及び指定金融機関等 (第二十一条の六第一 項の規定により指定され た指定

金 融機 関等をいう。 次条第二項第二号及び第二十一条の五にお いて同じ。) が果たすべき役割 に関す

る事項

三 その他革新的技術研究成果活用事業活動に関する重要事項

3 経 済産業大臣は、 経済事情 の変動により必要が生じたときは、 実施指針を変更するものとする。

4 経済産業大臣は、 実施 指針を定め、 又はこれを変更しようとするときは、 あらかじめ、 関係行政機関

の長に協議するものとする。

5

経 済産 業大臣は、 実施指針を定め、 又はこれを変更したときは、 遅滞なく、これを公表するものとす

革 新的: 技術研 究成果 活 用事業活 動 計 画 \mathcal{O} 認定)

第二十一条 の 三 革新的 技 術 研 究 成 果活 用 事 業 活 動 を実施 しようとする新事業 開 拓 事 業者 は、 当該革 新的

技 術 研 究 成 (果活) 用 事 業 活 動 に関 す る計 画 (以下この 条、 次条及び 第百 兀 + 九 条 たにお 1 7 革 新 的 技 術 研

究成果活 用 事 業活 動計 画 という。 を作成し、 経済産業省令で定めるところにより、 これを経済 産業

大臣 に提出 して、 その認定を受けることができる。

2

革

新的

技

術研究成果

活

.用事業

活

動

計

画には、

次に掲

げる事

ず項を記ざ

載 Ű

なけ

ればならない。

革 新 的 技 術 研 究 成 果 活 用 事 業 活 動 \mathcal{O} 内 容 及び 実 施 時 期

革新: 的 技 術 研 究成 果活 用 事 業 活 .<u>.</u>動 \mathcal{O} 実 施 に 必必 要な 資 金の 額 及び その 調 達 方法 (当該資 金 \mathcal{O} 調 達 に係

る指定 金 融 機関等 \mathcal{O} 名称を含む。

3 経 済産業大臣 は、 第 項 \mathcal{O} 認 定 \mathcal{O} 申 請が あ った場合におい て、 その革新的 技 術研究成果活用事業活 ...動

計 画 が 次 の各号の **\ ず れ に も適合するも のであると認めるときは、 その認定をするものとする。

実施 指 針 に 照ら L 適 切 かなも のであること。

当該革新的技術研究成果活用事業活動計画に係る革新的技術研究成果活用事業活動が円滑かつ確実

に実施されると見込まれるものであること。

(革新的技術研究成果活用事業活動計画の変更等)

条 \bigcirc 兀 前 条第 項 0) 認 定を受け た者 (以 下 「認定革 新的 技術 研究成果活用事 業活 動 実施

لح

いう。)は、 当該認定に係る革新的 技術研究成果活用事業活動計 画を変更しようとするときは、 経済産

業省令で定めるところにより、 経済産業大臣 の認定を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、 認定革新的技術研究成果活用事業活 動実施者が、 当該認定に係る革新 的技術研 究成

果活 用事 業 活 動 計 画 (前 項 \mathcal{O} 規 定による変更 \mathcal{O} 認 定 が あ つ たときは、 その変更後 0 t O_{\circ} 以 下 認 定 革

新 的 技術 研 究成果 活 用 事 業 活 動 計 画 という。) に従って革新的 技術研究成果活用事 業活 動 歌を実施、 して

いないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 経済産業大臣は、 認定革新的技術研究成果活用事業活 動 計 画が前条第三項各号のいずれ かに適合しな

1 ŧ のとなったと認めるときは 認定革 新的 技術 研究成 果活 用事業活動実施者に対して、 当該認定革新

的 技 術 研 究 成 果活用事 業活動計 画 の変更を指 宗し、 又はその 認定を取 り消すことができる。

4 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(独 立行 政法 人中 小企業基盤整 備 機 構 の行う革新的 技 術 研 究成果活 用事業活動円滑化業務

条 \bigcirc 五 独 <u>\f\</u> 行 政 法 人中 小 企 業 基 盤 整 備 機 構 は 革 新 的 技術 研 究 成 果 活 用 事 業 活 動 を 円滑 化 する

ため、 認 定 革 新 的 技 術 研 究 成 果 活 用 事 業 活 動 実 施 者 が 認 定革 新 的 技 術 研 究 成 果 活 用 事 · 業 活 動 計 画 に 従 0

て革 -新的: 技術研究 成果活用事業活 動を実施するために必要な資金を調達するために発行す ん社債 **社** 債

株 式等 の振替に関する法律 (平成十三年法律第七十五号) 第六十六条第一号に規定する短期社! 債 を除

き、 指定 金 融 機 、関等が引き受けるものに限る。) 及び当該資 金 の借入れ (指定金融 機関等 が 貸 し付 ける

ものに限る。)に係る債務の保証の業務を行う。

(指定金融機関等の指定)

第二十一条の六 経済産業大臣は、 経済産業省令で定めるところにより、 革新的技術研究成果活用事業活

動を実施するために必要な資金を貸し付ける業務 (以 下 「革新: 的 技 術 研 究成果活用事業活 動 支援業 務

とい 、 う。) に関 Ĺ 次 の各号の **\ ず れに も適合すると認 められ る者 (投資事 業 有限責任組合を含む。

を、 その 申 -請によ り、 指 定 金 融 機関等として指定することができる。

- 金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う者で政令で定めるものであること。
- 支援業務 次項に規定する業務規程が、 を適 正 か つ 確 :実に実施するために十分なも 法令及び実施指針に適合し、 のであること。 カュ つ、 革新的 技術研 究成果活用事業活動
- 三 人的 構 成に照らして、 革新 的 技術 研 究成 果活 用事業活動支援業務を適正 かつ確実に実施することが

できる知識及び経験を有していること。

- 2 前項の規定による指定を受けようとする者は、 経済産業省令で定めるところにより、 実施指針 に即し
- 程」 て革 新的 という。 技術研 を定め、 究成果活用事業活動支援業務に関する規程 これを申 請書に添えて、 経済産業 業大臣に提 (次項及び第二十一条の八におい 出 しなけ れ ば なら 7 「業務 規
- 3 業務! 規 程 には、 革 新 的 技術研 究成果活 用事 業活動支援業務 0 実施体制及び実施方法に関する事項その
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、 第一項の規定による指定を受けることができない。

他

の経済産業省令で定める事項を定めなければならない。

く処分に違反し、 この法律、 銀行 罰 法 そ 金以上の \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 刑に処せられ、 政令で定める法律若 その執行を終わり、 しくはこれらの 法律に基づく命令又はこれらに基づ 又は執行を受けることがなくなった

な

日から起算して五年を経過しない者

第二十一条の十第 項又は第二項の規定により指定を取り消され、 その取消しの日から起算して五

年を経過しない者

三 役員 法 人に あ っては法 人の 業務を行う役員を、 投資事業有 限 責 任 組 合にあ って は投資事業 有限

責任組合の業務 の決定及び執行を行う者をいう。 口において同じ。)のうちに、 次の いずれかに該当

する者がある者

1 心身 O故 障 0 た 8 職務を適 正に執行することができない者として経済産業省令で定める者又は破

産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

口 指 定 金融 機 関等が 第二十 条の十二 第 項又は 第二 項 \mathcal{O} 規 定により指定を取り消された場合に お į١

て、 当該指定の取消 しに係る聴聞 \mathcal{O} 期 日 及び場所の公示の目前六十日以内にその指定金融機関等の

役員等であった者で当該指定 \mathcal{O} 取消 しの 日 から起算して五年を経過しない も の

(指定の公示等)

第二十一条の七 経済産業大臣は、 前条第 項の規定による指定をしたときは、 指定金融機関等の商号又

は名称、 住所及び革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を行う営業所又は事務所の所在地を公示す

るものとする。

2 指定金融機関 学は、 その商号若しくは名称、 住所又は革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を行

う営業で 所若 しくは 事 ,務 所 \mathcal{O} 所在地を変更しようとするときは、 あらかじめ、 その旨を経済産業大臣 に 居

け出なければならない。

3 経済産業大臣は、 前項の規定による届出があったときは、その旨を公示するものとする。

(業務規程の変更の認可等)

第二十一条の八 指定· 金 融機関等は、 業務規程を変更しようとするときは、 経済産業大臣 . の 認 可を受けな

ければならない。

2 経済産業大臣は、 指定金融機関等の業務規程が革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の適正かつ

確実な実施上不適当となったと認めるときは、 その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第二十一条の九 指定金融機関等は、 革新的: 技術研究成果活用事業活動支援業務の全部又は一 部を休止 L

又は廃止しようとするときは、 経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業

大臣に届け出なければならない。

- 2 経 済産業大臣は、 前 項 \mathcal{O} 規定による届出があったときは、 その旨を公示するものとする。
- 3 指定4 金 融 機 関等が 革 新 的 技術 研究成果活用事業活動支援業務 の全部を廃止したときは、当該指定金融

機関等の指定は、その効力を失う。

(指定の取消し等)

第二十一条の十 経済産業大臣は、 指定金融機関等が第二十一条の六第四項各号 (第二号を除く。) のい

ずれかに該当するに至ったときは、 その指定を取り消すものとする。

2 経済産業 業大臣は、 指定金融機関等が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すこと

ができる。

革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を適正かつ確実に実施することができないと認められる

とき。

二 その指定に関し不正の行為があったとき。

三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

3 経済産 業大臣は、 前二項の規定によりその指定を取り消したときは、 その旨を公示するものとする。

(指定の取消し等に伴う業務の結了)

第二十一条 \bigcirc + 指 定 金 融 機関等について、 第二十一条の 九第三項 の規定により指定が 効力を失ったと

き、 又は前条第一 項若しくは第二項の 規定により指定が取り消されたときは、 当該指定金融機関等 であ

った者又はその一 般承継 人は、 当該指定金融 機関等が行った革新的技術研究成果活用事業活動支援業務

第三款 研究開発施設等の活用

の契約に基づく取引を結了する

目的

 \mathcal{O}

範

囲

丙

にお

いては、

なお指定

金融機関等とみなす。

第二十一条の十二 国立 研 究開 発 法 人産業 技術 総合研究 究 が所は、 その 保有する研 究開発に係る施設 主 地 を

含む。)及び設備 のうち、 事業者による新たな事業 0 開 拓に資するものとして経済産業省令で定めるも

のを、 新 商 品品 \mathcal{O} 開 発又は 生産、 新たな役務の開発又は提供、 商品 \mathcal{O} 新たな生産又は販 売の方式の導入、

役務 の新 た な提 供 の方式 の導入その 他 0 新 た な 事 業活 動 を行う者 \mathcal{O} 利 用 (鉱 工 一業の 科学技術に関する研

究開 発で、 あ るも 0 又はその 成果を活用するも のに限る。 に供する業務を行うことができる。

第三章第一節の次に次の一節を加える。

第一節の二 事業適応の円滑化

(実施指針)

第二十一条の十三 経済産業大臣 及び財務大臣 (財務大臣 にあっては、 次項第 一号ハ、 第二号ハ及び 第三

号ハに掲げる事項に限る。 以下この条において同じ。) は、 事業適応の実施に関する指針 (以下この節

において「実施指針」という。)を定めるものとする。

2 実施指針においては、 次に掲げる事項について定めるものとする。

成長 発 展 事 業適応 (第二条第十二項第一号に該当する事業適応をいう。 以下この号及び第二十 · 一 条

の二十八 第一 項におい て同じ。)にあっては、 次に掲げ Ź 事 項

1 成長発展事業適応の促進 の意義及び目標その他の成長発展事業適応に関する基本的事 項

口 成長発展事業適応の実施 に必要な研究開発、 設備投資その他の成長発展事業適応の内容に関する

事項

ハ 成長 発展事業適 応のため の措置を行うのに必要な資金の調 達 の円滑化に関 して株式会社 日 本 政策

金融 公庫(以下「公庫」という。)及び指定金融機関 (第二十一条の十九第一項の規定により指定

された指定金融機関をいう。 以下この項並びに第二十一条の十七第一項第一号及び第二号にお į, 7

同 が果たすべ き役割 に 関 す る事 項

=その 他 成 長 発展 事 業適 応 に 関 す Ź 重 要 事 項

情報:

技術事

業適応

(第二条第十二項第二号に該当する事業適応をいう。

以下この号及び第二十一条

の二十八第二項において同じ。)

にあっては、

次に掲げる事項

イ 情報: 技術事業適 応 \mathcal{O} 促進 0 意義及び 目標その 他 の情 報技術事 業適応に関する基本的 事 項

に必 要な投資 その 他 \mathcal{O} 情 報 技 術 事 業 適 応 $\overline{\mathcal{O}}$ 内 容に 関 する 事 項 口

情

報

技

術

事

業

適

応

 \mathcal{O}

実

施

に

必要な情

報

処

理

技

術

情報

通 信

技

が行その

他

 \mathcal{O}

情報:

技 術

を活用するため

情報技術事業適 応のため の措置を行うのに必要な資 金の調達の円滑化に関して公庫及び指定金融

機関 が 果たすべき役割に関す る事 項

二 そ \mathcal{O} 他 情 報 技 術 事 業適 応 に 関するが 重 要 事 項

三 工 ネル ギ Ì 利用環境 負荷低 減 事 業適応 (第二条第十二項第三号に該当する事業適応をいう。 以下こ

の号及び第二十一条の十七第一項第二号において同じ。)にあっては、 次に掲げる事項

1 エネルギー利用 環境負荷低減事 業 適 応 0 促進 の意義及び目標その他 0 エ ネルギー 利 用環境負荷低

減事業適応に関する基本的事項

口 工 ネ ル ギ 利 用 環境 負 荷 低 減 事 業適 応 の実施に に必要な生産 工 一程効率: 化等設備及び需 要開

拓商品生

産設備の導入その他のエネ ルギー利用環境負荷低減 事 業適応の内容に関する事 項

ハ エネルギー ·利用 環境負荷低減事業適応のための措置を行うのに必要な資金の 調達の円滑化に関し

て公庫及び指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

=

その

他

エネ

ル

ギー

利

用環境

負荷

低

減

事

業適

応

にこ

. 関

する重

要事

項

3 経済産 業 大臣及び 財 務 大臣 は、 経済事 · 情 0) 変 動 により 必要が生じたときは、 実施指針を変更するもの

とする。

4 経済産業大臣及び財務大臣は、 実施指針を定め、 又はこれを変更しようとするときは、 あらかじめ、

関係行政機関の長に協議するものとする。

5

経 済産 業大臣及び財 務大臣 は、 実施指針を定め、 又はこれを変更したときは、 遅滞なく、これを公表

するものとする。

(事業分野別実施指針)

第二十一条の十四 主務大臣は、 実施指針に基づき、 所管に係る事業分野のうち、 当該事業分野の特性に

応じた事業適応を図ることが適当と認められるものを指定し、 当該 事業分野に係る事 サ業 適· 応 の実 施 に 関

する指針 (以下この条及び次条第四項第一号において「事業分野別実施指針」という。) を定めること

ができる。

2 事 業分野 別実施指針においては、 前項の規定により指定した事業分野に係る事業適応の実施方法に関

し必要な事項を定めるものとする。

3 主務大臣 は、 経済 事 情 0 変動 により必要が生じたときは、 事業分野別実施指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、 事業分野別実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、 経済産

業大臣その他関係行政機関の長に協議するものとする。

5 主務大臣 は、 事業分野別実施指針を定め、 又はこれを変更したときは、 遅滞なく、これを公表するも

のとする。

(事業適応計画の認定)

第二十一条の十五 事業者は、 その実施しようとする事業適応 (当該事業者が法人を設立し、 その法人が

実施、 しようとするものを含む。 以下同じ。 に関い する計画 (以 下 事 事業適応; 計 画 という。 を作 成

主務省令で定めるところにより、 これを主務大臣に提 出 「して、 その 認定を受けることができる。

2 二以上の事業者が事業適応を共同して行おうとする場合にあっては、 当該二以上の事業者は共同して

事業適応計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 事 業適 応 計画には、 次に掲げ る事項を記載しなければならない。

一 事業適応の目標

一 事業適応の内容及び実施時期

三 事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程

4 主務大臣は、 第一項 の認定 の申 · 請 が あった場合にお いて、 その事業適応計画が次の各号のいずれにも

適合するも のであると認めるときは、 その 認定をするものとする。

実施 指 針 (当該: 事 業適 応計 画 に係 る事 業が属する分野につい て前条第一 項の規定により事業分野別

実施指針が定められている場合にあっては、 実施指針及び当該事業分野別実施指針) に照らし適切な

ものであること。

当該事業適応計画に係る事業適応が円滑 か つ確実に実施されると見込まれるものであること。

場 構造に照らして、 持続的なものと見込まれるものであること。

第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、

当該認定に係る事業適応

計 画 の内容を公表するものとする。 5

主務大臣は、

三

当該

事

業適

応

計

こ画に係る

る事業適応による生産性

0 向

上又は需

要の

開

拓が、

当該事業分野における市

事 業適 応 計画 \mathcal{O} 変更等

第二十一条の十六 前条第 項の認定を受けた者 (当該認定に係る事業適応計画に従って設立された法人

を含む。 以下「認定事業適応事業者」という。)は、当該認定に係る事業適応計画を変更しようとする

ときは、 主務省令で定めるところにより、 主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、 認定事業 業適応事業者が当該認定に係る事業適応計 画 (前項の 規定による変更の 認定 があ

ったときは、 その変更後のもの。 以 下 「認定事業適応計画」という。 に従って事業適応のための措置

を行ってい ないと認めるときは、 その認定を取り消すことができる。

3 主 一務大臣 は、 認定事 業適応計 画 が 前条第四 項各号の いずれか に適合しない ものとなったと認めるとき

は、 認定 事 業 適 応 事 業者に対 して、 当該認 定 事 業適 応 計 画 \mathcal{O} 変更を指示 Ļ 又はその認定を取 り消 けこ

とができる。

4 主 務大臣は、 前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

5 前 条第四項及び第五 項の規定は、 第一 項の認定について準用する。

(公庫の行う事業適応促進円滑化業務)

第二十一条 \mathcal{O} 十七 公庫 は 株式会社 日本 政 策 金融 公庫 法 平 成 + 九 年法律第五 十七号。 次項及び第三十

五. 条にお 7 て「公庫 法」という。) 第一 条及び 第十一条の 規定 に かか わらず、 次に掲げ る業務 (以 下

事業適応促進円滑化業務」という。)を行うことができる。

指定 金 融 機関に対し、 認定事業適 応事 業者が · 認定· 事業適応計 画に従って行う事業適応のための措置

 \mathcal{O} うち研 究開 発 情報 技術、 を活用するために必要な投資、 生産 工 程効率化等 設備 又 は 需 要 開 拓 商 品 生

産 設備 \mathcal{O} 導入その他政令で定め るもの (次号及び第二十一条の十九第 一項に お 1 7 認認 定事 業 適 応関

連 (措置) という。 を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯す

る業務

認定 事 業適 応 事 業者 (T ネ ル ギ Ì 利 用 環 境負荷低 減 事 業適応 を実施 するも Oに . 限 る。 が 認 定 事業

適 応 関 連 措 置 を 行 5 Oに 必 要 な 資 金 \mathcal{O} 指 定 金 融 機 関 に よる貸 付 け É つい て、 予 算 \mathcal{O} 範囲 内 に お

7

該 指定 金 融 機関に 対 L)利子補: 給金を支給する業務及びこれに附帯する業務

2 事 業適 応促進円滑化業務が行 わ れる場合には、 事業適応促進円滑化業務をエネルギー 環境適合製品 \mathcal{O}

開 発 及び製造を行う事 ·業 の 促 進 に 関する法律 (平成二十二年法律第三十八号) 第六条に規定する特 定

業促 進 円 滑 化 業務とみな Ļ か つ、 同 . 法第· + 七 条 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 上 欄 に 掲 げ る公庫 法 \mathcal{O} 規 定 中 同 表 \mathcal{O} 中 欄 12 掲 げ

る字 句 次 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 上 欄 に 撂 げ る 公 庫 法 \mathcal{O} 規 定 中 同 表 \mathcal{O} 中 欄 に 撂 げ る字 白 を除 は、 それ ぞ れ 同 条 \mathcal{O}

表 の下 欄 に 掲げる字句とし、 次 0 表 \mathcal{O} Ĺ 欄 に掲げる公庫法の 規定中 同 表 0 中 欄に掲げる字 句は、 それぞ

れ 同 表 の下 欄に掲げる字句とする。 この場合において、 必要な技術的読替えは、 政令で定め Ź。

第 五. 十八条第 項

この法律

この 法 律 産業 競 争力 強化法 平

成

一十五年法律第九十八号)

より読み替えて適用する場合を含む		
法第二十一条の十七第二項の規定に		
第五十八条第二項(産業競争力強化	第五十八条第二項	第七十三条第七号
十一条の十七第一項		
第十一条及び産業競争力強化法第二	第十一条	第七十三条第三号
替えて適用する場合を含む。)		
一条の十七第二項の規定により読み		
この法律(産業競争力強化法第二十	この法律	第七十三条第一号
する第五十九条第一項		
第二項の規定により読み替えて適用		
産業競争力強化法第二十一条の十七	第五十九条第一項	第七十一条
		九条第一項
この法律、産業競争力強化法	この法律	第五十八条第二項及び第五十

		附則第四十七条第一項	
		公庫の業務	
適応促進円滑化業務を除く。)	一十一条の十七第一項に規定する事業	公庫の業務(産業競争力強化法第二	°)

(事業適応促進円滑化業務実施方針)

第二十一条の十八 公庫は、 実施指針(第二十一条の十三第二項第一号ハ、第二号ハ及び第三号ハに掲げ

る事項に限る。 次条第一 項第二号及び第二項において同じ。) に即して、主務省令で定めるところによ

下この条並 びに次条第一 項第二号及び第二項において「事業適応促進円滑化業務実施方針」という。)

の方法及び条件その他事業適応促進円滑化業務を実施するため

を定めなければならない。

り、

事業適応促進円滑化業務

2 公庫は、 事業適応促進円滑化業務実施方針を定めようとするときは、 主務大臣の認可を受けなければ

ならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

公庫 は、 前項の主務大臣の認可を受けたときは、 遅滞なく、 事業適応促進円滑化業務実施方針を公表

3

の方針

以

しなければならない。

4 公庫は、 事業適応促進 円滑化業務実施方針に従って事業適応促進円滑化業務を行わなければならない。

(指定金融機関の指定)

第二十一条の 十九 主務大臣は、 主務省令で定めるところにより、 認定事業適 応事業者が 認定事 業 適 応関

連措置を行うのに必要な資金を貸し付ける業務のうち、 当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付

けを受け、 又は利子補給金の支給を受けて行おうとするもの (以下「事業適応促進業務」という。) に

関 Ĺ 次の各号の いずれにも適合すると認められる者を、 その申請により、 指定金融機関として指定す

ることができる。

銀行その他の政令で定める金融機関であること。

次項に規定する業務規程が、 法令並びに実施指針及び事業適応促進円滑化業務実施方針に適合し、

か つ、 事業適応促進業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。

 \equiv 人的 構 成に照らして、 事業適応促進業務を適正か つ確実に実施することができる知識及び経験を有

していること。

2 前 項の規定による指定を受けようとする者は、 主務省令で定める手続に従い、 実施指針及び事業適応

促 進 円滑 化 業務実 施 方針 に則して事 業適応促 進業 務 に関する規程 (次項及び 第二十一 条の二十一に お

7 業務 規 程 という。 を定め、 これ えを 申 請 書に添えて、 主務・ 大 臣 に 提 出 L な け ħ ば ならない。

3 業務 規 程 に は、 事 業 適 |応促 進 業務 \mathcal{O} 実 施 体 制 及び実 施 方法に関 はする事 項そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 主 務省令で定め る事

項を定めなければならない。

4 次 の各号の **(**) ずれ か に該当する者は、 第一項の規定による指定を受けることができない。

この法 律、 銀 行 法 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 政令で定める法律若しくはこれ 5 O法律に基づく命令又はこれらに基づ

く処 分に 違 反 Ĺ 罰 金 以 上 \mathcal{O} 刑 に処せられ、 その 執 行を終わ b, 又は執行を受けることがなくなっ た

日から起算して五年を経過しない者

第二十一条の二十六第一 項又は第二項の規定により指定を取り消され、 その取消しの 日 から起算し

て五年を経過しない者

 \equiv 法人で あって、 その業務を行う役員のうちに、 次 \mathcal{O} いずれ かに該当する者 が あ る者

1 宀 身 O故障 のため 職 務を適 正に執行することができない者として主務省令で定める者又は破産手

続開始の決定を受けて復権を得ない者

口 指定 金融機関が第二十一条の二十六第一 項又は第二項の規定により指定を取り消された場合にお

1 て、 当該指 定 0 取 消 L に 係 でる聴 聞 \mathcal{O} 期 日 及び場 所 \mathcal{O} 公示 \mathcal{O} 日 前 六 + 日 以 内 にその指定金融 機 関 \mathcal{O}

役員で あっ た者で当該指定 \mathcal{O} 取 消 L \mathcal{O} 日 から 起算 L て五年を経 過し な ŧ \mathcal{O}

(指定の公示等)

第二十一条の二十 主務大臣は、 前条第一項の規定による指定をしたときは、 指定金融機関の商号又は名

称、 住所及び事業適応促 進業務を行う営業所 又は事務所 の所在地を公示するものとする。

2 指 定 金 融 機 関 は、 その 商号若しくは名称、 住 所 又 は 事 業適 応 促 進業務を行う営業所若しくは事 務 新の

所在 地 を変更しようとするときは、 あら かじめ、 その旨 を主務大臣 に 届 け出 なけ ればならな

3 主 務大臣は、 前項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による届出があったときは、 その旨を公示するものとする。

(業務規程の変更の認可等)

第二十一条の二十一 指定金融 機関は、 業務規程を変更しようとするときは、 主務大臣 の認可を受けなけ

ればならない。

2 主務大臣は、 指定金融機関の業務規程が事業適応促進業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと

認めるときは、 その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(協定)

第二十一条の二十二 公庫は、 事業適応促進円 滑化業務につい ては、 指定金融機関と次に掲げる事項をそ

の内容に含む協定を締結し、 これに従いその業務を行うものとする。

る貸付い け の条件の基準に関する事 項

指定金融機関が行う事業適応促進業務

(公庫から貸付けを受けて行おうとするものに限る。)

に係

指定 金 融 機関 は、 その 財務状況及び事業適応促進業務の実施状況に関する報告書を作成し、 公庫に

提出すること。

 \equiv 前二号に掲げるもののほか、指定金融機関が行う事業適応促進業務及び公庫が行う事業適応促進円

滑化業務の内容及び方法その他 の主務省令で定める事項

2 公庫 は、 前項 \mathcal{O} 協定を締結しようとするときは、 主務大臣の認可を受けなければならない。 これを変

更しようとするときも、 同様とする。

(帳簿の記載)

第二十一条の二十三 指定金融機関は、 事業適応促進業務について、 主務省令で定めるところにより、 帳

簿を備え、 主務省令で定める事項を記載し、 これを保存しなければならない。

(監督命令)

第二十一条の二十四 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、 指定金融機関に

対し、 事業適応促進業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(業務の休廃止)

第二十一条の二十五 指定金融機関 は、 事業適 応促進業務の全部 又は 部を休・ 止し、 又は廃止 しようとす

主務省令で定めるところにより、 あらかじめ、 その旨を主務大臣 に届け 出 なけ ればならない。

2 主務大臣は、 前項の規定による届出があったときは、その旨を公示するものとする。

3 指定金融機関が事業適応促進業務の全部を廃止したときは、 当該指定金融機関の指定は、 その効力を

失う。

(指定の取消し等)

第二十一条の二十六 主務大臣は、 指定金融機関が第二十一条の十九第四項各号(第二号を除く。) のい

ずれかに該当するに至ったときは、 その指定を取り消すものとする。

2 主 務 大臣 は、 指定金 融 機関 が 次の 各号の いずれかに該当するときは、 その指定を取り消すことができ

る。

事業適応促進業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 その指定に関し不正の行為があったとき。

こっておりい見いたコム名をある。カルを

この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

三

3 主 一務大臣 は、 前 二項 \mathcal{O} 規定により指定を取 いり消し したときは、 その旨を公示するものとする。

(指定の取消し等に伴う業務の結了)

第二十一条の二十七 指定金融機関について、第二十一条の二十五第三項の規定により指定が効力を失っ

又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定が取り消されたときは、 当該指定金融 機関で

あっ た者又はその一 般承継. 人は、 当該指定金 融機関 が 行 った事業適応促進業務の契約に基づく取引を結

了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関とみなす。

(課税の特例)

第二十一条の二十八 認定事業適応計画に従って実施される成長発展事業適応 (経済社会情 勢の著し 7 変

化 に 対応、 して行うものとして主務 大臣 が定め る基準に適合することについて主 一務大日 臣 \mathcal{O} 確 認を受けたも

 \mathcal{O} に 限る。 を行う認 定 事 業適 応 事 業者に つ 7 て 欠損 金を生じたときは 租 税 特 莂 措 置 法 (昭 和三十二

年法律第二十六号)で定めるところにより、 法人税に係る欠損金の 繰越 L に 0 ١ ر 7 特別 0 措置を講ずる

ものとする。

2 認定事 業適応計 画に従って実施される情報技術事業適 応 (生産 性 0 向 上又は 需要 0 開 拓に特に資する

Ł 0 とし て主務大臣 が 定 8 る基 準 に適合することについ .て主務-大臣 \mathcal{O} 確 認を受け た t \mathcal{O} に 限る。 を行

う認 定事 業 適 応 事 業者 が 当 該 情 報 技 術 事 業 適 芯 の用 に 供 いする ため に 取 得し、 又は製 作 L た 機 械 及 び 装

置 器具及び備 品 並 びに ソフトウェア並 びに当該情 報技術事業適応を実施するため 12 利 用 したソフ ウ

アについては、 租税 特別措置法で定めるところにより、 課 税 \mathcal{O} 特 例 \mathcal{O} 適 用 が あるものとする。

第二十二条第一 項中 次 項第七号」を 「次項第三号」に、 限 る を 「限る。 以下この条に お \ \ て 同じ

に改め、 同条第二項第一 号 中 (第三号に掲げる事項を除く。) 」 を削 り、 同 項第二号中 (第四 号に

合併、 掲 \Diamond \mathcal{O} げる事項を除く。 措 置 保有する施設 七 「株式 条第 会社 の撤 項」 を削り、 去若しくは保有する設 日 に、 本 政 策 「第三十七 金 同項第三号から第六号までを削り、 融 公 庫 条第一 (以 下 備 項第一 の廃 \Box 及び 棄又は」 号及び第二号」 \Box を加 という。 え、 同項第七号中「のうち」の下に を 「を行 「第三十五条第一 を削 い、 り、 又は 「第三十 特別 項 事 業 九 に改 条第 再 編 め のた 項

び第四十八条第一号」を 第二十三条第五項第一号中 「第四十六条第一 「当該事業再編計 号 に改め、 画 が」を削 同 り、 項第五号中 同項第四号中「第二十五条第五 当 該事 *業再 編 計 画 が を削る。 項第四号及

同号を同項第三号とし、

同項第八号を同項第四号とする。

第二十五条及び第二十六条を削る。

項中 第二十五条第 及び 第二十七条第一 「又は 「又は当該 特 一項の 別事 特 項 中 業 認定 再 別事業再編 編 「第二十四 計 (前条第 画 及び 計 [条第 画 に従って行おうとする特別事業再編 項の変更の 「又は第二十五条第 項」 を 認定を含む。第三項に 「前条第 項」 項 \hat{O} に改め、 認 定 を お 削 いて同じ。) \mathcal{O} 又 ため り、 は 同 の措置」 特 別事 条を第二十五条とする。 業 をしようとする場合 を削 再編 り、 計 画 同 に つい 7

第二十八条第

項中

「又は認定特

別

事

業

再

編

計

画

(以下この

節

に

お

1

7

「認定計画」という。)」

を削

- 61

り、 「第二十八条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、 同条第二項中「第二十八条第一項」を

十 应 条第二項」に、 「認定 計 画 を 「認定事 業再 編 計 画 に改め、 同条を第二十六条とする。

第二十 九 条第 項 中 認 定 計 画 を 認 定 事 業 浜編: 計 画 に 改 め、 同 条第二項中 「第二十八条第 一項」

を 「第二十 兀 条第二 項」 に、 認認 定 計 画 を 認 定 事 **業** 再 編 計 画 に 改 め、 同 条を第二十七条とする。

第三十条第 一項中 「又は 認定特別事業再編事業者 (以下この 節におい . T 「認定事業者」という。)」 を

削 「当該 認定事業者」 を 「当該認定事業再編事業者」 に、 「認定計画」 を 「認定事業再 編 計画」 に、

他 \mathcal{O} 認定事 業者」 を 他 \mathcal{O} 認定 事 業再編事業者」に、 「第二十八条第 項」 を 「第二十四 条第二項」 に

定事 業者」 同 法 第 を 三十条第 「係る同法第二十四 項 を 条第 同 法 項に規定する認 第二十八条第 定 項」に、 事 業再 編事 「係る同法第三十条第 業者」 に 改 め、 同 条第二 項 E 規 項 中 定 す 認定 る認

事業者の特定関係事業者で」を 「認定事 業再編事 業者 の特定関係事業者で」に、 \neg 認定計 画 を 認

定 事 ***業再編** 計 画 に改め、 同 項第 号中 「認定事業者」 を 「認定事業 再編事業者」に、 「認定計 画 を

認定 事 業 再 編 計画」 に改 め、 同 条第三項 中 「第三十条第二 項」 を 「第二十八条第二項」 に改 め 同 条 第四

項 Ó 表 第 八 十条の 項中 「又は第二十五条第 一項」 及 び 「又は第二十六条第一項」 を削 り、 同 表 第 八 + 条

当該 中 第六号の項及び第八十六条第六号の項中 認定事 認 定事 ・業者が 業 再 編 || 認定計 事 業者」 画 に、 を 「認定事 又 は 当 7該認 業再編事 「第三十条第二項」を「第二十八条第二項」に改め、 定 計 業者 画 に係 が :認定事 る 他 \mathcal{O} 認 業 定 再 事 編 業者若しくは 計 画に、 当 当 該 該 認定 他 \mathcal{O} 事 認 業者」 定 同条第五 事 業者 を 項

改 第三十条第 を め、 を 同 又 表 「認定」 第百 は 同 当 項 七 事 0) 該 表第一 十九 項」 業再 認 定 編 条第 を 事 百 業再 計 五. 「係 画 十 一 項 る 編 に、 条第二項 同法第二十四条第一項」 \mathcal{O} 計 項 画 中 12 係 (同 認 (T) る他 項中 定定 法第三十条第一項」を「(同法第二十八条第一項」に、 計 \mathcal{O} 画 認 「第二十八条第一項」を「第二十四条第二項」 定 を 事 業 に、 認 再 定 編 事 事 業者若、 業再! 認定事業者」 編 計 しく 画 は当 を に、 該 「 認· 他 認 定 \mathcal{O} 事 定事 認 業 定 業者」 事 再 編 業 に、 事 再 業者」 を 編 事 「係 認 認 業 に改 る 定 者 定 事 同 計 に 業 8 法 画

再 編 事 業者」 に 改 め、 同 条を第二十八条とする。

第三十一条第一

項 中

「認定事業者」を

「認定

事

·業再編事業者」

に、

「認定計

画

を

「認定事業再編

計

画

に改め、 同 条第二 項 中 「第二十八条第 項 を 「第二十四条第二項」 に、 「認定計 画 を 「認定 事 · 業 再

編計画」に改め、同条を第二十九条とする。

第三十二条第 項中 「認定事業者である株式会社が認定計画」 を 「認定事業再編事 業者 こであ る株式会社

が 認定事業再編計画」に、 「当該認定計画」 を 「当該認定事業再編計 画に、 「として当該認定事業者」

を 「として当該 認定 事 業 再 編 事 ,業者」 に、 当 該 認定事業 業者に係る」 を 当 該認定事 業 再 編 事 業者 に係る

に 改 め、 同 項 \mathcal{O} 表 第百 九 + 九 条第 項各! 导列 記 以 外 \mathcal{O} 部 分の 項 中 第三十条第 項」 を 第二十 兀 条第

項 に、 認 定 事 業者」 を 認 定 事 業 再 編 事 業 者」 に、 同 法第 二十 八 条 第 項」 を 同 条 第 項 に

「認定計 画 を 「認定事 業再に 編 計 画 に改め、 同 表第二百一条第三項の 項中 「認定事業者」 を 認認 定 事

業 再編事業者」 に、 「第三十二条第三項」 を「第三十条第三項」 に改め、 同 条第二項中 「認定事業者 を

認 定 事業再 編事 業者」 に改め、 同 条第三項 \mathcal{O} 表第二百三十四条第一 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 項中 「第三十二条第 項」 を

第三十条第 項」 に、 認 定 事 業 者」 を 認認 定 事 業 再 編 事 業者」 に 改 め、 同 表 第 七 百 九 十六 条第 二項 各号

列

記

以

外

 \mathcal{O}

部

分の

項、

第七

百

九十

六

条第

項

第

号

 \mathcal{O}

項

及び

第七

百

九十

六

条第二

項

第二

号

Ō

項

中

認

定

事

業者」 を 認認 定事 業 (再編事) 業者」 に 改め、 同 表第七百九十六条第三項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 項中 「認定事 業者」 を 認 定 事 業

再 編 事 業者」 に、 「第三十二条第 項」 を 「第三十条第 項」 に改め、 同表第七 百九十七条第 項の項を

次のように改める。

第七百九十七条第一項

吸収合併等

特定株式発行等

	存続株式会社等	当該認定事業再編事業者である株式
		会社
	除く。)	除く。)又は当該認定事業再編事業
		者が金融商品取引所(金融商品取引
		法第二条第十六項に規定する金融商
		品取引所をいい、これに類するもの
		として外国の法令に基づき設立され
		たものを含む。第三項において同じ
		。)に上場されている株式を発行し
		ている株式会社である場合
第三十二条第三項の表第七百九十七条第二項第一	号イの項中	「認定事業者」を「認定事業再編事業者
に改め、同表第七百九十七条第三	同表第七百九十七条第三項の項を次のように改める。	
第七百九十七条第三項	存続株式会社等	当該認定事業再編事業者である株式

社である場合は、この限りでない。	
れている株式を発行している株式会	
編事業者が金融商品取引所に上場さ	
ならない。ただし、当該認定事業再	ならない。
	に関する事項)
	号及び住所並びに同項の株式
	等をする旨、消滅会社等の商
	る場合にあっては、吸収合併
は名称及び住所	七百九十五条第三項に規定す
他の株式会社又は外国法人の商号又	滅会社等の商号及び住所(第
特定株式発行等をする旨並びに当該	吸収合併等をする旨並びに消
特定期日等	·
会社	

五. 七 十七条第六項及び 百 条 第三十二条第三項の表第七百九十七条第四項第一号の項、 第 九 十八 項 条第五 及 び 第七項 項 「又は \mathcal{O} 項 第二十一 への項、 中 認 -六条第 第七 定 事業者」 百九十八条第 項 を を 認定事 削 り、 項及び第二項 同 業 条 再 第 編 事 第七百九十七条第四項第二号の項、 五. 業 項中 者」 \mathcal{O} 項、 に (平成十三年法律第七 第七百-改 め、 同 九十八条第四 条第 兀 項 中 十五号) 項 又 \mathcal{O} 項 第七百九 は第二十 及 び第 を

削り、

「第三十二条第一項」を「第三十条第一項」

に改め、

同条を第三十条とする。

中 が \mathcal{O} 項中 認定事 同 を 第三十三条第一項中 表 第三十三 第四 「第三十条第一項」を「第二十四条第一項」に、 業再 第四 百六十条第一項の 一条第 編計 百六 + 画 項」 条第 に、 「認定事業者である株式会社が認定計画」 を 項及び 「第三十 項中 「認定・ 第 事 「第三十三条第一 業者 一条第 兀 百六· (T) + 一項」 を 五. 条第 「認定事 に 項」 改 め、 項 を 業再編事 「認定事業者」 同 に 「第三十一条第一項」 表 . 改 第 め、 業者 を 兀 同 百 「認定事業再編事業者である株式会社 <u>り</u> 項 五. を + \mathcal{O} -九条第 に、 表第三 「認定事 「及び第四 百百 に改め、 ¥ 業 再編 項各号列 九 条第二 事 同 百六十条第 業者」 項 表に次のよう 記 第 以 外 十号 に \mathcal{O} 改 部 \mathcal{O} δ 項 項 分

第四百六十五条第一項ただし

に加える。

注意を怠らなかったことを証

悪意又は重大な過失があった場合に

書

明した場合は、この限りでな一限る

ļ,

第三十三条第二 項 中 認 定事業 者 を 認 定 事 業 再編 事 業者」 に 改 8 同 条を第三十一条とする。

第三十四 条第 項中 認定計 画 を 認定事 業 (再編: 計 画 に 改 め、 同 条を第三十二条とする。

第三十五条第一項中 「投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項の」を削 り、 「同項各号」

を 「投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項各号」に改め、 「(同項第三号に規定する指定

有 価 証券をいう。)」 を削り、 「認定計 画 を 「認定事 業再編記 計 画 に改め、 同条第二項中 「第三十 五条

第 項」 を 「第三十三条第 項 に 改 め、 同 条を第三十三条とする。

第三十六条中 「次の各号に掲げる者が当該各号に定める」を 認認 定 事 業再! 編 事業者 又はその 関 係 業者

(以下 「認定事業再編事業者等」という。) が認定事業再編計 画に従って事業再編の ための措置を行うた

めに必要な」 に改め、 同条各号を削り、 同条を第三十四条とする。

第三十七条第一 項中 「株式 会社 日 本政 策 金融 公庫 法 (平成十九年法律第五十七号。 次項 E お V) て 及

び

「」という。

を削

り、

「次に掲げる」

を

「 指

定金融

機関に

対

Ĺ

認定事

業再編事業者等が

認定事

,業

再 及び第七十三条第一 編計画に従って行う事業再編 生 同 産 項 各号を削 性 向 上 一設備等 を行うの り、 号の項中「第三十七条第二項」を 同 の導入その他 条第二 に 必 要な資 一項中 のための措置のうち、 金 政令で定めるもの 一の貸付い (平成二十二年法律第三十八号) 」 け 12 必要な資金を貸し付 (第三十七条第一項におい 合併、 「第三十五条第二項」に改め、 保有する施設の撤去又は保有する設備 け つる業務を を削 及 り、 び て これ 同 「認定 項 に附語 同表第七 \mathcal{O} 事 表 第七 業 帯 《再編] する」 十三条第三 + 関 の廃棄 条 12 連 措 改 \mathcal{O} 項 8 置

号の項中 条第二項」 「第三十七条第一項」 を 「第三十五条第二項」 を「第三十五条第一項」に改め、 に改め、 同 表 附則第四 十七条第一 同表第七十三条第七号の項中 項の 項中 「第三十七条第 「第三十七 項」 を

第三十五条第 一項」 に改め、 同 条を第三十五条とする。

第三十八条第一 項中「第二十二条第二項第七号」 を「第二十二条第二項第三号」 に改め、 同条を第三十

六条とする。

編関 請 書 第三十九条第一 連 を 措置を行うの 申 -請書」 項中 に に改め、 . 必 「又は認定特別事業再編 要な資 同 条第四項第二号及び第三号ロ 金 を削 り、 同 条第二項中 事業者等が認定特別事業再編計 「第四 中 「第四 [十一条] 十六条第 を 「第三十九条」 画に従って認定特別 項」 を 第四 に、 十四四 「指 条第 事 業再 定 申

項 に改め、 同条を第三十七条とし、 第四十条を第三十八条とし、 第四十一条から第四十五条までを二条

ずつ繰り上げる。

第四十六条第 項 中 「第三十九条第四項各号」 を 「第三十七条第四項各号」 に改め、 同 条を第四 干 -四 条

とする。

第四十七条中 「第四十五条第三項」を「第四十三条第三項」に改め、 同条を第四十五条とし、 第四十八

条を第四十六条とする。

第四 十九条第一 項第一号中「いう」 の下につ。 第四十九条及び第五十条にお 7 て同じ」 を加え、 第三章

第三節 中同 条 を第四・ 十七条とし、 第五 十条を第四 十八条とし、 同条 \mathcal{O} 次に次の二条を加える。

(再生手続における監督委員に関する特例)

第四十九条 再生手続開 始 の申立てがあった場合において、 当該申立て前に当該申立てに係る紛争につい

て特定認 証 紛 争 解 決手続 が 実施されてい たときは、 裁判所 (再生事件を取り扱う一 人の裁 判官又 は 裁 判

官の 合議: 体 をいう。 第五 十七条、 第六十条から第六十二条まで及び第六十五 条 \mathcal{O} 匹 に お 7 7 同 U. は

民 事再生法 (平成十一 年法律第二百二十五号) 第五十四条第 一項の処分をする場合には、 手続実施者

が当該特定認証紛争解決手続において和解の仲介を実施していたことを考慮した上で、 同条第二項の規

定による監督委員の選任をするものとする。

(更生手続における監督委員に関する特例)

第 五 十条 更生 手 続 開 始 \mathcal{O} 申 <u>\f\</u> て が あ 0 た場合にお 7 て、 当 該 申立て前に当該 申 立てに係る紛 争に 7

7

特定認証 紛 争解決手 続が実施されていたときは、 裁判 所 (更生事 件 を取り扱う一人の 裁 判官又は裁 判官

 \mathcal{O} 合議体をいう。 第五 十八条及び第六十三条から第六十五条までにお いて同じ。)は、 会社更生法 平

成十 -四年 法 律第 百 五. 十四号)第三十五条第一項の 処分をする場合には、 手続実: (施者) が当該 特 定 認 証 紛 争

解 決 手続 に お 1 て 和 解 \mathcal{O} 仲 介を実施 し ってい たことを考慮した上で、 同 条第一 二項 \mathcal{O} 規定 に ょ る監 督 **三委員** \mathcal{O}

選任をするものとする。

第五十一条第二号中「第五十三条第一項及び第百三十三条第一 項にお いて」を「以下」に、「除く」を

「除く。 第五 十六条第三項及び第五十九条第三項において同じ」 に改める。

第五 十六 条 \mathcal{O} 見出 しを (資 金 の借入れに関する特定 認 証 紛争解決事業者等 \mathcal{O} 確認) に改 め、 同条に

次の一項を加える。

3 前二項の規定は、 独立 行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関から事業再生の計

画の作

. 成 に

つい て \mathcal{O} 指 漢又は 助言を受けて事業再生を行おうとする中小企業者について準 用する。 この 場合に お

て、 第一 項 中 当 該 特 定 認 証 紛 争 解決 手続を行う特 定 認 証 一紛争! 解決 事 業者」 とあ ŋ, 及 CK 前 項 中 特定

認 証 紛争 解 決 事 業 者」 とあ る \mathcal{O} は 強 立 行 政 法 人中 小 企 業基 盤 整 備 機 構 又 は 認 定支 援 機 関 第 項

中 当該 特定認証 1分争. 解決手続 の開始から終了 に至るまでの 間 とあるのは 「第五十一条第二号に 定め

る 期間」 と 同項第二号中 「当該 特定認証 紛争解決手続における紛争の当事者である」 とあるのは 当

該事業再生に係る」と読み替えるものとする。

第五 十七 条 中 (再 生 事 件 を取 り扱う一 人の 裁 判 官又は 裁 判 官 \mathcal{O} 合 議 体 をいう。 第六十条か ら第六十二

条ま で に お 7 て同じ。 及び (平成十 年 法 律第二百 二十五号)」 を削

第五 十八条中「(更生事件を取 り扱う一人の裁判官又は裁判 官の合議 体をいう。 第六十三条から第六十

五. 条までにおいて同じ。)」 及び 「(平成十四 年法律第百五十四号) 」 を削 り、 同 . 条 の 次に次の一条を加

える。

資 金 \mathcal{O} 借 入れに関 する特例 の独立 行政法 人中 小企業基 一盤整 備機: 構等に こよる確 認 0) 準 用

第五十八条の二 前二条の規定は、 第五十六条第三項に お 1 て準用する同条第 項の 確認を受けた資金の

借入れに つ 7 て 準 用する。 この場合において、 第五十七 条中 「前条第 項各号」とあるの は 第 五. 十六

条第三項 に お 7 7 準 用 す る同 条第 項各号」と、 前 条 中 第 五. + 六 条第 項第二号」 とあ る \mathcal{O} は 第五

十六 条第一 項 E お 1 7 準 用 する 同 条第 項第二号」 と 読 4 替えるも \mathcal{O}

第五 十九条 \mathcal{O} 見出 しを (債権 に関する特定認証紛争解決事業者等の 確 認) に改め、 同条に次の 項

を加える。

3 前 二項 0 規定 は、 独立 一行政法· 人中 小企業基 一盤整備 機 構 又は認定支援機関 か 5 事 業 再 生の 計 画 \mathcal{O} 作 成に

<u>つ</u> V て \mathcal{O} 指 導 又 は 助 言 を受けて 事 業再 生を行 おうとする中 小 企 業 者に 0 7) 7 準 用 す る。 \mathcal{O} 場 合 12 お 1

て、 第一 項 中 当 該 特 定 認 証 紛 争 解決 手 続を行う特定 認 証 紛 争 解 決 事 ·業者」 لح あ り、 及 CK 前 項 中 特 定

認 証 紛争 解 決事 業者」 とある 0 は 「独立行政法人中小企業基盤 整 備 機 構 又は 認定支援機関」 と 第一 項

中 当 該 特 定認 証 紛争 解 決手続 の終了に至る」とあるの は 「第五十一 条第二号に定める期間 の終了」 لح

読み替えるものとする。

第三章第三節に次の五条を加える。

債 権 の弁済に関する特例の独立行政法人中小企業基盤整備機構等による確 認 へ の 準 用

第六十五条 が の 二 第六十条から前 条までの規定 は、 第五 十九条第三項に お いて準 用す Ś 同 条第 項 \mathcal{O} 確 認

を受け た 債 権 \mathcal{O} 弁 済 に 0 1 て準 用 ける。 この 場合に お 7 て、 第六十条中 前 条第 項各号」 とあ り、 及

び 第六十 条 か ら 前 条 ま で \mathcal{O} 規 定 中 第 五. + 九 条 第 項各号」 とあ る \mathcal{O} は、 第 五. + 九条第三 項 お

て準用する同条第一項各号」と読み替えるものとする。

事 業再 生 0 計 画に係る債権 の減 額に 関する特定認 証 紛 争解決事業者の 確 認

第六十五条の三

特定

認

証

紛争

解

決手続

に

より

事

業再生を図ろうとする事業者

なは、

当 該

特定

認

証

紛争

解決

手 続 に お け る紛 争 \mathcal{O} 当 事 者 で あ る 債 権 者 \mathcal{O} 債 権 \mathcal{O} 総 額 \mathcal{O} 五. 分 の三以 上に 当 当 た る 債 権 を 有 す る債 権 者 が 当

該 事 業者 に 係 る 事 業 再 生 \mathcal{O} 計 画 に **つ** 7 7 同 意 L た場 合 に は、 当 該 特 定 認 証 紛 争 解決 手 続を行 う 特 定 認 証

紛 争 解 決事業者に対 Ľ 当該事 業再生の 計 画に基づき行う債権 0 金 額 \mathcal{O} 減 額 が 当 該 事業者 $\overline{\mathcal{O}}$ 事 業 再 生

に欠くことができない ものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであることの 確 認を求 める

ことができる。

2

特 定 認 証 紛争 解 決事 業者、 は、 前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 確 認 を行ったときは、 直ち に、 その旨を、 当該 確 認 を求 \Diamond た 事 業

者に通知するものとする。

(簡易再生の申立てに関する特例)

第六十五条 \mathcal{O} 几 裁判 所 は 前 条第 項の規定により特定認証 紛争解決事業者 が 確認を行 0 た債権 \mathcal{O} 金額

 \mathcal{O} 減 額 に 係 る事 業者に 0 V て民 事 再生法 第二 百 十 条 第 項の 申 立てが あ 0 た場合には 当 該 減 額 が 当

該 事 業者 の事業再生に欠くことができないものであることが確認されていることを考慮した上で、 同 項

後段 の再生計画案について同法第百七十四条第二項第四号に該当する事由があるかどうかを判断するも

のとする。

(金融機関の協力)

第六十五条 \mathcal{O} 五 特定 認 証 紛争解 決手続 により 事 業再生を図ろうとする事業者 の事 業再 生の 円滑 化 に . 資す

るため、 当該事業者に対する債権の全部又は 部を有する金融機関 は、 当該特定認証 紛争解決手続 に 参

加するよう特定認 証 紛争解決事業者から求めが あった場合には、 これに協力するよう努めなければなら

ない。

(独 立 一行 政法人中小企業基盤整 備機構 の行う新事業開 拓 事 業者の再生支援業務

第六十五条の六 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、 事業の継 続が困難となっている新事業開拓 事 業

者 中 小 企 業者を除く。) の 求 めに応じ、 当 該 新事業開 拓事 業者の行う合併、 分割、 事業 \mathcal{O} 譲 渡 又は 譲

受け、 資 金 \mathcal{O} 調 達 その 他 \mathcal{O} 事 業 \mathcal{O} 再 生 \mathcal{O} た \emptyset \mathcal{O} 措 置 に 関 L 必 要な 助 言を行う。

第七 十六 条中 第二条第二十項」 を 「第二条第二十四 項」 に 改 \Diamond る。

「第二条第二十項第二号」を「第二条第二十四項第二号」

に改める。

第七

十八条中

第百十二条第一項中 「第二条第二十三項」を 「第二条第二十七項」に改める。

第百二十六条第四項に次のただし書を加える。

ただし、 経済 産業省令 総務 省 令で定め る軽 嶶 な変更に · いては、 この 限 りでない。

第百二十七 条第三項第三号ニ中 「第二条第二十六項第二 一号」を 「第二条第三十項第二号」 に改め、 同条

第四項第一号中「当該創業支援等事業計画が」を削る。

第百二十 九条第 項 中 「第二条第二十五項第一 号」を 「第二条第二十九項第一号」に、 「二千万円」 を

「三千五百 万円」 に改 め、 同 条中 第五項を第六項とし、 第四 項を第五 項とし、 同 条第三項第一 号イ中 「第

二条第二十五項第一 号 を 「第二条第二十九項第一号」 に改め、 同 号口 中 「第二条第二十五 項第四 号 に掲

げ る者」を「第二条第二十九項第四号に掲げる者 (第二項の規定により当該者とみなされる会社を含む。

に改め、 同 頂を同り 条第四項とし、 同条第二項中 「第二条第二十五項第一号」 を 「第二条第二十 -九項第

号」 に改 \Diamond 同 項 を同 条第三項とし、 同 · 条 第 項 \mathcal{O} 次 に次 \mathcal{O} 項 を加 える。

2

第二条第二十

九

項第二号に掲

げ

る創業者で

あ

0

て新た

に会社

中

小

企業者

に限

る。

以 下

: の

項

に

お

V

て同じ。) を設立したもの (以下この項において 「会社設立創業者」という。 が、 事 ,業 \mathcal{O} 譲 渡に ょ ŋ

事業の全部 又は 部を当該会社に承継させるときは、 当該会社設立創業者が事業を開 始 した日 から 起 算

L て五年を経過するまで \mathcal{O} 間 は、 当該会社を、 同条第二十九項第四号に掲げる創業者とみなして、 前 項

 \mathcal{O} 規 定を 適 用 す ź。 この 場 合に お 7 て、 同 項 中 「三千五 百万円 及び八千万円」と、」 とあ る <u>0</u> は 三千

五. 百 万円 (当該 中 小 企業者を設 立した会社 設 <u>寸</u> 創業者 (同条第) 二項に 規定する会社設立 創 業者を V.

当該 会社設立 創業者が新たに他 この会社 (中小企業者に限る。) を設立し、 事業 \mathcal{O} 譲渡により事 業 0 全 部

又は 一部を当該 他 の会社に承継させるときは、 当該他 の会社も含む。 第三項に おいて同じ。 に 7 7

既 に 創業 関 連保 証 に係 る保険関 係 が成立 してい る場合にあつては、三千五 百 万円 から当該保険 関 係 に お

け ,る保? 険 価 額 O合 計 額を控除 した残額) 及び八千万円」と、」と、 「及びその他 0 保証ごとに、 当該 債

務者」とあるのは 「については当該債務者たる中小企業者及び会社設立創業者について、 その他 の保証

については当該債務者」 とする。

第百三十二条第 項 及び 同条第二 項の 表第三条第三項 の項 中 「第二条第二十九項」 を 「第二条第三十三

項」に、 「第二条第十項」 を 「第二条第十六項」 に 改め る。

第百三十三条第四項に次 のただし書を加える。

ただし、

第百三十四 条第三項中 「第四十 九条第一 項」 を 「第四十七条第 項 に改める。

経済産業省令で定める軽微な変更については、

この限りでない。

第百 兀 + 条第 項中 若 しく は 認 定 特 別 事 業 再 編 事 業者等」、 「若しくは 認 定 特 別 事 業 再編 計 画 及

び 若 は 特別 事 業 再 編 を削 り、 認 定 特定研 究 成 果活用支援事 業者」 を 認 定 外 部 経営資 源 活

用 促 進投資事業者、 認定 特定研究成果活用支援事業者、 認定革 新的 技術研究成果活用事業活 動 実 施 者 認

定 事 業適応事業者」 に、 認定特定研究成果活用支援事業計 画 を 認定 外部経営資源 活 用 促 進 投資

事業 計画、 認 定特 定研究 成果活用支援事 業 計 画 認定革 新 的 技 術 研 究 元成果活品 用 事 業活 動 計 画 認定 事 業適

応計. 画 に、 特定研 究 成果活 1用支援 少事業」 を 外 部 経営資源 活 用 促進投資 事 業 特定 研 究成 果 活用

支援事 業、 革新的: 技術研究成果活用事業活 動、 事業適応」 に改 いめる。

第百 四十二条第 項 中 「又は三 認 定 特別事 業再 編事 業者 (以下この条及び第百 匹 十六条にお į, 7 認 定 事

業者」 という。 又 は 認 定 特 別 事 業 再 編 計 画 及 び 又 は 特 別 事 業 再 編 を削 り、 同 条 第 項 か 5

第 五 項 ま で \mathcal{O} 規 定 中 認 定 事 業者 を 認 定 事 業 再 編 事 業 者」 に 改 8

第百 匹 + 匹 条第 項中 「認定新 事 業活 動実施者」 の 下 に $\overline{}$ 認定 外 部経営資 源 活用促進投資 事業者

当

該 認定 外部! 経 営資源 活用 促 進 逆投資: 事 サ業者が! :投資事業有限責任組合である場合にあっては、 当該投資 事 業有

限 責 任 組 合 \mathcal{O} 無限 責 任 組 合員)」 を加え、 「認定 事 業再 編事業者 又は 認定特 別 事 業再 編 事 業者」 を 認定

革 新 的 技 術 研 究 成 果 活 用 事 業 活 動 実 施 者 認 定 事 業 適 応 事 業者 又 は 認 定 事 業 再 編 事 業者 に 改 8 認 定

新 事 業 活 動 計 画 \mathcal{O} 下 に 認 定 外 部 経 営 資 源 活 用 促 進 投 資 事 業 計 画 を 加 え、 認認 定 事 業 再 編 計 画 又 は

認 定 特 別事 業 再 編 計 画 を 「認定革 新的 技術 研 究成果活 用 事 業 活 動 計 画 認定 事 業適 応 計 画 又 は 認 定 事 業

再 編 計 画 に 改 め、 同 条 第 五項中 「又は 第五 + 九 条第一 項」 を 第五 + 九 条第 項 に改 め、 「規定す

る債 権 \mathcal{O} 下 に 「に係 る 確 認 \mathcal{O} 業 務 又は 第六十五 条の三に 規定する債 権 \mathcal{O} 減 額 を加 え る。

第百 兀 + 五. 条第 項中 指 定 金 融 機 関 か ら を 「第二十一条の六第 項、 第二十一 条 0 + 九 第 項又は

第三十七条第一項の規定による指定を受けた者 (以下この項において「指定金融機関等」という。 から

革 新 的 技 術 研 究 成 果 活 用 事 業活動支援業務、 事 業適. 応 促進 業務若しくは」に、 指定金融 機 関 \bigcirc を 「指

定金融機関等の」に改める。

第百 匹 + 六 条中 「 認 定 事 業者」 を 「認 定 事 業 再編書 事 業者」

第百 匹 七 条第 項第四 号中 事 ·項 」 の下に「(次号に掲げるものを除く。)」 を加え、 同号の次に次

に改

める。

の一号を加える。

兀 の 二 新 事 · 業 活 動 計 画 (第十 条の二に規定する規 制 0 特例措置 に係るものに限 る。 に関する事 ·項

経済産業大臣及び法務大臣

第百 四十 七 条第 項第六号中 事 業再 編 計 画 を 事 *業適応す 計 画 に 改め、 同 項第七号を次 のように改

める。

七 事業 適 応促進円滑化業務及び事業適応促進業務に関する事項 経済産業大臣 一及び財政 務大臣

第百 兀 + 七 条第 項中: 第十一号を第十二号とし、 第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、 第七 号の

次に次の一号を加える。

八 事業再編計画に関する事項 事業再編計画に係る事業を所管する大臣

第百 四十. 九 条中 「第二十三条第 項」を 「第十七条の二第一 項 の外 部 経営資源活用促進投資事業計 画の

認定、 第二十一条 の三第一 項 の革 新 的 技 術 研 究 成果活 用 事 業活 動 計 画 \mathcal{O} 認定、 第二十一 条の + 五. 第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$

事業 適 応 計 画 \mathcal{O} 認定又は第二十三条第一 項 に改め、 「又は第二十五 条第一 項 0 特別事 業再 編 計 画 \mathcal{O} 認 定

を削 る。

第百五十六条第一号中 「第四十三条」を「第二十一条の二十三又は第四十一条」 に改め、 同条第二号中

第四 十五条第一 項 を 「第二十一条の二十五第一項又は第四十三条第一 項」に、 「せず」 を $\overline{\mathcal{L}}$ ないで

事 業適 五十 応促進 **皇業務若** しくは 事 業再 編 促進 , 業 務の 「第三十条第三項」 全部 若 しくは 部を休 に改め 止 し、 若しくは廃止し」 に改める。

第百

八

条中

「第三十二条第三項」

を

رِ خ

第百五十九条中 「第三十八条第二項又は第四十二条第二項」を「第二十一条の十八第二項、第二十一条

の二十二第二項、 第三十六条第二項又は第四十条第二項」 に改める。

第百六十二条中第二号を第四号とし、 第一号を第三号とし、 同 号の 前 に次の二号を加える。

第十 条の三第二項の規定による届出をしないで同項に規定する事項を変更し、 又は 虚 温偽の届記 出を

した者

第十一 条の三第四 項の規定による届出をしないで同項に規定する新事業活動を廃止し、 又は虚偽の

届出をした者

(中小企業等経営強化法の一部改)

第三条 中小企業等経営強化法 (平成十一年法律第十八号)の一 部を次のように改正する。

Ē

「第四章 中小企業の先端設備等導入

目次中

第四

章

中小企業の事業継続力強化」を

第

一節

先端設備等導入

(第四十九条-

第五十三

第二節 支援措置 (第五十四条)

第五章 中小企業の事業継続力強化

条)

に、 「第四十九条— 第五十三条」を「第五十五条 第五十九条」 に、 「第五十四条— 第五十八条」

を を 「第六章」に、 -第六十四条」に、 「第六十一条 「第五十九条・第六十条」を「第六十五条・第六十六条」に、 第六十九条」を 「第六十七条 ―第七十五条」に、 「第六章」 を 「第五章 「第七

章 に、 第七十条」 を 「第七十六条」 に改め る。

第一 並 び に を 中 小 企 業の 先端 設 備 等 導 入の支援並 びに に

改める。

第二条第五 項第四号中 「プログラムをいう。」の下に 「第十四項及び」を加え、 「以下」を 「第四十三

同条第十項を削

り、

同条第十一項中「取得した又は」を

页取

得し

条第一項及び第二項において」に改め、

た若しくは」 に改め、 同 項第九号中 _ (中小企業等協 同 組 合法 (昭 和二十四年法律第百八十一号) 第三条

第一 号に掲 げ る事 業協 同 組 合をいう。 を削 り、 \neg 同 条第四号に掲げ る企 業 組 合をいう。 を

又は」 七号に掲げる協業組合をいう。)」 に改め、 中 小 企 業 団 体 0 を削り、 組織 に 関 す る法律 項を同条第十項とし、 (昭和三十二年 法 同条中第十二項を第十一項とし、 (律第百: 八十五号) 第三条第 項 第 第

同

十三項を第十二項とし、 第十四項を第十三項とし、 同項の次に次の一 項を加える。

14 この 法 律 に お 1 て 「先端 設備 等」 とは、 従 来 \mathcal{O} 処理 に 比して 大量 \mathcal{O} 情 報 0 処 理を可能とする技術その

他 0 先端: 的 な技術を活用 ľ た施 設、 設備、 機器、 装置 又はプロ グラムであって、 それを迅速に導入する

ことが中小企業者の生産性の向上に不可欠なものとして経済産業省令で定めるものをいう。

第三条第二 項中第三号を第四号とし、 第二号の次に次の一号を加える。

 \equiv 中 小 企 業の 先端設 備等の 導入の 促進 に関する次に掲 げ る 事 項

イ 先端 設 備 等 \mathcal{O} 導 入 \mathcal{O} 促 進 \mathcal{O} 目 標 \mathcal{O} 設 定 に . 関 する 事 項

ロ 先端設備等の導入の促進に関する基本的な事項

ハ 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

第十四条第 一項中 \overline{O} 全部」を「 (外 国 の法令に準 拠 して設立された法人その 他の外 国 \mathcal{O} 寸 体 (新たに

設立されるも のを含む。) であって、 中小企業者及び 組 合等が その経営を実質的 に支配 L てい ると認 8 6

れるものとして経済産業省令で定める関係を持つものをいう。 以下この章において同じ。 の全部」に改

める。

第二十四条第一項第三号中 「第五十七条第一項」 を「第六十三条第一項」に改める。

第二十八条中 「第二条第十一項第九号」を 「第二条第十項第九号」 に改め、 中 小 企業等: 協 同 組 合法」

の 下 に 「(昭和二十四年法律第百八十一号)」 を、 「中小企業団体 \mathcal{O} 組 織 に関する法律」 の 下 に (昭和

三十二年法律第百八十五号)」を加える。

第二十九条第一項中 「第二条第十一項第七号」 を 「第二条第十項第七号」に改める。

第七 十条第 項中 「第六十五条」 を 「第七十一 条 (第五項を除く。)」に改め、 同条を第七十六条とす

る。

第六章を第七章とする。

第六十九条第一項中「及び」を 経済産業大臣及び」 に改め、 同条第二項中 「第六十七条第十一項」

を 「第七十三条第十一 項」 に改め、 第五章中同条を第七十五条とし、 第六十八条を第七十四条とする。

第六十七条第二 一項中 「第六十四 条第 項並 びに第六十五 条第 項」 を 「第七十条第 項 並 び に第七 $\bar{+}$

条 第 項」 に 改 め、 同 条第四 項中 「第六十日 应 条第三項 並 び に第六十五条第二項」 を 「第七・ 十条第三項 並 び

に第七十一条第二項」に改め、 同条第五項及び第六項中「第六十五条第四項」を 「第七十一条第四 「項」に

改め、 同条第八項中 「第二条第十一 項第八号」 を「第二条第十項第八号」 に改め、 同条を第七十三条とし

第六十六条を第七十二条とする。

第六十五条中第五項を第七項とし、 第四項の次に次の二項を加える。

経済産業大臣は、 特定市町村に対し、 同意導入促進基本計画の実施状況について報告を求めることが

できる。

5

6 特定市 町村の 長は、 認定先端設備等導入事業者に対し、 認定先端設備等導入計画の実施状況について

報告を求めることができる。

第六十五条を第七十一条とする。

第六十四条中第七項を第八項とし、 第六項を第七項とし、 第五項を第六項とし、 第四項の次に次の一 項

を加える。

5 特定市 町村は、 認定先端設備等導入事業者について、 その先端設備等導入の状況を把握するため の調

査を行うものとする。

第六十四条に次の一項を加える。

9 特定市 町村は、 認定先端設備等導入の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

第六十四条を第七十条とする。

第六十三条中第四項を第五項とし、 第三項の次に次の一項を加える。

4 玉 は、 認定先端設備等導入に必要な資金の確保に努めるものとする。

第六十三条を第六十九条とし、 第六十二条を第六十八条とし、 第六十一 条を第六十七条とする。

第五章を第六章とする。

第四 [章第三] 節中第六十条を第六十六条とし、 第五 十九条を第六十五条とする。

第五 十八条中 「第五十条第一項又は第五十二条第一項」を 「第五十六条第一項又は第五十八条第一項」

に改め、第四章第二節中同条を第六十四条とする。

第五十七条を第六十三条とし、第五十六条を第六十二条とする。

第五 十五 条 第 項 の表第三条第 項 \mathcal{O} 項 並 び に 同 条第二 項及び第三項中 「第五 十五条第一 項」 を 「第六

十一条第一項」に改め、同条を第六十一条とする。

第五 一十四条 の前 の見出 しを削り、 同条第一項の表第三条第一項の項並びに同条第二項及び第三項中 「 第

五. 十四四 [条第 項 を 「第六十条第 項 に改め、 同条を第六十条とし、 同条の前に見出しとして 「(中小

企業信用保険法の特例)」を付する。

第五 十三条第二項中 「第五十五条第一 項及び第六十五条第五項」 を 「第六十一条第 一項及び第七十 条

第七項」に改め、第四章第一節中同条を第五十九条とする。

第五十二条第二項第二号中 「の全部」を「 (外国の法令に準 拠して設立された法人その他 の外国 の団体

(新たに設立されるものを含む。) であって、 中小企業者が その経営を実質的 に支配 して **,** \ ると認 8 られ

るものとし 7 経済産業省令で定める関係を持 つも \mathcal{O} を いう。 以下この条及び第六十三条第一 項第二号に お

いて同じ。)の全部」に改め、同条を第五十八条とする。

第五十一条第二項中 「第五十四条第一項及び第六十五条第五項」を「第六十条第一項及び第七十一条第

七項」に改め、同条を第五十七条とする。

第五 十条第二項第二号 口 中 「第五十二条第二項第三号ロ」 を 「第五 十八条第二 項第三号ロ」 に改め、 同

条を第五十六条とする。

第四十九条第一項中 「第五十二条第一項」を 「第五十八条第一項」に改め、 同条を第五十五条とする。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 中小企業の先端設備等導入

第一節 先端設備等導入

(導入促進基本計画)

第四十九条 市 町村 特 別区を含む。 以下同じ。) は、 基本方針に基づき、 先端設備等の導入の促進に関

する基本 的 な計 画 (以 下 「導入促進基本計 画 という。)を作成 Ĺ 経済産業省令で定めるところによ

り経済産業大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2 導入促進基本計画 に お いて は、 次に掲げる事項について定めるものとする。

一 先端設備等の導入の促進の目標

二 先端設備等の種類

三 先端設備等の導入の促進の内容に関する事

項

四 計画期間

五 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

3 経済産業大臣は、 導入促進基本計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、そ

の同意をするものとする。

基本方針に適合するものであること。

当該導入促進基本計画に係る先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであ

ること。

三 当該導入促進基本 計 画 の実施が当該 (市町村に所在する企業の生産性 \mathcal{O} 向上に資するも のであること。

4 市 町 村 は、 導入促進 基本計 画 が 前 項 0) 同 意を得たときは、 遅滞なく、 これを公表しなけ れ ばならない。

(導入促進基本計画の変更等)

第五十条 市 町村は、 前条第三項の同意を得た導入促進基本計画を変更しようとするときは、 経済産業省

令で定めるところにより経済産業大臣に協議し、 その同 意を得なければならない。

2 経 済産 業大臣は、 市 町 村 が 前 条第三 項 \hat{O} 同 意を得た導 入促進基 本 計 画 (前 項 の規定による変更の 同意

が あったときは、 その変更後の もの。 以 下 同 意導 入促 進基本計画」 という。)に従って先端設備 等 Ò

導入の促進を実施していないと認めるときは、その同意を取り消すことができる。

3 経済産業大臣は、 同 意導入促進基本計画が 前条第三項各号の いずれかに該当しないものとなったと認

めるときは 同 『意導入』 促 進 基本 計 画を作成し た市町村に対し、 当該 同 意導入促 進基本計画 の変更を指示

し、又はその同意を取り消すことができる。

4 経済産業大臣は、 前二項の規定により前条第三項の同意を取り消したときは、 その旨を公表するもの

とする。

5 前条第三項及び第四 項 の規定は、 第一 項の規定による導入促進基本計画の変更について準用する。

(市町村に対する情報の提供等)

第五十一条 国は、 市町村による導入促進基本計画の作成及び同意導入促進基本計画の達成に資するため

地 域の経済動向に関する情報及び当該市町村による先端設備等の導入の促進を図るために必要な情報

0 収集、 整 理、 分析及び 提供並びにこれらの情報 の収 集 整理及び分析を可能とする手段 の提供を行う

よう努めるものとする。

2 国 は、 同 意導 入促進基本計 画 に係る市町村に対し、 当該同意導入促進基本計画 の円滑かつ確実な実施

に関し必要な助言を行うものとする。

(先端設備等導入計画の認定)

第五十二条 同 意導入促 進基本計 画 に基づく先端設備等の導入 (以 下 「先端設備等導入」という。) をし

ようとする中小企業者は、 その実施しようとする先端設備等導入に関する計画 (以下この条及び次条に

お į١ て「先端設備等導入計画」という。)を作成し、 経済産業省令で定めるところにより、その導入す

る先端設 備等 \mathcal{O} 所在地を管轄する特定市 町 村 同 意導 入促進基本計画を作成した市町村をいう。 以下同

じ。)に提出して、その認定を受けることができる。

2 以上 \mathcal{O} 中 小 企 業者 が 先端 設 備等導入を共 同 で行おうとする場合にあ っては、 当該二以上の中小 企業

者は共同 して先端設備等導入計 画を作成し、 前項の認定を受けることができる。

一 先端設備等の種類及び導入時期

3

先端設備等導入計

画にお

いては、

次に掲げる事項を記載しなければならない。

二 先端設備等導入の内容

三 先端 設 備 等 導 入 に 必 要な資 金 $\overline{\mathcal{O}}$ 額及びそ 0 調 達 方法

4 特定市 町 村は、 第一 項 Ó 認定 の申 請があっ た場合において、 その先端設備等導入計画が次の各号のい

ずれにも適合すると認めるときは、 その認定をするものとする。

基本・ 方 針及び当該 特 定市 町 村 \mathcal{O} 同 意導入促 進 基 本 計 画に 適合するものであること。

当該 先 端 設 6備等導 入 計 画 に係 る先 端設: (備等導: 入が 円 滑 か つ 確 実に実施されると見込まれるも のであ

ること。

5 特定市町村は、 第一項の認定をしたときは、 経済産業大臣に対し、 遅滞なく、 その旨を通知しなけれ

ばならない。

(先端設備等導入計画の変更等)

第五十三条 前条第一項の認定を受けた中小企業者(以下「認定先端設備等導入事業者」という。)は、

経済産業省令で定めるところにより、

当該認定をした特定市町村の認定を受けなければならない。

当該認定に係る先端設備等導入計画を変更しようとするときは、

2 特 定市 町村は、 認定先端設備等導入事業者 が当該認定に係る先端設備等導入計 画 (前項 の規定による

変更の認定があったときは、 その変更後のもの。 以下 認定先端設備等導入計画」という。) に従って

先端設備等導入を行っていないと認めるときは、 その認定を取り消すことができる。

3 特定市 町村は、 認定先端設備等導入計画が 前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなったと認

めるときは、 その認定を取り消すことができる。

特定市 町村は、 前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、 その旨を経済産業大臣に

4

通知するものとする。

5 前条第四 項及び第五 項 の規定は、 第一 項の認定について準用する。

第二 節 支援措 置

中 小 企 業 信 用 保 険 法 \mathcal{O} 特 例

第 五 十四条 普通保証 険、 無担 保保 険 又は特別 小 П 保険の保険関係であって、 先端設備等導入関連保 証 中

小企業信用保険法第三条第一項、 第三条の二第一 項又は第三条の三第一 項に規定する債務の保 証 で あ 0

て、 認定先端設備等導入計画 に従って行わ れる先端設備等導入 (第六十九条第四 項及び第七十条第 九項

に お ** \ 7 認定 先 端 設 備等導入」 という。 に必要な資金に係 るものをいう。 以下この 条に お 1 て 同 ľ

を受けた中 小 企業者に係るものについ て 0) 次 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 上 欄 に 撂 げ う る 同 法 0 規定の適用について は、

れらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、 同 表 の下欄に掲げる字句とする。

		第三条第一項
	合計額が	保険価額の
」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係	に規定する先端設備等導入関連保証(以下「先端設備等導入関連保証	中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第五十四条第一項

		の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一	保険価額の	先端設備等導入関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他
項及び第三条の	合計額が	の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
三第一項		
第三条の二第三	当該借入金	先端設備等導入関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入
項及び第三条の	の額のうち	金の額のうち
三第二項	当該債務者	先端設備等導入関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 普通 保 険 0 保険関係であって、 先端設備等 導入関連 保 証 に係るものに つい ての中 小企業信用 保 険法第

十(無担保保険、 特別 小 口保 険、 流動資 産担保保険、 公害防止保険、 エネ ルギ Ì 対策保険、 海外投資関

三条第二

項

及び

第

五条

 \bigcirc

規定

 \mathcal{O}

適

用

に

つい

ては、

同項

中

百

分の七十」

とあ

り、

及び

同

条

中

百百

分

の七

係保険、 新事 業開拓保険、 事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、

百分の八十」とする。

3

普 通 保 険、 無担保保 険又は 特 莂 小 П 保 険 \mathcal{O} 保険関係 であって、 先端設備等導 入関連保 証 に係る るも のに

つい ての保険料の額は、 中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、 保険金額に年百分の二以内に

お 7 て政令で定める率を乗じて得た額とする。

第四 条 中 小 企 業等経営強 化 法 \mathcal{O} 部 を次のように改正する。

目

次

中

創

業及び」

を削

り、

中

小

企 業

 \mathcal{O}

経営革

新

及

び 中 小

企業等

<u>の</u>

を

中

小企業等の経営革新

及び

に、 「第六十四条」を「第六十四条の二」 に改める。

第一

条 中

「創業及び」

を削り、

「の支援、

中小企業の経営革新及び中小企業等の経営力向上の支援、

中

小企業 \bigcirc を 「並びに中 小企業等 の経営革 新、 経営力向上、 に、 「の支援並びに中小企業 0 を 「及び

に改 8

第二 条第二 項第二号を次 のように改める。

般社団法人であって中小企業者を直接又は間接の構成員とするもの (政令で定める要件に該当す

るものに限る。

第二 条中第三項を削 り、 第四項を第三項とし、 第五 項を第四 項とし、 同 項 \hat{O} 次に次の一 項を加える。

この 法 は律にお いて 「特定事業者」 とは、 次の各号の いずれかに該当する者をいう。

5

常時使用する従業員の数が五百人以下の会社及び個人であって、 製造業、 建設業、 運輸業その他の

業種 (次号及び第三号に掲げる業種並びに第四号の政令で定める業種を除 に属する事業を主た

る事業として営む ŧ \mathcal{O}

常 時 使 用する従業員 \mathcal{O} 数が 兀 百 人以下 の会社及び 個 人であ って、 卸売業 (第四 号の政令で定め る業

種を除く。) に属する事業を主たる事業として営む ŧ \mathcal{O}

(の数が三百人以下の会社及び個人であって、

小売業又はサービス業

(次号の政

令で定め る業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営む ŧ \mathcal{O}

人であって、

その業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個

で 定 8 る 業 種 に 属 す る事業を主たる事業として営む もの

兀

常

時

使

用

す

る従業員

 \mathcal{O}

数が

三

常時使用する従業員

五. 企業 組 合

六 協業 組 合

七 事業: 協 同 組 合、 事 業協 同 小 組 合、 商 工組 合、 協同 組 合連合会その他の特別 の法律により設立された

組 合及び その連合会であって、 政令で定めるもの

その政令

八 般社団法人であって前各号に掲げるものを直接又は間接の構成員とするもの (政令で定める要件

に該当するものに限る。)

第二条第六項を次のように改める。

6 この 法 は律にお 1 て 「特定事業者等」 とは、 次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一特定事業者

常時使用する従業員の数が政令で定める数以下の会社その他政令で定める法人及び個人 (前号に掲

げる者を除く。)

第二条第 + 項 第 号か ら第八号までの 規定中 中 小企業者等」 を 「特定事業者等」 に改 め、 同 条第十

項 中 承 継 等 中 小企業者等」 を 承 継等特定事 業者等」 に、 中 小企業者等が」 を 「特定事 業者等が が に

「第十七条第四 項」を 「第十七条第四項第一号」に、 「中小企業者等を」を 「特定事業者等を」に改 8

同条第十二 項 中 「被承 継等中 -小企業者等」を 「被承継等特定事業者等」に、 承継等中 小企業者 が

を 「承継等: 特 定事 業者等 が に、 $\overline{\mathcal{O}}$ 中 小企業者等」 を $\overline{\mathcal{O}}$ 特定事業者等」に改め、 同条第十三項中 中

小企業者等」を「特定事業者等」に改める。

第三条第二項第一号中 「創業及び」を削り、 同項第二号中 「中小企業の」を「中小企業等の」に、 $\overline{\mathcal{O}}$

促進及び中 小企業等 <u>の</u> を「及び」に改め、 同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、 主務省令で定め る軽微な変更に 0 7 ては、 ۲ \mathcal{O} 限 りでない。

第二章の章名及び同章第一節の節名中「創業及び」を削る。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五 条第二 項 中 「前項第 号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有 並びに同 項第

二号の 規定 に よる株式、 新株 子 約 権 (新 (株子: 約 権 付 社債に付 された ものを除く。 又は 新 株 予 約 権 付 社 債

等 む。 Ò 引 又は 受け 新株予約権付社債等 及び当該引受け に係る る株式、 (新株予約権付社債等に付された新株予約権 新 株 予 %維 (その行使に より 発行され、 の行使により発行され、 又は移転され た株が 式 を含 又は

移転された株式を含む。) の保有」 を 「前項各号に掲げる事業」 に改め、 「それぞれ」 を削 る。

第十条第 項 中 中 小 企業信用 用 保 険 法 の 下 に _ (昭 和二十五 年法律第二百六十四号)」 を加い え、 無

担保保険」 を 同 法第三条の二第 項に規定す る無担保保険 (以 下 「無担保保険」 という。 に改める。

含む。 債等の 第二号の規定による株式、 第十一条第二項中 引受け及び当該引受けに係 又は 新 株 予 約 「前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並 権 付 新株予 社 債 等 ぶる株式、 約 (新 権 株 (新 予 株予 新 約 株 権 予約 %権 付 社 権 付 債 等に 社債に付されたものを除く。 (その 付 行使に され た新 より発行され、 株 子 約 権 \mathcal{O} 行 使 又は移転 又は E より 新 され 株 発行され 予約: びに同 た株 権 式 付 を 項 又 社

第三章の章名を次のように改める。

は

移転された株式を含む。)

の保有」

を

「前項各号に掲げる事業」

に改め、

「それぞれ」

を削る。

第三章 中小企業等の経営革新及び経営力向上

で 第十 を 应 「第二 条第 条第 項 中 五. 項 第 中 五. 小 企 号から第七号まで」 業者 及び 組 合 等 に を 改 特 め、 定 同 事 ,業者」 条第二 に、 項第五号中 「第二条第 組 合等」 項第六号 を 特 か 定事 5 第 業 八 、号ま 者

第二条第五項第七号及び第八号に掲げる者に限る。 に、 構成員」 を 「直接又は間接 \mathcal{O} 構 ||成員| に改

める。

第十五 一条第 項中 中 小 企業者 及び 組合等」 を 「特定事 業者」 に改める。

第十六条第 項中 中 小企業者等」 を 「 特· 定事 業者等」 に改め、 同 条第四 |項に次のただし 書を加える。

ただし、 主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第十七条第 一項中 中 小企業者等」 を 「特定事業者等」 に、 「第二条第一項第六号から第八号まで」を

第二条第 五. 一項第一 五. 号か 5 第七号まで」に、 同 条第二項第三号若しくは第四 号 を 同 条第六項第二号

」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 経営力向 上計画には、 第二項第三号に掲げる事項として、 次に掲げる事項を記載することができる。

特定許認可等 (行政手続法 (平成五年法律第八十八号) 第二条第三号に規定する許認可等であって

それに基づく 地位を被承継等特定事業者等が有する場合に お いて当該地 位 が 承継等特定事 業者等に

承 継され ることが 経営力向 上 \mathcal{O} 円滑 化 に特に資するものとして政令で定め る もの を ١ ر う。 以 下 同

に基づく被承継等 特 定事業者 等の 地 位であ いって、 当該経営力向上のために 事業承継等に より当 該承

継等特定事業者等が承継しようとするものに関する事項

特定事業者等が 事業承継等により取得し、 又は提供を受けようとする経営資源が他 の経営資源

体 的 に 用 1 るため に必要な機 能 その 他 0 要素を備えてい ないことにより損害が生ずるおそ れ が あ るか

どうかに ついて、 法務、 財務、 税務その他 0 観点から行う調査 (次条第二項及び第二十二条第一 項に

おいて「事業承継等事前調査」という。)に関する事項

第十七条第五 項中 中 小企業者」 を 「特定事 業者」 に改め、 同条第七項中 「第四項」 を 「第四項第 号

に、 「被承 継等 中 小 企業者等」 を 被被 承 継等 特定事業者 等 に 改 8 る

第十

八条第

項

中

中

小

企業者等」

を

「 特

定

事

業者等」

に改

め、

同

条第二項中

事

業

0)

下に

(認定

経営力向 上 計 画に 前条第四項第二号に掲げる事 項の記載がある場合にあっては 事 業承継等 事 前 調 査を含

を加え、 同条第三項各号中 「被承継等中小企業者等」 を 「被承継等特定事業者等」 に改める。

第二十二条第九 項を同条第十項とし、 同条第八項中 「規定」 を 「規定 (第 一 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により適 用される

場合を含む。)」 に、 同 項 を 同 法第三条第二項」 に、 同 . 条 _ を 同 法 第五 条」 に改 め、 同 項 を同

条第 九項とし、 同条第七 項 中 中 小 企業者」 を 「特定事 業者」 に、 「第二十二条第四項」 を 「第二十二条

第一 項」に改め、 同項を同条第八項とし、 同 条第六項中 「中小企業者」を「特定事業者」に、「第二十二

条第四項」を 「第二十二条第一項」 に改め、 同 項を同条第七項とし、 同条第五項中 「第三十条」を

十条第二項」に、 「中小企業者」 を 「特定事 業者」 に改 め、 同 項 0 表第三条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 項中 「第二十二条第

匹 項 を 「第二十二条第一項」に、 同 **|**条第| 五 項 を 「同条第六項」 に改め、 同 条第 五項を同条第六項と

二条第 同 ŧ 事 す 業を Ź 法 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 債 に 同 定 条第四 を 係 務 1 項」 う。 る \mathcal{O} 中 を 保 ŧ に改 |項中 小 以 証 \mathcal{O} $\overline{\mathcal{O}}$ 企業信息 下 で を 規定 め、 同 あ 1 って、 う。 中 同 用 (第 条第四 保険 以下この 小企業信用保険法第三条第一項、 に 認定経営 項 法 必 「項を同 要 \mathcal{O} に な 規 条 流定によっ · 改 力向 資 に め、 条第五項とし、 お 金 一のうち 上事 1 ŋ て 同 適 同 業 項 用される場合を含む。 ľ 経営力 \mathcal{O} (認定! 表第三条第一 経 同条第三項中 向 を 上 営 力向 に 第三条の二第一 削 特 り、 項 上 に資 計 0 中 項中 す 画 中 第八 に るものとして経 小 小企業者」 企 従って行 「第二十二条第四 項 一業者」 項又は第三条の三第 E お わ を いて同じ。 を れ 特 済 る 「特定事 経営 産 定 項 事 業 業者」 省令で定 力 業者」 を 向 に改 上に 項に規定 「第二十 に、 に、 係る め 8 る

項 同 $\widehat{\mathcal{O}}$ 項 を 規 同 定 条 に 第 ょ り 兀 適 項とし、 用 され る場 同 条第二 合を含む。 項 中 第七 中 小 項 企 業 に 者」 お いて同じ を Ü 特 定 事 __ 業 者」 に 改 に、 め、 同 項 \mathcal{O} を同 規 定 条 第三 を 項 \mathcal{O} 規 定 第 同 条

第 \mathcal{O} 保 項 中 証 であって、 中 小 企業信息 承 認経 営革新 用保険法第三条第 事 業 (承 認経営革 項、 新 第三条の二第一 計 画 に . 従っ 7 行 項又は第三条 わ れ る経営革 の三第 -新 の た \Diamond 項 E \mathcal{O} 事 規定する債務 業を う。

以下 特定 同 ľ 事業者」 に必要な に、 へな資 同同 父金に係る 法 \mathcal{O} 規定」 る Ł を Ō をい 中 う。 小企業信 以 下 この 用 保 険 条 法 に 0 お 規定 1 て 同 (前項 ľ 0 規定により適用 を削 り、 中 され 小 企業 る場合を 者 を

含む。 第五項及び第六項において同じ。)」 に改め、 同項を同条第二項とし、 同条に第一項として次の一

項を加える。

承 認経営革 新 事 業 (承 認経営革新計 画 に従って行 わ れ る経営革新 \mathcal{O} ため 0 事 業をいう。 以下同じ。

又 は 認定 経 営力 向 上 事 業 (認定) 経 営力 向 上 計 画 に 従 0 て 行 わ れ る経 営 力 向 上 に 係 る事 業 **当** 該 認 定 経営

力 向 上計 画に第十 七 条第四項第二号に掲げる事 項 \mathcal{O} 記 |載が ある場合にあっては 事業 承 継等 事 前 調 査 を

含む。 を いう。 以下この項、 第二十五条第一 項及び第六章にお いて同じ。) を行う特定事 業者 (第二

条第五項第 一号か ら第四号までに掲げる者に限 り、 中 小企業信 用保険法第二条第一 項に規定する中 小企

業者に該当する ŧ のを除 ₹ . のうち 同 項 第 号に規 定する特定 事 業を行うもの で あ って、 経 営革 新 関

連 保 証 (同 法第三 一条第 項、 第三条 の 二 一第 項 又は第三 条 が 三 第 項に 規定す んる債 務 \mathcal{O} 保 証 で あ 0 て、

承 認経営革 新事 業に必要な資金に係るものをい , う。 以下この条に おい て同じ。 又は経営力 向 上 関 連保

証 (同 法第三条第 一項、 第三条 の二第一 項又は第三条の三第一 項に規定する債務の 保 証 で あって、 認定

経営力向 上 事 業に 必要な 資 金 のうち経営 力向 上に特に資するも のとして経済 産 業省令で定め るも 0 に 係

る もの を いう。 以下この条にお いて同じ。 を受けたものについ ては、 当該: 特定事 業者を同 法第二条第

項 に規定する中小企業者とみなして、 同法第三条から第三条の三まで、 第三条の七、 第三条の八及び

第四 条 か 5 第八条 まで \mathcal{O} 規定を適用する。 この 場 合に お ** \ て、 同法第三条から第三条 の三まで、 第三条

 \mathcal{O} 七 及び 第三条 \mathcal{O} 八 中 借 入れ」 とあ る \mathcal{O} は、 中 小 企 業等経済 営強 化 法第二十二条第 項 E 規定する承

認 経 営革 新 事 業 又 は 認 定 経 営 力 向 上 事 業 \mathcal{O} 実 施 に 必 要 な 資 金 \mathcal{O} 借 入 ħ とする。

第二十三条第一 項第一号中 中 小企業者」を 「特定事業者」に、 「を行う」を _ (認定経営力向 上 計画

に

従って行

わ

れる経営力向上に係

る事業をいう。

第二十五

一条 第 一

項を除き、

以下この節

にお

7

て 同

を行う」に改 め、 同項第二号中 中 小企業者」 を 特 定事 業者」 に改め、 同 条第一 二項中 「前 項 第 号 0 規

定に よる株は 式 \mathcal{O} 引受け 及び 当 該 引受け に 係 る株 式 \mathcal{O} 保 有 並 び に 同 項 (第二号 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 株 式 新 株 予 約 権

新 株 予 約 権 付社 債 に 付され、 たも \mathcal{O} を除く。 又 は 新 株 子 約 権 付 社 債 等 \mathcal{O} 引 受け 及び 当 該 引 受け に 係 る株

式、 新株 子 約 権 (その行使により発行され、 又は移転された株式を含む。) 又は 新株子 約権 付 社 債等 (新

株予 約 権 付 社 債等に付され た新株 予 約 権 の行 使により発行され、 又は移転され た株式を含む。 \mathcal{O} 保 有

を「前項各号に掲げる事業」に改め、「それぞれ」を削る。

第二十四 条 (T) 見出 し 中 $\overline{\mathcal{O}}$ 特例」 を 「及び 沖 縄 振 興 開 発 金 融 公庫 法 の特例」 に改め、 同 条第 項 中 $\overline{\mathcal{O}}$

規定にかかわらず」を「に規定する業務のほ か に改め、 同項各号中「中小企業者及び組合等」 を 「特定

事業者」に改め、同条に次の二項を加える。

4 株 式 会社 日 本 政 策 金 融 公庫 又 は 沖 縄 振 興 開 発金融 公庫 は、 株式会社 日本政 策金融 公庫 法 第 + 条又は

沖 縄 振 興 開 発 金 融 公庫 法 (昭 和 兀 + 七 年 法律: 第三十 号) 第十 九 条に 規定する業務 \mathcal{O} ほ か、 承 認 経 営 革

新 事 業又 は 認定経営力向 上事業を行う特定事業者 (第二条第五 一項第一 号から第四号までに掲げ る者 に限限

り、 株式会社日本政策金 融公庫法第二条第三号に規定する中小企業者に該当するものを除く。 \mathcal{O} うち

同 |号 イに規定す る中 小企業特定事 業を営 む ŧ のに対し、 当該特定事 ず業者がで 承 認 経営革新事 業又は 認 定経

営 力 向 上 事 業を行うため に 必要とする長 期 \mathcal{O} 資 金を貸 L 付 け る業務を行うことが できる。

5 前 項 \mathcal{O} 規 定に ょ り 特 定 事 業者 に 対 ĺ て 資 金を貸 し付 け る業 務 は 株 式 会社 日 本 政 策 金 融 公 庫 法 又 は 沖

縄 振 興 開 発 金融 公庫 法 0 適 用 に つい ては、 それぞれ株式会社日本政策金融公庫法第十 一条第 項 第 号

 \mathcal{O} 規定に ょ る同 法 別表第 第十 -四号の 中 欄 に . 掲げる る者に対する同 号の 下 欄 に掲げる資金を貸し付 る業

務 又 は 沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫法 第十 九 条第 項 第 五号 0 業務とみなす。

第二十五 条 第 項 中 中 小企業者等」 を 「 特 定事 業者等」 に、 「第二条第二項第三号又は第四号」 を

第二条第六項第二号」に改める。

第二十七 第一 項中 第 + 七 条第 匹 項」 を 「第十七条第四 項第 号」 に、 被被 承継等-中 小 企 業者 を

被 承 継 等 特 定 事 業 者 等 に、 承 継 等 中 小 企 業者等 は を 承 継 等 特 定 事 業者 等 は に 改 \Diamond 同 条 第二

項 中 承 継 等 中 小 企 業者 等 を 承 継 等 特 定 事 業者: 等 に 改 \otimes 同 条 第 項 中 承 継 等 中 小 企 業 者 等 が

を 承 継 等 特 定事 業者等 が に、 被 承 継等中 小 企 業者 等 を 被 承 継等 特定事 業者等」 に改 いめる。

第二十八条中「中小企業者」を「特定事業者」に改める。

第二十九条 第 項中 被 承 継等 中 小 企業者等」 を 被被 承 継 等 特定事 業者等」

第三十 条 \bigcirc 見 出 L 中 協 力 業 務 を 助 言業 務 等」 に改 め、 同 条 中 中 小 企 業 者」 を 特 定 事 業 者 に

改 め、 同 条 を 同 条第 二項 عَ し、 同 条 に 第 項とし 7 次 \mathcal{O} 項 を 加 え る。

中 小 企 業基 盤 整 備 機 構 は、 承 認経営革新 事 ・業又は1 認 定 経営力向 上 事 業を行う特定事業者 (独立行 政 法

人中 小 企 業 基 盤 整 備 機 構 法 平 成 十四四 年 法 律 第 百 四十 七 号) 第二条第 項に 規 定する 中 小 企 業者 12 該 当

するも 0) を除く。 \mathcal{O} 依 頼 に応じて、 当該! 承 認経営革 新 事 業 又は 認定経営 力 向 上 事 業 0 実 施 に 関 L 必 要

な助言を行う。

に改

8

る。

第三十一条第二項第一号中「を行おうとする中小企業又は」を「又は」に改める。

第四十一条中 中 小企業者等」を 「特定事業者等」に改める。

第四十三条第二 一項中 中 小企業者等」 を 中 小 企業等」 に改 らめる。

第四 十八人 条 中 中 小 企業者」 を 中 小企業等」 に 改め

第五十五条第三項に次のただし書を加える。

ただし、

第五十六条第二項第三号中 「 実施 · 時 期 を 「実施期間」 に改める る。

経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第五 十七条第二項中 「第六十条第 一項及び第七十一条第七項に お 7 て を 「以下」

第五 十八条第二項第二号中「この号において」を削 り、 同 項第四号中 「 実施· 時期」 を 「実施期間 に改

める。

第五 十九条第二項中 「第六十一条第一項及び第七十一条第七項において」を「以下」に改める。

第六十一条に次の 項を加える。

6

認定連 携 事 業継続 力強化を行う大企業者のうち第二条第二項第三号又は第四号に掲げる者に該当する

に改める。

係 ては t る中 のであって、 当 該 小 企 業信 大企 業 用 認定連携事業継 者 保険法第三条第一項又は第三条の二第 を 同 法第二条第 続力強化 項に の実施に必要な資金 規 定する中 小 企 業者、 項に (経済産業省令で定めるものに限 とみな 規定する債 して、 務 同 \mathcal{O} 保証を受け 法 第 三条、 第三条 たものに る。 \mathcal{O} つ 及 V に

び 第 兀 条 か ら 第 八 条 ま で \mathcal{O} 規 定 を 適 用 す る。 この 場 合 に お 1 て、 同 法 第三条 第 項 及 び 第三 *の* 第

項中 「借入れ」とある 0 は 中 小企業等経営強化法第六十一条第一 項に規定する認定連 携 事業継 続 力

強 第六十二条第二 化 の実施 に必要な資 一項中 「前 金 項 (同 第 条第六項の経済産業省令で定めるものに限 号の 規定による株式 0 引受け及び当該引受けに係る株 る。 0 借 入れ」 式 \mathcal{O} 保有 並 び に 同

項第二 号 \mathcal{O} 規 定 に ょ る株・ 式 新 株 子 約 権 新 株 予 約 権 付 社 債 12 付 され た ŧ \mathcal{O} を除 又 は 新 株 予 約 権 付

社 を含む。) 債 等 0 引 又は 受 け 新株予約 及び 当該 権 引 付社債 ラ受け に 等 係 る株 (新株予約 式 新 権付社債等に付された新株 株 予 約 権 (そ 0) 行 使に ょ り 発行. 子 約 され、 権 の行使に 又 は ょ 移 転 り発行され、 さ れ た 株 式

又は 移転され た株式を含む。 \mathcal{O} 保 有 を 前 項各号に掲げる事業」 に改 め、 「それぞれ」 を削

規定に 第六 十三条 かか わらず」 (T) 見 出 を L 中 「に規定する業務 $\overline{\mathcal{O}}$ 特 例 を 及 \mathcal{O} ほ び か 沖 縄 に 振 改め、 興 開 発 同 金 . 条 に 融 公 次 庫 法 の二項を加 \mathcal{O} 特 例 え に る。 改め、 同 条第 項中 つの

3 株式会社 日本政 政策金融 公庫 又は 沖縄 振 興開 発金融 公庫は、 株式会社 日本政策金融 公庫 法第十一

条又は

沖 縄 振 興 開 発 金 融 公庫 法 第十 九 条に規定する業務 \mathcal{O} ほ か、 認定 連 携 事 業継 続 力 強化を行う大企業者 \mathcal{O} う

ち 第 二条第二項第 三号 文 は 第四 一号に · 掲 げる者に該当するもの に 対 Ļ 認 定連 携 事 業 継 続 力 強 化 を行 うた

 \Diamond に 必要とする長 期 \mathcal{O} 資 金 · 経 済 産 業 省 令で 定 \Diamond る ŧ \mathcal{O} 12 限 る。 を貸 し付 け る業 務 を行うことが でき

る。

4 前 項 \mathcal{O} 規定により大企業者に対して資金を貸し付ける業務は、 株 式会社日本政 策 金融公庫 法 又 は 沖 縄

振 興 開 発 金 融 公 庫 法 0 適 用 に 0 7 ては、 それぞ れ株式会社日本 政 策 金 融 公庫 法 第十 条 第 項 第一 号の

規 定 に ょ る 同 法 別 表 第 第 十四四 号 \mathcal{O} 中 欄 に掲 げ る者 12 対 す Ź 同 号の 下 欄 に掲 げ `る資 金 を貸 L 付 け る業務

第五章第二節に次の一条を加える。

又

は

沖

縄

振

興

開

発

金

融

公

庫

法

第

+

九

条

第

項

第

五

号

O

業務とみ

んなす。

(中小企業倒産防止共済法の特例)

第六十四条 の 二 第 五 + 六 条第 項 又 は 第 五. + -八 条 2 第 項 \mathcal{O} 認定、 を受け た 中 小 企 業者 で あ 0 て当該 認 定 0

申 請 (認 定 事 業 継 続 力 強 化計 画 又 は 認 定 連 携 事 ,業 継 続 力 強 化 計 画 \mathcal{O} 実 施 期 間 \mathcal{O} 開 始 前 に第 五. + 七 条第

であ 実 12 項又は第五 施 お いて中 期 0 間 た者 \mathcal{O} 終 が 小 十九条第一 企業 当 了 該 ま 認 倒 で 産 定 \mathcal{O} 項の規定による変更の 間 防 \mathcal{O} 申 12 止 共 同 請 項 済 \mathcal{O} E 時 法 規 カ (昭 定す 5 当 和 る中 該 五. 認 十二年法律 認定 定 小 事 企 の申 業 業 者 継 第 請 で 続 なく があ 力 八十四号) 強 な 化 ったときは、 0 計 た 画 場 第二条第 又 合に は 認 当該. は 定 連 項に 当 携 変更の認定 該 事 規 事 業 定す 業者 継 続 る中 \mathcal{O} は 力 強 申 当 請 小 化 企 該 計 業 0) 認 画 者 時 定 \mathcal{O}

る中 事 *業継: 小企業者とみなして、 続 力 強 化 計 画 又 は 認定 法第 連 携 九条及び第十 事 業継 続 力 強 · 条 の 化 計 規定を適用する。 画 \mathcal{O} 実施 期 間 内 に お V 7 は 引き続き同 項に規定す

第六 十六条 に次 \mathcal{O} 項 を加える。

同

2 滑 に 玉 受け は、 5 中 れるよう、 小 企 業 者 が そ 地 方 \mathcal{O} 所 公 共 在 寸 す る地 体、 政 域 府 に 関 お 係 1 て 金 発 融 生 機 関 が 想定され 商 工 会、 る自 商 1然災 工 会 害 議 に 所 0 中 7 小 7 企業 の情 寸 報 体 \mathcal{O} 提 中 ・央会そ 供 を円

第七 十条第二項 中 中 小 企業者」 を 「特定事業者」 に改 め、 同 条第三 |項中 中 小 企業者等」 を 特 定

業者等」 に改 8 رِ خ

0

他

の者

に対

助

言

そ

0

他

 \mathcal{O}

必

要な措置を講ずるよう努め

な

け

れ

ば

な

5

な

第七十二条第 項 第 一号中 「第二条第 項 第 号 から第七号まで」 を 「第二条第五 項第 号 か ら第六号

第二条第五項第七号」に改め、 個 別中小企業者」 を 同 項第三号中 「個別特定事業者」に改め、 中 小企業者及び 組 同項第二号中「第二条第一項第八号」を 合等」 を 「特定事 業者」 に、 個 別 中小

企 業者」 を 個 別 特定事 業者」 に 改 め 同 |号 口 中 第二条第六項」 を 「第二条第五 項第八号」 に 改 8

第七 十三条第 項 中 同 条第二項第 号 イ に 掲 げ る 事 項 のうち第二条第三項 第 号及び 第二号に 掲 げる

創業者に係る部分に うい ては経済産業大臣、 総務大臣、 厚生労働大臣、 農林・ 水 産大臣及び国 土交通大臣

カゝ 第三条第二項第二号口 ら第十項までを二項ずつ繰り下 <u>(1)</u> を 「同条第二項第二号ロ げ、 第七項を第八項とし、 (1) に改め、 同 項 \mathcal{O} 同 次に · 条 中 -第十一 次 の 一 項を加える。 項を第十三項とし、 第八項

9 第 十六条第四 項ただし 書 に お け る主 一務省令 は 第三項に規定する主務 大臣 が 共同 で発する命令とする。

第七十三条第六項の次に次の一項を加える。

7 第三条第三項ただし書における主務省令は、 第一 項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

第七 十五 条第二項中 「第七十三条第十一 項」 を 「第七十三条第十三項」 に改め る。

地 域 経済 牽 引事 業 \mathcal{O} 促 進 に よる 地 域 $\widehat{\mathcal{O}}$ 成長 発 展 0 基盤 強 化に関する法 律 \mathcal{O} 部 改正

第五 条 地域! 経 済牽 引事 業 0 促進 による地 域 0 成 長発! 展 0) 基 盤強 化 に関する法律 (平成十九年 法律第四十号

)の一部を次のように改正する。

第二 条第三 項第九号中 「いう」 の 下 に 次項第八号において同じ」 を加え、 同条第七項中 被 承 継等

 \mathcal{O} 中 中 小 企 小 一業者」 企 業 者 を を 被 他 承 継 \mathcal{O} 特 等 特定事 定 事 業 者 業者」に、 に 改 め、 同 承 項 継等 を 同 条 中 第八 小 企業 項 とし、 者」 を 同 条 第 承 六 継 等特 項 中 定事 承 業者 継 等 中 小 企 業者 他

を 承継 等 特定事業者」 に、 中 小企業者」 を 特定事業者」 に、 中 小 企業者を」 を 特 定 事 業

者を」 に改 め、 同 同項を同り 条第七項とし、 同条第五項第一 号から第九号までの規定中 中 小企業者」 を 特

を同 .条第 五. 項 らし、 同 条 第 項 \mathcal{O} 次 (C 次 \mathcal{O} 項 を 加 え る。

定事

業者」

に

改

め、

同

項

を同り

条第六項とし、

同

条第四

項中

中

小

企業者」

を

「特定事

業者」

に改め、

同

項

4 \mathcal{O} 法 律 に お 1 7 特 定 事 業 者 とは、 次 0) 各号 0 1 ず れ か に 該当する者をいう。

常時 使 用する従業員 の数が 五. 百人以下の会社及び 個 人であって、 製造業、 建設業、 運輸業そ 0 他 (T)

業種 (次号及び第三号に掲げる業種 並びに第四号の政令で定める業種を除 < に属する事業を主た

る事業として営むもの

常時 使用す る従 業 員 \mathcal{O} 数が 兀 百 人以下 の会社及び 個 人であ 0 て、 卸売業 (第 四 号の政令で定める業

種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 常時: 使用する従業員 の数が三百人以下の会社及び 個 人であって、 小売業又はサービス業 (次号の政

令で定め る業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営む ŧ \mathcal{O}

で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

兀

常時

使

用する従業員

 \mathcal{O}

数が

その業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個

人であって、

その

政令

五 企業組合

六 協業組合

七 事業 協 同 組 合 事 業協[同 小 組 合、 商工組 合、 協 同 組 合連合会その他の特別 0 法律により設立された

組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

八 特定非営利活動法人であって、 常時使用する従業員の数が五百人(小売業又はサー ビス業を主たる

事 業とする事業者については三百人、 卸売業を主たる事業とする事業者については四百人) 以下のも

0)

第十三条第三項第三号中 「中小企業者が第十九条第二項」 を 「特定事業者が第十九条第三項」 に改め、

同 号 イ 中 承 継等 中 小企業者及び被承継等中 小企業者」 を 「承継等特定事業者及び 被承継等特定事業者」

に 改 め、 同 号 ハ 中 第 + 九 条第一 項 を 第 + 九 条第三項」 に 改 \Diamond る。

第 + 五. 条 \mathcal{O} 見 出 L 中 中 小 企 業 者 を 特 定 事 業 者 に 改 め、 同 条 中 「を含 む。 を がが あ 0 たときは

当該 変 更 \mathcal{O} 承 認 \mathcal{O} 申 請 に、 中 小 企 業 者 を 特 定 事 業 者 に、 「が 当 該 を が 当該 承 認 \mathcal{O} 申 請 \mathcal{O}

時 カン 5 当該」 に、 \mathcal{O} 実 施 期間 内 を \mathcal{O} 実 施 期 間 \mathcal{O} 終 了 まで \mathcal{O} 間 に、 当 該 実施 期 間 内 を 当 該 承

認 地 域 経 済 牽 引事 業 計 画 \mathcal{O} 実 施 期 間 内 に 改 め る。

第十 九 条中 第五 一項を削 り、 第 几 項 を第 五. 項 をし、 同 条第一 三項 中 規規 定 を 規 定 (第 項 \mathcal{O} 規定 に ょ V)

適 用 され る場 合を含 む。 に、 同 項 を 同 法 第三条第二 項」 に、 同 条 を 同 法 第 五. 条」 に 改 8

同 項 を 同 条 第四 項 とし、 同 条 第 項 中 第 + 条」 を 第三十 条第二 項」 に、 中 小 企 業 者 を 特 定

事 業者」 に 改 め 同 項 0 表 第 三条第 項 0 項 中 同 条第 項」 を 同 条第三項」 に 改 め、 同 条 第 項 を 同

条第三項とし、 同 条 第 項 中 昭昭 和二十 五. 年 法 律 第二百 六十四]号) _ を 削 り、 第 兀 項」 を 「第 五 項」

に改 め、 同 法 第 \equiv 条 第 項、 第三条 の二第 項 又 は 第三条 の三第 項 に規 定 す Ź 債 務 \mathcal{O} 保 証 で あ 9 7

承 認 地 域 経 済 牽 引事 業を行うた 8 に 必要な資 金に 係 る ŧ 0) を 1 . う。 以下この 条に お 1 て 同 ľ を 削

含む。 り、 次項 中 小企業者」 E おいて同 を「特定事業者」に、 の」に改 め、 同 $\overline{\mathcal{O}}$ 項 くを同り 規定の」 条第二項とし、 を $\overline{\mathcal{O}}$ 規定 同 (前項の規定により適用される場合を 条に第一 項として次の一 項を加 える。

第二 済 認 保 t 条 牽 地 証 \mathcal{O} \mathcal{O} 承 域 百六十四号) 規定 引 認 (同 (同 経 事 地 法 済 に 業 法第三条第一項、 域 者を 第二 より 経済 牽引事業を行うために 一条第 牽引事 同 特 第二条第一項第一号に規定する特定事業を行うも 定事 項 に 項に 業者 業者とみなされ 規 定する中 規 第三条の二 (第二条第 定 す る中 小企業者とみなして、 必要な資金に係るもの たも 第一項又は第三条の三 小 兀 企 項 O第 業者に該当するものを除く。 を含む。) 号 か 5 第 をいう。 のうち 四 同 法第三条から第三条の三まで及び 号まで及び 一第 中 項に規定する債 以下この 小 0 企 で 第 業) に つい あっ 八号に 信 条に 用 て、 保 掲げ お 険 ζ) 務 ては 地 法 て同 る者 域 \mathcal{O} (昭 保 経 υ° ο 当 証 に 済 和 であ 該 牽 限 第四 引事 十 り、 承 を受け 0 認 五. 条 業 年 第 地 十五 関 カン 域 法 た 経 承 連 5 律

定事 引受け 第二十条第 業者」 に係 る に 株式 改 項 第 め、 の保有が 「 及 び 号中 並 次項」 び 中 に同 小 項第二 を削 企業者」 り、 一号の を 同 条第二 規定による株式、 「特定事業者」 一項中 「前項 に改め、 新株 第 号 子 O約 同 項第二号中 権 規定による株 (新 株 予約 中 式 権 小 付社 0 引受け及び 企業者」 債 に 付 され を 当該 「 特 た

第八条ま

で

0

規定を適用

行する。

株 V) Ł 予 発行され、 を除く。 約 権 \mathcal{O} 行 使に 又は 又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、 移 ょ 転され ŋ 発 行 され、 た株式を含む。 又 は 移 転 され 又は た株は 新 株予 式 を含む。 約 権 付 社 債等 \mathcal{O} 保 有 (新 を 株予 前 約 新 株予約権 項 権付 各号 社 に掲 債等 (その行使によ に げ 付 る事 され 業 た新

第二十二条第一 項 中 $\overline{\mathcal{O}}$ 規定 に か かわらず」 を 「に規定する業務の ほ か に改 め、 同 項各号中 中

小企

改

「そ

れ

デぞれ」

を

削

る

業者」 を 「特定事 業者」 に 改 め、 同 条第 兀 項中 $\overline{\mathcal{O}}$ 規定に、 カコ かわらず」 を 「に規定する業務 \mathcal{O} ほ か に、

条第 中 小 五. 項 企業者」 中 前 を 項 「特定事 を 前 業者」 項」 に、 に 改 め 対 Ļ 同 項 を 同 を 条第 対 Ĺ 六 項 らとし、 当 該 承 認 同 条 地 第 域 経 兀 済 項 牽 \mathcal{O} 引事 次 E 業者 次 \mathcal{O} が 項 に を 改 加 え る。 同

5 株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公庫 又 は 沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫 は 株 式 会社 日 本 政 策 金 融 公 庫 法 第 + 条 又は

号か 沖 縄 ら第四号までに掲げる者に 振 興 開 発 金 融 公庫 法 第十. 九条に規定する業務 限 り、 株式· 会社 日 本政 \mathcal{O} ほ 策金 か 融 承認 公庫 地 法第二条第三号に規定す 域 経 済牽引 事 業者 (第二条第 る中 兀 小 項 企 業者 第

に該当するもの を除く。 のうち 同号イ に規定する中 小 企 業 特 定 事 業を営 む t \mathcal{O} に 対 Ļ 当 該 承 認 地 域

経 済 達引事 業者 が 承 認 地 域経 済 牽 引事 業を行うため ĺŹ 必 要 な長い 期 7の資· 金を貸 L 付 け る業務を行うことが

できる。

第二十八条中 「中小企業者」 を 「特定事業者」 に、 「第二条第五項第十号」を 「第二条第六項第十号」

に改める。

第二十九条第 項 中 「第二条第五 項第八号」 を「第二条第六項第八号」 に、 「被承継等中 小企業者」 を

「被承継等特定事業者」に改める。

第三十条の見出し中 「協力業務」 を「助言業務等」に改め、 同条中「中小企業者」 を「特定事業者」 に

改め、 同条を同条第二項とし、 同条に第一 項として次の一 項を加える。

独 立 一行 政 法 人中 小企業基盤整 備 機 構 は、 承 認地 域経 済牽引事業を行う特定事 業者 (独立 一行 政法· 人中小

企 業基盤 整 備 機 構 法 (平成十四年 法律第百四十七号) 第二条第 一項に規定する中小 企業者に該当するも

当該承認地域経済牽引事業の実施

に関

し必要な助言を行う。

第四十三条第五項中 「第二条第五 項第九号」 を 「第二条第六項第九号」 に改める。 のを除く。

)の依頼に応じて、

(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正)

第六条 中小企業における経営の 承 継 \mathcal{O})円滑; 化に関する法律 (平成二十年法律第三十三号) の <u>ー</u> 部を次 のよ

目 次中 「第十五条」 を 「第十六条」に、 「第十六条・第十七条」 を 「第十七条・第十八条」 に改める。

第十二条第 一項第 号 三中 第 十五条第三項」 を 「第十六条第三項」 に 改 め、 同 |号 に 次 0 ように 加加 える。

ホ 当該 中 小 企 業者 (株· 式会社 に限り る。 0) 代 表者 が 年 齢、 健 康 状態 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 事 情 によ り、 継 続 的 か

つ安定的に経営を行うことが困難であるため、 当該中小企業者の事業活 動 \mathcal{O} 継 続 に支障が生じ て

る場合であって、 当該中小企業者 \mathcal{O} 一部 の株主 の所在が不明であることにより、 その経営を当該代

表者以外の者 (第十六条第二項にお 7 7 「株式会社事業後継者」 という。) に円滑に 承継させるこ

とが 困 難 で あ ると認め られること。

第十 七条を第十八条とし、 第十一 六条を第十七条とする。

第十五条第二項中 「その他」を $\overline{\ }$ 株式会社事業後継者その他」に改め、 同条に次の一項を加える。

5 機 構 は、 中 小企業者 の経営の 承 継 \mathcal{O} 円滑化を図るため、 特例株式会社に対して前条第 項 \hat{O} 規 定 によ

り 読 み替えて適用する会社法第 百 九十七条第二項 の規定により売却する株式 の全部で 又 は 部 を同 条第三

金の貸付けを行おうとする金融機関

の依頼

に応じて、

その

売却

文は買

項

 $\widehat{\mathcal{O}}$

規定

に

より

貿

į,

取

るため

) () 4 資

取りの手続に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

第三 一章中 第 十五条を第十六条とし、 第十四名 条の次に次 0 条を加える。

(所 在不 明 株 主 \mathcal{O} 株 式 \mathcal{O} 競 売 及 び売却 12 関 す んち特例

第十五 条 第 十二 条 第 項 第 号 ホ に 該当する者として 同 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 認定を受け た者 (次項 反 び 次 条第 五. 項 E お

1 7 「特例: 株式会社」という。) についての会社法 (平成十七年法律第八十六号) 第百 九 + 七 条 \mathcal{O} 規 定

 \mathcal{O} 適用につい ては、 同 条第一項第一号中 「前条第一項又は第二百 九十四条第二項の 規定により 通 知 及び

催告をすることを要しない」 とあるの は 「す る通知又は催告 が 年 以上 一継続 L て到達 しない」 と、 同 項

第二号中 五 年 間 とあ るの は 年 間 と、 同 条第 五 項 第 号中 「前 条第 項 E お 1 て 潍 用 す る 同 条

第 項 \mathcal{O} 規 定に ょ <u>n</u> とあ る 0 は 当 該 登 録 株 式 質 権 者に対してする」と、 「をすることを要し な \ | |

とあ るのは 「が一年以上継続して到達 しない」と、 同項第二号中 「五年間」 とあるのは 年間」とす

2 前 項 \mathcal{O} 規 定により読み替えて適用する会社法第 百 九 十七七 条第 項 \mathcal{O} 規定 による競 売 又は

同

条第二

一項の

る。

規定 にこ よる売却をする場合には 特例 株式 会社は、 同 法 第百九 + 八 条第 項に定め る手続に先立 ち、 前

項の規定により読み替えて適用する同法第百九十七条第一項の株式の株主その他の利害関係人が一定の

期 間 内に異議を述べることができる旨その他 経済産業省令で定める事 項を公告し、 か つ、 当該 株式 \mathcal{O} 株

主及 びそ \mathcal{O} 登録 株 式質 権者 (司 法第百四十 -九条第 項に 規定する登録株 式質権者をい . う。 次項第三号に

お 1 て同 に は、 各別 にこれを催 告しない け ń ば なら ない。 ただし、 当該 期間 は、 三月を下ることが

できない。

3 次 の各号の V) ずれかに該当する場合には、 第一 項の規定は適用しない。

一 前項の期間が満了していない場合

前 項 \mathcal{O} 期 間 内 に 利 害関 係 人が 異議 を述 ベ た場 合

三 前 項 \mathcal{O} 規定に よる催 告が 同 項 E 規定する Ź 株 式 \mathcal{O} 株 主 又は そのの 登録 株式質権 者に 到 達 L た 場合

4 会社法第百九 十八条第二 項から第四 |項まで 0 規定は、 第二 項の規定による催告につい て準 用する。

(下請中小企業振興法の一部改正)

第七 条 下 請 中 小 企 業 振 興 法 昭 和 兀 十五 年法律第百四十五号) \mathcal{O} 部を次のように改正する。

第二 条第二 項第 号 中 「がその」 を 「が業として」に改め、 物物 品品 0 製造を業として行う場合にお ける

その」 を削り、 同項第四号中 「その使用する情報成果物の作成を」を削り、 「行う場合におけるその」 を

使用する」 に改め、 同 項第五号中 $\overline{\mathcal{O}}$ 提供 \bigcirc を 「を構 成する」 に改める。

第三条第二

項

第二号中

「親事業者」

を

「発注

書

面

 \mathcal{O}

交付

その

他

 \mathcal{O}

方法に

ょ

る親

事業者」に、

「及び」

を

及 Ű 親事 業者の」 に改 め、 同 項 第 八号中 「その 他 を 〒 請 取 引 \mathcal{O} 機 会の 創 出 \mathcal{O} 促進 その 他 に 改

同条第四項中「その要旨」を「これ」に改める。

第五 条第 項 中 「特定下請組合等 (事業協同 組合その他の団体 (政令で定める基準に従つた定款又は規

約を有 してい るも のに限る。)であつて」 を「その一若しくは二以上の 下請事 業者又は」に、 営 む 事 業

に つい て第二条第二 項 各号の 1 ず ħ カン に掲げ る行為を行 つてい るも \mathcal{O} を V) う。 以 下同 ľ, は、 当 該 親 事

業者 が · 当該: 特 定下 請 組 合等 \mathcal{O} 構 成 負 である場合を除き」 を 「下請 事 業者 で あ る 事 業協 同 組 合そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 寸 体

(以 下 請事業者等」という。)は」に、 当該特定下請組合等の構成員である」を「、 当 該 若し

くは二以上の下請事業者又は当該 団 体 .. の 構 成員である当該親事業者の」 に改め、 同条第三項中 「特定下請

組合等」を「下請事業者等」に改める。

第六 条第 号 中 「特定下 請 組合等」 を 「下請事業者等」 に改め、 同条第三号を次のように改 へめる。

三 当該下請事業者等が前条第一項に規定する団体である場合には、 次に掲げる要件の全てを満たすこ

<u>ک</u> 。

イ 当該 団 体 の構成員が当該振 興事業に参加することについて不当に差別されない ものであること。

口 当該 寸 体 \mathcal{O} 構 成 員である下 請事業者の大部分が当該 振興 事 業に参加するものであること。

第六条第四号を削る。

第七条第一 項及び第二項中「特定下請組合等」を「下請事業者等」に改める。

第十一条第一項を次のように改める。

中 小 企業 信 用 保 険 法 (昭 和二十五年法律第二百六十四号) 第三条第 項に規定する普通 保険 (以 下

普 通 保険」 という。 同法第三条の二第一項に規定す る無担保保険 (以 下 無担保保険」

同 法第三条の三第一項に規定する特別小口保険 (以 下 「特別小口保険」という。)又は同法第三条の

兀 第 項に規定する流 動資産担保保険 (以 下 「流動資 産担保保険」という。) の保険関係であつて、下

請 振 興 関 連 保証 (同法第三条第 項、 第三条の二第一 項、 第三条の三第一項又は第三条 \mathcal{O} 兀 第 項 E 規

定す んる債が 務 0 保 証 (同 項に規定する債務 の保 証 にあ つては、 承認計 画に従 つて振興 、事業を実施す える親 事

業者 実施 する (当該承認計 他 \mathcal{O} 下 請 事 画に従つて振興事業を実施する下請事業者であつて当該 業 者 \mathcal{O} 親 事 業者で あ るも O及 び 第五 条第 項 \mathcal{O} 承 認 を受け 承認 た同 計 画 項 に従つて振興事業を に 規 流定する! 寸 体 \mathcal{O}

構 成 員 で あ る下 請 事 業者 で あ つて当該 寸 体 \mathcal{O} 構 成 員 で あ る他 \mathcal{O} 下 請 事 業 者 \mathcal{O} 親 事 業者 であ る Ł \mathcal{O} を含む

に 対 す る 同 法 第三 条 \mathcal{O} 兀 第 項 E 規 定 す る 債 権 を 担 保とし て 提 供 させ る Ł \mathcal{O} に 限 る。 で あ

該 承 認 計 画 に 従 0 て 行 わ れ る振 興 事 業に 必要な資金に係るも のをいう。 以下 一同じ。)を受けた中 小 企

業者 に係るもの に **つ** ۲, て \mathcal{O} 次 0 表 0 上 欄 に掲 げ る同 法 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適用については、 これらの規定中同 表 \mathcal{O}

中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	合 計 額 が 額 の	額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ下「下請振興関連保証」という。)に係る保険関係の保険価下請中小企業振興法第十一条第一項に規定する下請振興関連
	客	とその他の保険関係の保険価額の合計におり見込化言しています。
第三条の二第一	保険価額の	下請振興関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の
項、第三条の三	合計額が	関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第一項及び第三		

三第二項	項及び第三条のの	第三条の二第三当	条の四第一項
当該債務者	の額のうちのうち	⋾該借入金 下	
下請振興関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	のうち	下請振興関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額	

第十 一条第二項中 中 小 企業信用 用保険法第三条第一項に 規定する普 通保険 (以 下 「普通 保 険 う。

同法第三条の二第一 項に規定する無担保保険 (以 下 無担保保険」 という。) 又は同法第三条 が 三 第

項に規定する特別

小

保険

(以 下

「特別

小

П

保険」

という。

_

を

普

通

保険、

無担

保保

険又は

特

別小

保険」 に、 (同 法 を 中 小 企 業 信 用 保 | 険法| に改 め、 同条第一 項 中 新 事 業 開 拓 保 険 \mathcal{O} 下 に

(以 下 「新事 業開拓保険」 という。 を加 え、 同 条第 匹 項 中 あ つ て、 0 下 に 亍 請 振 興 関 連 保 証 又

は」を加え、 「第三条第二項中」 を 同 項中」に、 「第五条中」 を 「同条中」に改める。

第十二条第二項中 前 項第 号 0 規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有 並 びに 同 項

債等の 第二号の規定 引受け 及び当該 による株式、 引受け 新 に係 株 予 る 約 株式、 権 (新 新 株 株 予)約権 子 約 権 付 社債 (その に付されたものを除く。 行 使に より発行され、 又は 又は 移転 新 され 株 予 た株 約 権 式 付 を 社

又は新株予約権付社債等 (新株予約権付社債等に付された新株予約権 の行使により発行され、 又

は 移転された株式を含む。) の保・ 有 を 「前項各号に掲げる事 業」に改 め、 「それぞれ」 を削 る。

第十 兀 条第 項 中 「特定下 請 組 合等」 を 亍 請 事 業者等」 に改 S める。

第十 九 条 O見 出 L を削 り、 同 条 第 項 中 者」 を 「場合に は、 当該 違 反行為をした者」 に 改 め、 同 条第

項を削り、 同条を第二十九条とし、 同条 の前に見出しとして「(罰則)」を付する。

第十八条を第二十八条とし、 第十七条を第二十七条とし、 第十六条を第二十四条とし、 同条の次に次の

二条を加える。

独 立 一行 政 法 人中 小 企 業基盤整 備 機 構 の行う下 請 企業 振 興協会協 力業務

第二十五条 独立 行 政法 人中 小 企 業基盤 整 備 機 構 は 下 請 企 業 振 興 協 会の 依 頼 に応じて、 下請中小企業の

振 興を図るために必要な情報 の提供その他必要な協力の業務を行う。

(調査)

第二十六条 玉 は、 下 請 中 小 企業 \mathcal{O} 振興 へを図 るため に必要が あると認めるときは、 振興基準に定める事項

に関する調査を行い、その結果を公表するものとする。

第十五条の前の見出しを削り、 同条を第二十三条とし、 同条の前に見出しとして「(下請企業振興協会

)」を付し、第十四条の次に次の八条を加える。

(下請中小企業取引機会創出事業者の認定)

第十五条 次に掲げる事 業 (以 下 亍 請中小企業取引機会創出事業」 という。)を行う者は、 申請 に より

第三項各号に規定する基準のいずれにも適合することについて、 経済産業大臣の認定を受けることが

できる。

法人又は個人から第二条第二項各号のいずれかに掲げる行為の委託を受け、 かつ、 当該行為の全部

又は 部 をあらかじめ定めた方法により決定した中 小企業者に再委託すること。

前号 0 委託を受けた行為についての 再委託 に係る工程管理又は 品質管理を行うこと。

 \equiv 第一号に掲げる事業において再委託をする見込みのある相当数の中小企業者に対し、 取引の機会の

創出のために必要な助言及び情報の提供を行うこと。

2 前 項の 認定を受けようとする者は、 経済産業省令で定めるところにより、 次に掲げる事項を記載した

申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、 その代表者の氏名
- 二 主たる事務所の所在地
- 三 下請中小企業取引機会創出事業に関する次に掲げる事

項

- イ 下 請 中 小 企 業 取 引 機 会 創 出 事 業 \mathcal{O} 内 容
- ロ 下請中小企業取引機会創出事業の実施体制
- ハ イ及び口に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項
- 経 済産業大臣は、 第 項 \mathcal{O} 認 定 \mathcal{O} 申 一請をし た者が次の各号の いず れにも該当すると認めるときは、 そ
- の認定をするものとする。

3

- て経済産業省令で定める基準に適合すること。 その行う下 請 中 小 企業取引機会創 出 事 業 \mathcal{O} 内 容が下さ 請中小企業の 取引の機会の 創出に資するも の と
- その行う下請中 小企業取引機会創 出事業を実施する体制が下請中小企業取引機会創出事業を適切に
- 実施するために必要なものとして経済産業省令で定める基準に適合すること。
- 第 項の認定を受けた者 (以 下 「認定事業者」 という。 は、 第二項第一号又は第二号に掲げる事 項

4

に変更があつたときは遅滞なく、 同項第三号イからハまでに掲げる事項の変更 (経済産業省令で定める

軽微な変更を除く。)をしようとするときはあらかじめ、 その旨を経済産業大臣に届け出なければなら

ない。

(認定の更新)

第十六条 前条第 項の認定は、二年ごとにその更新を受けなければ、 その期間の経過によつて、 その効

力を失う。

2 前条第二 項及び第三項の 規定は、 前項の更新について準用する。

(報告の徴収)

第十七条 経 済産 産業大臣 は、 認定事業者に対 下請中小企業取引機会創出事業に関する取組 血の実施 の状

況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第十八条 経済産業大臣 は、 認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、 その認定を取り消すこ

とができる。

- 第十五条第三項各号の経済産業省令で定める基準に適合しなくなつたとき。
- 第十五 一条第四 項 の規定による届出をせず、 又は虚 偽 \mathcal{O} 届出をしたとき。
- 三 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 兀 不 正 \mathcal{O} 手 段に より 第十五 条 第 項 \mathcal{O} 認 定又は第十六 条第 項 0 更新を受けたとき。

遅滞なく、 その理由を示して、 その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(指導及び助言)

2

経

済産業大臣は、

前項

 \mathcal{O}

規定により認定を取り消したときは、

経済産業省令で定めるところにより、

第十九条 経 済産 業 大臣 は、 認定 事 業者 に対 対 Ĺ 下請 中 小企業取引機会創出事業に関する取 組 の適・ 確 な実

施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(中小企業信用保険法の特例)

第二十条 普 通 保険、 無担保保険又は特別 小 口保険の保険関係であつて、 下請中小企業取 引機会創 出 事業

関連 保証 中 小 企業信 用 保険法 第三条第 項、 第三条の二第一 項又は第三条の三第 項 に 規定する る 債務

保 証 であ つて、 認定事 業者が行う下請中 -小企業 取引機会創 出事 業 (以 下 「認定下請中 小 企 業 取 引 機会

 \mathcal{O}

創出事業」という。)に必要な資金のうち経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下同じ。)

を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これら

の規定中同 表の中欄に掲げる字句は、 同表の下欄に掲げる字句とする。

下請中小企業取引機会創出事業関連保証及びその他の保証ごとに、当	当該債務者	二第二項
れぞれ当該借入金の額のうち	の額のうち	項及び第三条の
下請中小企業取引機会創出事業関連保証及びその他の保証ごとに、そ	当該借入金	第三条の二第三
		三第一項
合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ	合計額が	項及び第三条の
下請中小企業取引機会創出事業関連保証に係る保険関係の保険価額の	保険価額の	第三条の二第一
保険価額の合計額とがそれぞれ		
という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の		
創出事業関連保証(以下「下請中小企業取引機会創出事業関連保証」	合計額が	
下請中小企業振興法第二十条第一項に規定する下請中小企業取引機会	保険価額の	第三条第一項

2 新 事 業 開 拓保 険 \mathcal{O} 保 険 関 係であつて、 下 請 中 小 企業 取 引機会 創 出 事 業関 連 保 証 を受け た中 小 企業 者に

係る、 ŧ \mathcal{O} に <u>つ</u> 7 て \mathcal{O} 中 小 企 業 信 用 保険 法第三条 \mathcal{O} 八 第 項 及 び 第二 項 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用 に 0 1 て は 同 条 第

項 中 億 円 とあ る \mathcal{O} は \equiv 億 円 〒 請 中 小 企 業 振 興 法 第二十 条第 項 に 規 定す る 認 定 下 請 中 小 企

業取 引機会創出事 業に 必要な資金のうち同 項 0) 経済産業省令で定めるも $\overline{\mathcal{O}}$ (以 下 亍 請 中 小 企業 取 引 機

会創 出事 業資金」 という。 以外の資金に係る債務 \mathcal{O} 保 証に係る る保 険関 係 に つ Į, ては、 二億円)」 と

匹 [億円] とある 0 は 六 億円 〒 請中 小 企 業取 引 機 会 4創出事 業資 金以 外 0 資 金に係 る債 務 \mathcal{O} 保 証 に係

る保 険 関 係 に 0 1 7 は 兀 億 円 と 同 条 第 項 中 「二億] 闩 二 と あ る \mathcal{O} は \equiv 億円 〒 請 中 小 企 業 取

引 機 会 創 出 事 業 資 金 以 外 0 資 金 に 係 る 債 務 \mathcal{O} 保 証 に 係 る 保 険 関 係 に 0 1 7 は、 二億円) _ とする。

3 普 通 保険 0 保険関係であつて、 下請 中 小 企 業取る 引 機会創 出 事業関 連 保 証 に係るものに つい ての中 小 企

業信 用保 険 法第三条第二項及び 第五 条 \mathcal{O} 規定 0 適 用 に つ **(**) ては、 同 項中 百百 分の七十」 とあ ŋ, 及 び 同

条中 百百 分 \mathcal{O} 七 十 無 担 保保 険 特 别 小 \Box 保 険、 流 動 資 産 担 保 保 険、 公 害 防 止 保険、 工 ネ ル ギ 対 策保

険、 海外 投 資 関 係 保 険、 新 事 業 開 拓 保 険、 事 業 再 生 保 険 及び 特 定 社 債 保 険 に あ つては、 百 分 \mathcal{O} 八十)」

とあるのは、「百分の八十」とする。

4 普 通保? 険 無担保保険 又は 特 別 小 П 保 険 の保険関係であつて、 下請中小企業取引機会創 出事業関連保

証 にこ 係るも Oに 0 1 7 0) 保 険 料 \mathcal{O} 額 は、 中 小 企業! 信 用 保 険 法第四 条 \mathcal{O} 規定に か かわらず、 保険 金 額 E 年

百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第二十一条 中小企業投資育成株式会社は、 中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業

のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

中 小 企 業者 が 認定下 請 中 小 企業取 引機 会創 出事業を行うために資 本 金 の額が三億円を超える株

社 を設っ <u>\f}</u> する際に発行する株 式 \mathcal{O} 引受け 及び当 該引受け に係 る株 式 \mathcal{O} 保有

中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定下請中小企業取引機会創出事業を行

うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、 新株予 約権 (新株予 ,約権: 付 社債に付 され

たものを除く。)又は 新株予 約 権付 社債等 \dot{O} 引受ける 及び当該引受け に係 る株式、 新株予 約 権 (その行

使により 発行され、 又は移転 された株式を含む。 又は 新株予約 権付社的 債等 (新株予約 権 付社 債 等に

式

会

付された新株予約権の行使により発行され、 又は移転された株式を含む。) の保有

2 前項各号に掲げる事 業は、 中 小企業投資育成株式会社法の適用については、 同法第五条第一 項 第 号

及び第二号の事業とみなす。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う習

の行う認定事業者協 (力業務)

創出事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

第二十二条

独立行政法人中小企業基盤整備

機

構

は、

認定事

業者

の依頼に応じて、下請中小企業取引機会

本則に次の二条を加える。

第三十条 第十七 文 の規定による報告をせず、 又は虚偽 の報告をした場合には、 当該違反行為をした者は

二十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、 使用人その他の従業者が、 その法人又は人の業

務に 関 前二条の違反行為をしたときは、 行為者を罰するほか、 その法人又は人に対して各本条 の刑

を科する。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法 (平成十四年法律第百四十七号) の一部を次のように改正す

る。

第十五条第 一項第九号中 「第五· 十八条」 を 「第六十四条」 に改め、 同項第十四号中 「第十二条、 を削

り、同項第十六号を次のように改める。

十六 削除

第十五条第二項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、 同項中第七号を第八号とし、第三号か

ら第六号までを一号ずつ繰り下げ、 第二号の次に次の一号を加える。

 \equiv 次に掲げる者に対 その事業を行うのに必要な助成を行うこと。

イ 経営の革新を行う事業者

ロ 事業者の経営の革新を支援する事業を行う者

第十五条第五 項を同り 条第六項とし、 同条第四 項中 「第二項第七号」を「第二項第八号」 に改め、 同項を

同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項第三号に掲げる業務は、 第十八条第一 項第一号に掲げる業務に係る勘定に属する機構の資産を

著しく減少させない範囲内で行わ なけ ればならない。

第十六条中 「前条第一項第六号」 の 下 に 「及び 第二項第三号」 を加える。

第十 七 条 第 項第一 三号中 「及び第 + 应 号 か 5 第十六号まで」 を 第十 四号及 び 第 十 五 号」 に 改 め、 同

項第八 号中 第十 五. 条第二 項第七 号 を 「第十 五. 一条第二 一項第八 号 に 改 8 る。

第十

八条第

一項第

一号中

「第四号まで及び第六号」を

「第五号まで及び第七号」

に改

め、

同

項第二

一号中

同

項第十五号に掲げる業務及び同項第十六号」 「項第十五号」に改め、

を

「及び同

同

項第三号中

「第十

五条第二項第五号」 を 「第十五条第二項第六号」 に改め、 同 項 第四 号中 同 条第二項第七号」 を 同 条第

二項第二 八号」 に改 め、 同 条第二項 中 「第十一 五. 条 第 四 項」 を 「 第 + 五. 条 第 五. 項 に 改 8 る

第 項 中 及 び 第十 兀 一号から 第 + 六号まで」 を 第十四 号及び第十 -五号」 に改める。

附 則第八条の 八の次に次の一条を加える。

産 業競 争力強 化 法等 \mathcal{O} 部を改正する等の 法律による改正 前 の産業競争力強化法等に係る業務の 特 例

第八条 \mathcal{O} 九 機 構 は、 当 分 \mathcal{O} 間、 第十五 条第 項 反 び 第二 項 並び に 附 三則第五1 条第 項 反 び第二項 第六条

項か 5 第四 項ま で並 びに第七 条か . ら前 条まで 0 業務 \mathcal{O} ほ か、 次に掲 げる業務を行う。

第

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律 (令和三年法律第

号) 附則第六条第三項の規

定によ ŋ なおその効力を有するものとされる同法第 条の 規定による改正 前 \mathcal{O} 産業 競争 力強: 化 法 第

条 \mathcal{O} 業務

産業 競 争力 強 化法等の一 部 を改 正する等 0 法 律 附 則 第十一 五 条第三 項 \mathcal{O} 規定により なお そ o の効· 力 だを有

するものとされる同法第十条 の規定による廃 止前 \mathcal{O} 生 産性 向 上特別措置法 (平成三十年法律第二十五

号。 次号において 旧 生産性特措法」 という。 第十八条の

業務

三 産業競 争力強化法等 \mathcal{O} 部を改正す る等 \dot{O} 法 律 附 則 第十七条第五 項の規定によりなおその効力を有

す くる も 0 とされ る旧 生 産 性 特措: 法第二十 五. 条 (T) 業務

兀 前三号に · 掲 げ る業 務 に 附帯 す る業 務

附 則第十三条の 匹 第 項 中 「次条」を 附 則第十四条」 に改め、 同 条 の次に次の一条を加える。

一条の 五. 機 構 は、 附 則 第八 条の 九各号に掲げる業務ごとに、 それぞれの業務を終えた後、 経 済 産業

大臣 及び 財 務大臣 が、 政 府 から 機 構に 対 ľ 出資されて **(**) る金額 次 条 \mathcal{O} 規定に より 読 み替えられ た第十

八条第 項第二号に掲げ る業務 に 係る勘定に お į١ て経理 を行 って 1 る金 額 に限る。 のうち、 機構

の業

務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国 庫に納付すべき金額を定めたときは、 政令で定め

るところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

2 附 則第 十三条 の二第二 項 及び 第 三項 \mathcal{O} 規 定 は 前 項 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用 が あ る場合に っつい て準 用 でする。

附 則 第十 兀 条 \mathcal{O} 表 以 外 \mathcal{O} 部 分中 第八 条 \mathcal{O} 八 を 「第 八 条 \mathcal{O} 九 に 改 め、 同 表 第十 七 条 第 項 第三 号 Ď

項中 及び 第八条 の七」 を \neg 第 八条の 七 及び 第八条 \mathcal{O} 九 に 改 め、 同 表 第十 八条第 項 第 号 0 項 中

第六号」 を 「第七号」に改 め、 同表 第十八条第一 項第二号の 項中 「及び第八条の 七 を 第八名 条 0 七 及

び 第八条 \mathcal{O} 九 に改め、 同 表第十 八 条第 項第三号 \mathcal{O} 項 中 「第十一 五条第二 |項第五 号 を 「第十 五. 条第 項

第六号」に、 同 条 第 項 第 五. 号 を 同 条第 一項第 六号」 に 改 め、 同 表 第 + 九 条第 項 \mathcal{O} 項 中 「 第 八条

0) 八 を 「第 八条 \mathcal{O} 九 に 改 め、 同 表第二十一 条 第 項 0) 項 中 及 び 第 八 条 \mathcal{O} 七 を 第 八 条 \mathcal{O} 七 及び

第 八条の 九 に改り め、 同 表第三十五条第二号の項 中 「第八条の 八 を 「第八条 \mathcal{O} 九 に改める。

第九 条 独立 行 政 法 人中 小 企業基盤 整備 機 構 法 \mathcal{O} 部を次のように改正する。

第十 五 条 第 項 第 九号中 並 び に 同 法 第三十 · 条、 を 一、 同 法第三十条第 項 \bigcirc 規定 によ る 助 言 並 びに

条第二項並 び に 同 法 に改 め、 同 項第一 + 四号中 「第三十六条」 を「第二十一 条 \mathcal{O} 五. 第三十 -四条」 に、

同

第十六号とし、第十八号を第十七号とし、 「保証」を「保証 同法第六十五条の六の規定による助言」に改め、 第十九号を第十八号とし、 第二十号を第十九号とし、 同項中第十六号を削り、 第十七号を 同号の次

に次の一号を加える。

下 請 中 小 企業振 與法 (昭 和四十五年法律第百四十五号) 第二十二条及び第二十五条の 規定に よる

協力を行うこと。

第十五条第一項第二十二号中「第三十条及び」を「第三十条第一項の規定による助言並びに同条第二項

及び 同 法 に改め、 同項第二十三号中 「第十五条第二項」 を 「第十六条第二項」 に、 「 並 び に <u>`</u>同 条第三項

及び第四項」を「及び同条第三項から第五項まで」に改める。

第十七条第二項中 「第十五条第 項第十七号及び第十八号」 を 「第十五条第一 項第十六号及び第十 七号

」に改める。

第十八条第一項第一号中 「産業競争力強化法」 の下に「第六十五条の六に規定する助言、 同 法 を加え

「第十五条第一 項第十九号」を 「第十五条第 項第十八号」 に改 め、 同 項第 匹 号中 「第十 五 条第 項 第

十七号」 を 「第十五条第一項第十六号」 に改め、 同項第五号中 「第十五条第一項第十八号」 を 「 第 + 五 条

第一項第十七号」 に改める。

第二十二条第一 項 中 「第十五条第一項第十八号」 を 「第十五条第一項第十七号」に改める。

附則第八 条 \mathcal{O} 九 第四 号中 「前三号」 を 「前 各号」 に改 め、 同号を同 条第五号とし、 同条中 第三号を第四

第二号を第三号とし、 第 号 の 次に 次 0 号を 加 える。

産業競争力強化法等の一部を改正する等

 \dot{O}

法律

附

則第九条第五

項の規定によりなおその効力を有す

るものとされる同法第四条の規定による改正 後 の中 小企業等経営強化法第二十五条第一 項の 業務

附則第十 条の表第十八条第一 項 第 一 号の項中 「第十 五 条第一 項第十九号」 を 「第十五条第 項第十八

兀

号 に改り め、 同 表第二十二条第 項 O項 中 「第十五条第 項第十八号」 を 「第十五条第一 項第十七号」 に

改め δ

生 産性: 向 上 特別措置法の廃止)

第十条 生産 性 向 上特別措置法 (平成三十年法律第二十五号) は、 廃止する。

附 則

施 行期日

第一条 この法律は、 公布 の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日 か ら施行する。

第 条中 産 業競争力 強 化法 目 次 \mathcal{O} 改 Ē 規定 (「事 業 活 動 12 お け る 知 的 財 産 権 を 「 場 所 0 定 8 \mathcal{O} ない

株 主総会等 に 改 \emptyset る 部 分に限 る。 及び 同 法第三章 · 第 四 節 \mathcal{O} 改 正 規 定 並 び に 附則 第三条、 第十 九 条及

び第二十条 の規定 公 布 0) 日

第一条の規定 (前号に掲げる改正規定を除く。)、第三条の規定、 第八条の規定 (次号に掲げる改正

規定を除く。)及び第十条の規定並 び に附則第四 1条か ら第六条まで、 第十二条から第十八条まで、 第二

第二十四条、 第二十六条、 第二十八条、 第三十条、 第三十二条、 第三十三条及び第三十五 条

規定 令和三年六 月五 日 又はこの 法 律 の公布 \mathcal{O} 日 \mathcal{O} いずれ か 遅 V) 日

第八条中独立行政法人中小企業基盤整備 機 構 法第 + 五条第二項 \bigcirc 改正 規定、 同条第五項を同条第六項

とする改正 一規定、 同 1条第四 項 0 改正規定、 同 項を同条第五項とする改正規定、 同 条第三項 の次に一 項を

項 第 加える改 号、 正 規定、 同 法第十六条 \mathcal{O} 改正 一規定、 同 法第十七 条第 項第八号の改 正 規定、 同 法 第十八条第

第三号及び第四号並 びに第二項 \mathcal{O} 改正! 規定並 びに 同 法 附 三則第-十四 条 \mathcal{O} 表第十八 条第 項 第

 \mathcal{O}

号の 項及び第十八条第一項第三号の項の改正規定並びに附則第二十一 条の規定及び附則第二十二条 \mathcal{O} 規

定 印 紙 税 法 (昭 和 匹 一十二年 法 律第二十三号) 別表第三の 文書・ 名 \mathcal{O} 欄 \mathcal{O} 改 正 規定 (「第十 七 号並 び に 第

十八号」 を 第 十六号 並 び に第 + 七 号」 に 改 8 る部 分を除く。 に 限 る。 公布 \mathcal{O} 日 か 5 起 算 7

月 を 超 え な 1 範 用 内 に お 1 て政 令 · で 定 8 る 日

匹

第

匹

条

中

中

小

企業等

経営強化

法第二十

兀

条

O

見

出

l

の改正規定、

同条に二項を加える改正

規定、

第六

十三条 0 見 出 L \mathcal{O} 改 正 規定及び 同条に二項を加える改 Ē 規定並 びに · 第 五. 条中 地 域 経 済牽引 事 業 \mathcal{O} 促 進に

よる 地 域 \mathcal{O} 成 長 発 展 \mathcal{O} 基 盤 強 化 にこ 関す る法律が 第二十二条第 五項 \mathcal{O} 改 正 規定、 同 項 を 同 条第六項とす る改

正 規 定 及 び 同 条 第 兀 項 \mathcal{O} 次 に 項 を加 える改 Ē 規定 公布 \mathcal{O} 日 か 5 起算 L て 年を超 えなな 7 範 囲 内 に お

いて政令で定める日

(検討)

政府 は、 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施行 後三年を目途として、 経済社会情勢の 変化を勘案しつつ、 この 法律による

改正 後 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 状 況 に つい て 検討 を 加 え、 その 結果に基づい て必要な措置を講ずるものとする。

産 業 競争 力 強 化 法 \mathcal{O} 部 改 正 に 伴 -う経 過 措

置

第三条 経 7 1 . う。 7 条第十六項に規定する金 過する日 「上場会社」という。 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に金融商品取引法 から二年を経 (当該1 日までに上場会社でなくなった株式会社にあっては、 過する日 融 であ 商 ま 品 る株式 で 取 引所に上場されている株式を発行してい \mathcal{O} 間 会社 に お 又 7 て上 は 同号に掲 場会社 となっ げ . る規. た株 定 \mathcal{O} 式 施 (昭和二十三年法律第二十五号) 会社 上場会社でなくなった日) 行 \mathcal{O} が、 る株式会社 日 (以 下 第 号 「 第 一 施 (以下この条に 行 号施 日 か ら__ 行 日 ま 年 で 第 لح を お \mathcal{O}

定 当 新 間 該 款 産 に第一条の規定 競 0 株式会社 当 法」という。) 該 定 は、 め ビ 当 該 限 (同号に掲げる改正規定に限る。) による改正後の産業競争力強化法 る。 第六十六条第 期 間 にか 12 お か 1 わらず、 7 は、 一項に規定する経 そ その の定 定款 款 \mathcal{O} 定 に 同 済 8 産 項 上 業 大 臣 る 株 \mathcal{O} 規定 主 総 及び 会又 に よる定めが は)法務-種 大臣 類 株 主 \mathcal{O} あるものとみなすことが 総 確認を受け 会 \mathcal{O} 場 (次項にお 所 た場合に \mathcal{O} 定 \Diamond が は 7 ある

2 会社 前 \mathcal{O} 項 取 \mathcal{O} 締 規定によりその定款に新 役 (会社法 (平成十七 産 年法律第八十六号) 競法第六十六条第一項の規定による定めが 第二 百 九 十七 条第四 項 \mathcal{O} 規 あるものとみなされた株式 沈定によ り株 主 が 株 主 総会

を招集する場合にあ

って

は

当該

株

主

が当該

定めに基づ

1

· て招

集す

んる場

所

の定

め

0

な

1

株

主

総

会に

お

きる。

ては、 新産競法第六十六条第一項の規定による定めを設ける定款の変更の決議をすることはできない。

第四 条 附 則 第 一条第二号に掲げる規 定の 施 行 \mathcal{O} 日 (以 下 「第二号施行日」という。 前にされた第 条の

規 定 附 則 第 条 第 号に 掲 げ る改 正 規定を除く。 しに ょ る改 正 前 \mathcal{O} 産 業 競 争 力 強 化 法 (以 下 旧 産 競 法

う。 第六 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に よる水 \emptyset で あ って、 附 則 第 条第二号に 掲 げ る規 定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 新た

な規 制 0 特 例 措置 间 産 競法第二条第二 項に規定する規 制 \mathcal{O} 特 例 措 置 をいう。 以下この条に お 7 て 同 ľ

を 講ずる必 要が あるかどうか 0 判 断がされ てい ない ŧ 0 につ ۲, 7 0 判 断 の手 続 (新たな規 制 \mathcal{O} 特 例 措 置

者 12 対 でする通 知 に つい て は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る

を講ずることとする場合に

お

ける当該新

た

な規

制

 \mathcal{O}

特

例

措

置

0

内

容

 \mathcal{O}

公表を含む。

及び当

該

求

 $\dot{\aleph}$

を

L

た

第五 条 第二号 施 行 日 前 にさ れ た 旧 産 競 法 第 七 条 第 項 \mathcal{O} 規 定に ょ る求 8 で あ って、 附 則 第 条第 二号 に 掲

げ る規定 \mathcal{O} 施 行の 際、 その 回答が されて 1 な 7 ŧ のに つ **\ て \mathcal{O} 口 答 (その内容 の公表を含む。 及び当該

求 め É した者に対する通 知 に つい ては、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に 、よる。

第六条 第二号 施 行 日 前 に され た 旧 産 競 法 第 九 条 第 項 \mathcal{O} 認 定 $\overline{\mathcal{O}}$ 申 請 で あ いって、 附 則 第 条第二号に掲 げる

規 定 0) 施 行 \mathcal{O} 際、 認定をするかどうか 0) 処分がされ てい な 1 Ł 0) に つ ζ, ての 認 定 \mathcal{O} 処分については、 なお

従前の例による。

2 附 崱 第一 条第二号に掲げる規定 \mathcal{O} 施行 の際現 に旧り 産競 法第九条第一 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 認定を受けてい る同 項に 規定す

る 新 事 業 活 動 計 画 (以下この 条 に お 1 7 新 事 業 活 動 計 画 とい 、 う。) 及 U 前 項 \mathcal{O} 規定 に ょ ŋ な お 従 前 \mathcal{O}

例 に ょ ŋ 第 号 施 行 日 以 後 に 旧 産 競 法 第 九 条 第 項 \mathcal{O} 認 定 を受け た新 事 · 業 活 動 計 画 に 0 1 て \mathcal{O} 計 画 \mathcal{O} 変 更

 \mathcal{O} 認定、 変更 \mathcal{O} 指 示 及び 認定 0) 取 消 政令等で規定さ れ た規制 \mathcal{O} 特 例 措 置 並 び に · 報 告 0) 徴 収 に 0 1 て は

、なお従前の例による。

3 附則第一 条 第二号に掲 げ る規定 0 施行 の際現 E 旧 産 競 法 第九条第一 項の 認定を受けてい る新 事 業活 動 計

画 及 Ű 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り な お 従 前 \mathcal{O} 例 に より 第二号 施 行 日 以 後 に 同 . 条第 項 \mathcal{O} 認定を受け た 新 事 業 活 動

計 画 に 従 0 て 実施 さ れ る 旧 産 競 法 第 二条 第 三項 E 規 定す Ź 新事 業 活 動 に <u>つ</u> 7 て は、 旧 産 競 法 第十二 条 \bigcirc 規

定は、第二号施行日以後も、なおその効力を有する。

(中小企業等経営強化法の一部改正に伴う経過措置

第七 条 第四 条 \mathcal{O} 規定 **(**) 則 第 条第四 号に 掲 げ る改一 正 規定を除く。 次条第 項 E お 7 て同 r. による改

正 前 \mathcal{O} 中 小 企 業等に 経営 強 化 法 (次条第 項及 び 附則 第 九 条 第 項に お 1 7 旧 中 小 強 化 法 という。 第

匹 条 の規定 の適用を受けて成立してい る同条第一項に規定する創業等関連保証 に係る保険関係につい ては

第二 条 \mathcal{O} 規 定による改 正 後 \mathcal{O} 産 業 競 争 力 強 化法第百二十 九 条の 規 定 0 適用を受けて成立 して 1 る同 条第

項に · 規定 · す る創 業 関 連 保 証 に 係 る保 険 関 係 とみなす。

第八 条 この 法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 現 に 旧 中 小 強 化 法 第十 兀 条 第 項 \mathcal{O} 承 認 旧 中 小 強 化 |法第-+ 五 条 第 項 \mathcal{O} 変 更

 \mathcal{O} 承 認を含む。 を受けてい る旧 中 小 強 化 法第十 四条第 項に規定する経営革 新 計 画 は 第四 条 \mathcal{O} 規 定に

ょ る改正後 \mathcal{O} 中 小企業等経営強 化 法 (以下この条及び次条にお 7 7 「新中・ 小 強化 法 という。 第十 应

第一

項

0

承

認

を受け

た同

項に規定す

る経営革

新

計

画とみなす。

2 中 小 企 業 等 経営強 化 法 第二条第 項 E 規 定す る中 小 企業者 (新 中 小 強 化 法第二条第 五. 項 12 規 定す る特定

事 業者 (以 下 : の 項 に お 1 て 「 特 定 事 業者」という。) に 該当するもの を除く。)につ V) て は 令 和 五. 年

三月三十一 日 まで 0 間 は、 特定事業者とみなして、 新中 小 強 化 法 の経営革新 中 小企業等経営強 化 法 第二

条第 九 項に 規定する経営革 新をいう。 12 関する規定を適 用する。

3 前 項 小 強 12 規定する 化 法 第十四条第 んる目 (以下この 項 承 条 認 に お 1 請 7 であって、 特 定日」 特定 という。) お ま 1 で 12 同 項 承認をするかどうか に規定する中 小 企 業者 処 分がさ が L た

新

中

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

申

日

に

てそ

0

0)

条

れ 7 1 な 7 t Oに 0 1 7 0 承認 の処分については、 な お 従前 \mathcal{O} 例 による。

4 特 定 日 に お 1 7 現 (C 新 中 小 強 化 法 第十 匹 条第 項 \mathcal{O} 承 認を受け 7 V) る 同 項 に 規 定する経営革 新 計 画 第

項 E 規 定 す る中 小 企 業 者 12 · 係 る ŧ \mathcal{O} 12 限 る。 及 び 前 項 \mathcal{O} 規定 に ょ ŋ な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ 1) 特 定 日 \mathcal{O} 翌 日

以 後 に 新 中 小 強 化 法 第 + 兀 条 第 項 \mathcal{O} 承 認 を受 け た 同 項 E 規 定す る 経 営 革 新 計 画 に 0 1 7 \mathcal{O} 計 画 \mathcal{O} 変 更 \mathcal{O}

承 認 及 Ű 承 認 \mathcal{O} 取 消 Ļ 中 小 企業 信 用 保 険 法 (昭 和二十 五 年法 律 第二 百六十四号) \mathcal{O} 特 例、 中 小 企 業 投資

育 成 株式会社 法 (昭 和三十 八年 法 律 第百 号) 0 特 例、 株式会社 日 本 政 策 金 融 公庫 法 平 . 成 +九 年 法 律 第

五 十七 号) 及び 沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫 法 昭昭 和 兀 + 七年 法 律 第三十一号) 0 特 例 食 品 等 \mathcal{O} 流 通 \mathcal{O} 合 理 化

及 T 取 引 \mathcal{O} 適 正 化 12 関 す る 法 律 平 成三 年 法 律 第 五. + 九 号) \mathcal{O} 特 例 並 び に 報 告 \mathcal{O} 徴 収 に 0 1 7 は な お 従

前の例による。

第九 条 この 法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際現に 旧 中 小 強化法第十七 条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 認 定 旧 中小 強化法第十八条第 項 \mathcal{O} 変 更

 \mathcal{O} 認 定を含む。 を受けてい る 旧 中 小 強 化 法第十七 条第 項に 規定する経 営 力向 上計 画 は、 新 中 小 強 化 法

第十 七 条 第 項 \mathcal{O} 認定を受け た同 項 に 規定する 経営力力 向 上 計 画 とみなす。

新 中 小 強 化 法第一 二条第 項 に 規 定 す る中 小 企業者等 同 条第六 項 (Z 規定す る特 定事 業者等 (以下この 項

2

12 \mathcal{O} 間 お は 1 7 特 定 特 事 定事業者等」という。 業者等とみなして、 新中 に該当するものを除っ 小 強 化 法 \mathcal{O} 経 営 力向 上 (同 に つ 条第十項 *(*) ては、 に 規 令和五年三月三十 定す ん経営 力 向 上を 一 日 まで う

第 五. 項 に お 1 7 同 じ。 <u>
</u>
・ に 関 する 規 定 を適 用 する。

3 た新 前 中 項 に 小 強 規 定 化 法第-する + 日 七 (以下こ 条 第 項 \mathcal{O} 条 \mathcal{O} 認 12 定の お 1 申 て 請 特 で あ 定 つって、 日 とい 特定日に う。 お ま で 1 に てその認定をするかどうか 同 項 E 規定す る中 小 企 業者 0) 処 分が が L

4 特定 日 に お 1 7 現に · 新 中 小 強化 法 第十 七 条 第 項 \mathcal{O} 認定を受け 7 **\ る 同 項 に 規 定す る経営 力 向 上 計 画

翌 日 以 後 に 同 条第 項 \mathcal{O} 認 定を受け た同 項 に 規 定 です る 経営 力 向 上 計 画 に 0 1 て \mathcal{O} 計 画 \mathcal{O} 変更 \mathcal{O} 認 定 及 び 認 第二

項

12

規

定

する・

中

小

企

業者等

に

係

るも

 \mathcal{O}

に

限

る。

及

CK

前

項

 \mathcal{O}

規

定

に

ょ

n

な

お

従

前

 \mathcal{O}

例

に

ょ

n

特

定

日

 \mathcal{O}

され

7

1

な

ŧ

 \mathcal{O}

に

0

1

て

 \mathcal{O}

認定

 \mathcal{O}

処分に

つい

ては、

な

お

従

前

 \mathcal{O}

例

に

よる。

定 0 取 消 中 小 企 業信 用 保 険 法 0 特 例 中 小 企業投資育成株 式 会社 法 \mathcal{O} 特 例 株式 会 社 日 本 政 策 金 融 公

庫 法 及び 沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫 法 \mathcal{O} 特 例 食品 等 \mathcal{O} 流 通 \mathcal{O} 合理: 化 及び 取 引 \mathcal{O} 適 正 化に 関 する 法 律 \mathcal{O} 特 例

特定 許 認 口 等 12 基 づ < 地 位 \mathcal{O} 承 継 等、 中 小 企 業 等協 同 組 合 法 昭昭 和 <u>-</u> 十 匝 年 法 律 第 百 八 + 号) 及び 中 小

企 業 寸 体 \mathcal{O} 組 織 に 関 する 法 律 (昭 和三十二年 法 律第一 百 八 + 五 号) \mathcal{O} 特 例 事 業 \mathcal{O} 譲 渡 \mathcal{O} 場 合 \mathcal{O} 債 権 者 \mathcal{O} 異

議 0 催告等 並 びに報告の徴収については、 なお従前 の例による。

5 特定 日に お いて現に新 中 小 強化法第十七 条第一 項 \mathcal{O} 認定を受けてい る同項に規定する経営 力向上計 画

第二 項 に 規定する中 小 企 業者等 12 係 つるも \mathcal{O} に 限 る。 及び 第三項 \mathcal{O} 規 定に ょ り な お 従 前 \mathcal{O} 例 12 ょ ŋ 特 定 日

 \mathcal{O} 翌 日 以 後 に 同 条 第 項 \mathcal{O} 認定を受け た 同 項 に 規定す Ź 経 営力 向 上 計 画 に 従 0 7 行 わ れ る経 営 力 向 上 に 0

11 ては、 新中 小 強化法第二十五条第一 項 \mathcal{O} 規定 んは、 特定 日 0) 꺞 日 以後も、 なおそ O効力を有する。

地 域経済牽 引事 業 0 促 進による地域 $\widehat{\mathcal{O}}$ 成長発 展 の基盤強化に関する法律 か 一 部 改正に伴う経過 措

第十条 令 和 五. 年三月三十一 日 12 お 7 て現に 地 域 経済牽引事 業の 促 進 による地 域 \mathcal{O} 成 長 発 展 \mathcal{O} 基 盤 強 化 に 関

す る法 律 . 第 十三条第 匹 項 又 は 第 七 項 \mathcal{O} 承 認 を受けて 1 る者 (同 法第二条第三項 12 . 規定、 す る中 小 企 業 第

五. 条 \mathcal{O} 規 定 **(**) 則 第 条 第 匝 号に 掲 げ る 改 正 規定を除く。 によ る改 正 後 \mathcal{O} 地 域 経 済 牽 引事 業 \mathcal{O} 促 進 に ょ

る 地 域 0 成 長 発展 0 基 盤 強 化に関する法律 (以下この条において 新 地 域経 済 牽 引事 業 促 進 法

第二条第四 項に規定する特定事業者 (以下この条にお *(* \ 7 「特定事業者」とい う。 に該当するものを

除く。) に 限 る。 は、 同 日 \mathcal{O} 翌. 日 以 後も特定 事 業者とみなして、 新 地 域経 済牽引事業促進 法第十九条

第二十二条、 第二十八条及び第二十 九 条 \mathcal{O} 規定 を適 用する。

(下請中小企業振興法の一部改正に伴う経過措置)

第十一 条 この 法律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 現に 第七 条 \mathcal{O} 規定によ る改 正 前 \mathcal{O} 下 請中 小 企業振 興法 (以下この 条に お 7 7

旧 下 請 中 小 企 業 振 興 法 とい . う。 第 五. 条第 項 \mathcal{O} 承 認 旧 下 請 中 小 企 業 振 興 介法第· 七 条第 項 \mathcal{O} 変 更

承 認 を含む。 を受け て 1 る旧 下 請 中 小 企 業 振 興 法 第 五. 条 第 項 に 規 定 す る 振 興 事 業 計 画 は 第 七 条 \mathcal{O} 規

定による改 正 後の 下 請中 小 企業! 振 與法第 五. 条 第 項 \mathcal{O} 承 認 を受けた同 項に 規定する る振興 事 業計 画 とみ なす。

(生産性向上特別措置法の廃止に伴う経過措置)

第十二条 附 則 第一 条第二号に掲げ る規定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 に 第十条の 規定による廃 止 前 \mathcal{O} 生 産 性 向

〇 以 下 旧 生 産 性 特 措 法 という。 第六 条 第 九 項 \mathcal{O} 報 告 書 令 和 年 度 \mathcal{O} 重 点 施 策 \mathcal{O} 進 捗 及 CK 実 施 \mathcal{O} 状

況 並 び に 評 価 \mathcal{O} 結 果 に . 関 す Ź ŧ 0) に 限 る。 が 国 会に 提 出されて 7 ない 場 合に お け る当 該 報 告 書 \mathcal{O} 玉 会

の提出については、なお従前の例による。

第二号施 行 日 前にされ た 旧 生産 性 特措 法 第九条第 項の 規定による求 めであって、 附 則 第 条第

二号に 掲げ る 規 定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 新 た な 規 制 \mathcal{O} 特 例 措 置 旧 生 産 性 特 措 法 第二条第三項に 規定す Ź 規 制 \mathcal{O} 特

例措置, をい う。 を講ずることが 必 要 か 0 適 切 で あ る かどうか \mathcal{O} 判 断 が され 7 1 な V ŧ \mathcal{O} に 0 1 7 は 第

上

|特別:

措

置

法

に お 条の規定 7 7 新 (附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く。) による改正後の産業競争力強化法 産競法」 という。 第六条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による求めとみなして、 同 条の 規定を適 用 (第十六条 でする。

第十 匹 条 第二号施 行 日前 に され た 旧 生 産 性 特 措 ;法第-+ · 条 第 項 \mathcal{O} 規 定に よる求 \Diamond であ 0 て、 附 則 第 条第

よる。

一号に

掲げ

る

規

定

 \mathcal{O}

施

行

 \mathcal{O}

際、

そ

 \mathcal{O}

口

答

が

べされ

7

1

な

V

ŧ

 \mathcal{O}

に

0

1

て

 \mathcal{O}

口

答に

0

1

ては、

な

お

従

前

 \mathcal{O}

例

に

第十五条 第二号施行日前にされた旧生産性特措法第十一条第一 項の 認定の申請であって、 附 則 第一 条第二

号に掲げる規 定 \mathcal{O} 施 行 0 際、 認定をするかどう ゟ゙ゝ 0 処分がされて 7 ない Ł 0 に つ 7 て \mathcal{O} 認 定 \mathcal{O} 処分に つい

7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。 この 場 一合に お 7 て、 旧 生 産 性 特措 法 第 + 条第四 項 中 革 新 的 事 業 活 動 評 価

委員会」 とあ るの は、 産 業 競争 力 強 化 法 等 \mathcal{O} 部 を改 正 する等 \mathcal{O} 法 律 **令** 和 年 法 律 第 号) 第

条 0 規定による改 正後 \mathcal{O} 産業競争力強化法 平 ·成二十五年法律第九十八号) 第十四条の二に規定する新技

術等効果評価委員会」とする。

2 附 則 第 条 第二号に掲 げ る規定 0 施 行 の際現 に 旧 生産 性 特措法第十一 条第 項 \hat{O} 認定を受け Ć 1 る 同 項

に 規定 す る新 技術等実 証 計 画 (以下この 条 に お į, 7 新 技 術等 実証 計 画 という。 及び前で 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定 に ょ

事 \mathcal{O} 規 画 V) ·業活 定 徴 に な され お 収 0 従 1 動 に 評 前 た 7 0 価 規 \mathcal{O} 1 \mathcal{O} 7 計 例により第二号施 委員会」 制 は \mathcal{O} 画 特 \mathcal{O} 変更 な 例 لح 措 お あ \mathcal{O} 従 置 るの 認 前 定、 中 \mathcal{O} は 行 例 小 変更 企 日以後に に 業信 ょ 「産 \mathcal{O} る。 業 指 用 競争 旧 保 示 \mathcal{O} 険 及 生産性特措法第十 力 場 CK 法 強 合 認定 \mathcal{O} 化 に 特 法等 例 お \mathcal{O} 取 1 の 一 て、 中 消 小 Ļ 部を改正する等 旧 企 条第 業投 主務 生 産 大臣 資 性 育 項の認定を受けた新技術等実証 特 措 成 に 法 株 よる \mathcal{O} 第 式 情 法律 会社 報 条 法 \mathcal{O} (令和三 第 提 \mathcal{O} 特 供 等、 項 例 年 中 並 法 政 び 革 律 令 に 等で 第 新 報 告 計 的

規定する新 号) 第 技 術等 条の 効果評 規定による改 価 委員会」 正 後 とする。 \mathcal{O} 産業競争 <u>,</u> 力強: 化法 (平成二十五年法律第九 十八号) 第十四 条 \mathcal{O}

3 新 術 等 技 附 術等 実 則 第 証 実 計 証 条 画 第二号に掲 及 計 び 画 第 に 従 項 0 7 \mathcal{O} げ 実施・ る規 規 定 され 定 に ょ \mathcal{O} る旧 施 ŋ な 行 生 お \mathcal{O} 際 産 従 性 現 前 特措 に \mathcal{O} 例 旧 法第 生 に ょ 産 り 性 条第二 第 特措 一号 法 項 第 施 E + 行 規定する新技術等 日 以 条 第 後 に 同 項 条第 \mathcal{O} 認 定 を受け 実 項 証 \mathcal{O} 12 認 つい Ć 定を受け 1 7 る は 新 た 技

旧 生 産 性 特 措 法第十二 八条 \mathcal{O} 規定 は、 第二号施 行 日 以 後 ŧ なおその \mathcal{O} 効力を有する。

第十六 規 定に 条 ょ ŋ 新 読 技 術 み替えて 等 効果評 適 用 価 す 委員 る 会 旧 生 は 産 性 新 特 産 措 競 法 法 第 第十 + 兀 条 第 条 が 三 兀 一第 項 及び 項 前 E 条第 規定す 二項 る \mathcal{O} t 規 \mathcal{O} 定 0 に ほ より か、 読 前 条第 ...み替 え て適 項 $\widehat{\mathcal{O}}$

用 する旧生産性特措法第十三条第三項の規定によりその権限に属せられ た事項を処理する。

第十 七 条 第二号施 行 日前にされた 旧 生産 性 特措 法第二十二条第 項 \mathcal{O} 認定 \mathcal{O} 申 請 であって、 附則第 条第

号に掲げ る 規 定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際、 認 定 をするか どうか の処分がされ て 7 な 1 ŧ \mathcal{O} に 0 7 7 \mathcal{O} 認 定 \mathcal{O} 処 分に

いては、なお従前の例による。

2 第二 一号施 行 日前 に され た旧 生産 性 特措法第二十二条第 項の 認定の 申 請であって、 附則第一条第二号に

掲 げ る規定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際、 認定をするかどうか の処分がされ てい な 1 ŧ Oに係 る旧 生産性特措 法第二十二条

第五 項 \mathcal{O} 調 査 につ 7 て は、 旧 生産 性 特措: 法第二十八条第二 項 旧 生産 性 一特措法第二十二条第五 項 \mathcal{O} 調 査 に

係 る部 分に 限 る。 以下この 項 に お 1 て同 ľ, 及び 第四 項 か 5 第 六項 ま で 间 生 産性 特 措 法 第二十八 条第

項 E 係 る 部 分に 限 る。 並 び に 第三十 条 旧 生産 性特措 法第二十八条第二項 E に係る部: 分に 限 る。 0 規

定は、なおその効力を有する。

3 附 則 第一 条第二号に掲 げる規 定 \mathcal{O} 施行 の際現に旧 生産性特措法第二十二条第 項の 認定を受けてい る同

項に 規定する る革 新 的デ] タ 産業 活 用 計 画 (以 下 この 条 に お 1 て 革 新 的 デ タ 産 業活 用 計 画

及び 第 項 \bigcirc 規定に より な お 従 前 \mathcal{O} 例に、 より第二号施 行 日 以 後 に 旧 生 産 性 特措 法第二十二条第 項 \mathcal{O} 認定

 \mathcal{O} を受けた革新的データ産業活用 特 例 玉 \mathcal{O} 機 関等 に対するデー 計 タ 画 につ 0 提 ١ ر 供 て \mathcal{O} 求 0 8 計 並 画 びに の変更の認定及び認定の取消 報告 \mathcal{O} 徴 収 に 0 7 て は、 なお 中小 従 前 企業信E \mathcal{O} 例 に よる。 用保険法

4 十三 第二 条 項 第 \mathcal{O} 規 項 定 は \mathcal{O} 変 更 前 \mathcal{O} 項 認 \mathcal{O} 規定 定 に 係 に る ょ ŋ 同 な 条 第 お 従 五 項 前 に \mathcal{O} 例 お に 1 て ょ 準 ŋ 第二号施 用 す る 旧 行 生 産 日 以 性 特 後 措 に 法 行 第二十二条第 わ れ る 旧 生 産 性 五. 特 項 措 \mathcal{O} 調 法 第 査

5 附 則 第一 条第二号に掲げる規定 の施行 の際現に旧 生産性 特措法第二十二条第 項の認定を受けて る革

新

的

デ

タ

産

業活

用

計

画

及び

第

項

 \mathcal{O}

規定

により

な

お

従

前

 \mathcal{O}

例に

より

第二号施

行

日

以

後

に同

条第

項

 \mathcal{O}

認

に

つ

()

て準

用

でする。

定を受け た革 新 的 デ タ 産 業 活 用 計 画 に 従 0 7 実施 さ れ る 旧 生 産 性 特 措 法 第 二条 第四 項 に 規 定 す る革 新 的

デー タ産 業 活 用 に 0 7 て は 旧 生 産 性 特 措 法 第二十 五. 条、 第二十 八 条第 項、 第二項 旧 生 産 性 特 措 法 第

二十六条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 確 認 をするため に 必要な調 査 に係る部分に限る。 以下この項に お į, 7 同 第三 項

三十条 及び 第 兀 旧 項 か 生 産 ら第六 性 特 措 項 くまで 法第二十八条第二 旧 生 産 性特措法第二十八条第二項及び 項及び第三項に係る部分に限る。 第三項に係 0) 規定は、 る部分に限 第二号施行 る。 並 日 び 以後 に 第

も、なおその効力を有する。

措 法 第三十 附則第一条第二号に掲げる規定の施 八 条第 項 0 変更の同 意を含む。 行 を得た旧 前に旧生産性特措法第三十七条第三項の同意 生 産性特措法第三十七条第 項に規・ 定する導 旧 生産 入促 性 特

進 基 本 計 画 は 第三条 \mathcal{O} 規 定に ょ る 改 正 後 \mathcal{O} 中 小 企 業等経 営強 化 法 (次項 に お 1 7 新 中 小 強 化 法

第四 + 九 条第 項 \mathcal{O} 同 意 を 得 た同 条 第 項 E 規 定す る導 入 促 進 基 本 計 画 لح み んなす。

2

附

則

第一

条第二号に掲げ

る規定

0)

施

行

 \mathcal{O}

際

現

(C

旧

生産

性

特措法第四

+

条

第

項

 \mathcal{O}

認定

旧

生

産

性

特

措

法

第 匹 十一 条 第 項 の変更 \mathcal{O} 認定を含む。) を受けて いく . る旧 生産 性特措: 法第四十条第一項に規定する先 端 設

備等 導 入計 画 は、 新 中 小 強 化法第五十二条第一 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 認定を受けた同 項に規定する先端設備等 導入計 画 とみ

なす。

罰 則 に 関す る経 過 措 置

第十 九 条 ک 0 法 律 附 則 第 条第二号から第四号までに掲げる規定にあっては、 当該規定。 以下この条及

び 次条にお **,** \ て 同 ľ \mathcal{O} 施 行 前 に した行為並 びにこの 附 則 \mathcal{O} 規定に より な お 従 前 \mathcal{O} 例 によることとされ

る場合及び \mathcal{O} 附 則 \mathcal{O} 規 定 に より な おそ \mathcal{O} 効力 を有することとされる場合に おけるこの法律 (T) 施行後にし

た行為に に 対す る罰 則 \mathcal{O} 適 用 に つい 7 は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十条 この 附則に 規定するも \mathcal{O} 0 ほ か、 この法律の施行に伴い必要な経過措置 (罰 則に関する経過措置

を含む。)は、政令で定める。

(小規模企業共済法の一部改正)

第二十一条 小 規模企業共 済法 (昭 和四十年法律第百二号) の 一 部を次のように改正する。

第十六条の二及び第十六条の三第一 項中 「第十五条第二項第七号」 を 「第十五条第二項第八号」 に改め

る。

(印紙税法の一部改正)

第二十二条 印紙税法の一部を次のように改正する。

別 表第三の 文書名 「の 欄· 中 第十 七号並びに第十八号」を 「第十六号並びに第十七号」に、 「独立行政法

人中 小 企業基準 一盤整 備 機構 法第十五 一条第二 項の業務 (同 項第六号」 を 「独立行政法人中小企業基盤整備 機 構

法第十五条第二項の業務(同項第三号及び第七号」に改める。

(情報処理の促進に関する法律の一部改正

情報処理の促進に関する法律 (昭和四十五年法律第九十号) の一部を次のように改正する。

第五十一 条第一 項中第十四号を削 り、 第十五号を第十四号とする。

附則第四 条 \mathcal{O} 次に 次 \mathcal{O} 条を加え える。

(業 務 \mathcal{O} 特 例

第四条の二 機構 は、 当分の間、 第五十一条に規定する業務のほか、 産業競争力強化法等の一部を改正す

る等の法律 (令和三年法律第 附則第十七条第二項 (同条第四項にお

号) いて準用する場合を含む

及び第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による廃 止前 \mathcal{O} 生産

性向 上 特 別 措 置 法 (平成三十年法律第二十五号) 第二十八条第 一 項 カ 5 第四 項 までに規定する業務 を行

とする。

う。

こ の

場

合において、

第六十三条第一号中

「第二項」

とある

のは、

第二項並びに

附

則第四条

(内閣 府設置法 の 一 部改正)

第二十四条 内 閣 府 乃設 置 法 (平成十一 年法 律第八十九号) の 一 部を次のように改正する。

第四 条第三 一項第一 五. $\overline{+}$ ·四号の 五 \mathcal{O} 次に次の一号を加える。

五十四の六 産業競争力強化法 (平成二十五年法律第九十八号) 第十四条の三第一項に規定する事務

第三十七条第三項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 表退 職手当審査会の 項 \mathcal{O} 次に次のように加える。

新技術等効果評価委員会 |

産業競争力強化法

附 三則第二 条 第三 項 を 削 り、 同 条第 匹 項 中 前 項」 を 前 項 に 改 め 同 |項を同 条第三項とする。

附則第二条の二第二項中 「前条第四 項 を 「前条第三項」に改める。

附則第四条第二項を削る。

(国立研究開発法人産業技術総合研究所法の一部改正)

第二十五条 玉 <u>7</u> 研 究開 発 法 人産業技 術 総 合研 究所法 (平成十一 年法律第二百三号) 0) 部を次の ように改

正する。

第十一条に次の一項を加える。

3 研究所 は、 前二 項 の業務のほ か、 これらの業務の遂行に支障のない 範囲内で、 産業競争力強化法 平

成二十五年法律第 九十八号)第二十一条の十二に規定する業務を行うことができる。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第二十六条 沖縄 振興特別措置法 (平成十四年法律第十四号) の 一 部を次のように改正する。

条第二 \mathcal{O} 同 項 表 項 第六 中 第六十 一十六 項」 を 「第六 「第七十一 に改 条第五 兀 [条第] + め、 应 条 項 第 条第二項」 項 \mathcal{O} 同表第七十条第一 七 表第六十三条第二 \mathcal{O} 項 項」 中 を 「第六十四 に改 「第七 め、 項 + [条第二 項 同 条 0 項上 第 表第六十六条第二項の \mathcal{O} 八 項 欄中 項 項 中 「第六十三条第二項」 を に 「第七十条第 改 「第七 め 同 十条第二 表 項 中 一項」 第 六十 項 「第六十六条第二項」 を を 五. に 条 「第七十六条第一 「第六十九条第二 第 改 \Diamond 項 同 \mathcal{O} 表 項 中 第 六 項」 を 第六 + 項」 兀 「第七 に改 + 条第 に改 五. め、 十 二 め、 条 七 第 項

」を「第七十一条第二項」に改める。

同

項

中

欄中

第六十一

五.

条」

を

「第七十一

条

(第

五項を除く。

_

に改め、

同

項下

欄中

「第六十五条第二

項

第二十 七 条 沖 縄 振 興 特 別 措 置 法 \mathcal{O} 部 を 次 0 ように 改 正する。

に 掲 第六十六条第一 げる者」 に改 項 中 め、 同 「第二条第六項に規定す 条第一 五. 項 \mathcal{O} 表第十 兀 条第 る組合等」 項 \mathcal{O} 項 中 を 中 「第二条第一 -小企業者及び 項第八号及び同条第二項第二号 組 合等」 を 「 特 定事

号に掲げる者 に限る。 に 改 め、 同 表第 十 五 条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 項中 中 小 企業者及び 組 合等」 を 特 定事 業者

に改

め

同

表

第十

匹

条

第二

項

第

五.

号

 \mathcal{O}

項

中

欄

中

組

合等」

を

特

定

事

業者

(第二

一条第

五.

項

第七

一号及び

第八

に改め、 同表第二十二条第一項から第三項まで及び第二十三条第一項各号の項上欄中「第二十二条第一

項か ら第三項まで」 を「第二十二条第二項から第四項まで」に改め、 同項中欄 中 中 小企業者」 を 「特定

事業者」に改 め、 同 表第二十四条第 項 第 号及び第三号の 項中 中 小 企業者 及び 組 合等」 を 特 定 事業

者」 に 改め、 同 表第七十条第二項 \mathcal{O} 項 中 欄 中 「中小 企業者」 を 「特定事 業者」 に改める。

、株式会社地域経済活性化支援機構法の一部改正)

第二十八条 株式会社地域経済活性化支援機構法 (平成二十一年法律第六十三号) の一部を次のように改正

する。

第六十三条中 「第二条第十五項」 を 「第二条第十六項」 に改める。

第二十 -九条 株式会社 地 域 経済活性化支援機構 法 0 部を次 のように改 正する。

第六十一条第一項中 「又は同法第二十五条第一項の特別 事業再編計 画 0 認定」 を削る。

第六十三条中 「第二条第十六項」を 「第二条第二十項」 に改める。

(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部改正)

第三十条 株式 会社東日 本大震災事業者再生支援 機構法 (平成二十三年法律第百十三号) の 一 部を次のよう

に改正する。

第六十一条中 「第二条第十五項」 を「第二条第十六項」 に改める。

第三十一条 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 法 \mathcal{O} 部を次の ように改正 する。

第五 十九 条第 項 中 乊 は同 法第二十五 条第 項 \mathcal{O} 特 別 事 業 再 編 計 画 \mathcal{O} 認定」 を削る。

第六十一条中 「第二条第十六項」を「第二条第二十項」 に改める。

,復興庁設置法の一部改正)

第三十二条 復興庁 7設置法 (平成二十三年法律第百二十五号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

附則第三条第 項 \mathcal{O} 表 生 産 性 向 上 特別 措置法 (平成三十年法律第二十五号) の項を削 る。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第三十三条 国家戦略 特別 区域法 (平成二十五年法律第百七号) の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一 項 中 「第二条第二十四項第二号」を「第二条第二十五項第二号」 に改める。

第三十四条 国家戦略特別区域法の一部を次のように改正する。

第十 九条の二第一 項 中 「第二条第二十五項第二号」を「第二条第二十九項第二号」 に改める。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十五条 所得税法等の一 部を改正する法律(平成三十一年法律第六号)の一部を次のように改正する。

附則第五十三条及び第七十条中 「おいて、」の下に 「同条第一 項中「第二条第六項」とあるのは

条第七 項」と、 「第二条第五項」とあるのは 「第二条第六項」と、 を加える。

理由

新 型型 コ 口 ナ ウ 1 ル ス 感染 症 \mathcal{O} 影響、 急激 な 人口 \mathcal{O} 減 少 等 \mathcal{O} 短 期及び 中 長 期 \mathcal{O} 経 済 S社会情報 勢の 変化に対 適 切に

対応し て、 我 が 玉 産 業 \mathcal{O} 持 続 的 な 発 展 を図 る た め、 情 報 技 術 \mathcal{O} 進 展、 工 ネ ル ギ 1 \mathcal{O} 利 用 に ょ る 環境 \mathcal{O} 負 荷

 \mathcal{O} 低 減 等 に 対 応 す る事 業変 (更を行) おうとする者 に 0 1 7 \mathcal{O} 計 画 認 定 制 度 \mathcal{O} 創 設、 経 営 革 新 計 画 \mathcal{O} 承 認 制 度等

る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

 \mathcal{O}

対

象事

業者

12

係

ぶる要件

 \mathcal{O}

見

直

下

請中

小

企

業

 \mathcal{O}

取

引

機

会を

創

出

「する者

 \mathcal{O}

認定

制

度

0

創

設等

 \mathcal{O}

措

置

を

講ず